かんぽ生命の現状2020 ディスクロージャー誌 **統合報告書** (2019.4.1-2020.3.31)



経営理念・経営方針・行動指針

私たちかんぽ生命の経営理念は、お客さまによりそい、一人ひとりの人生を守り続けていくために、全社員 一丸となって歩んでいくという、決意を表しています。

この経営理念を胸に、持続的な成長を実現し、お客さまから信頼され、愛される会社であり続けるよう 取り組んでまいります。

経営理念

いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。

経営方針

かんぽ生命保険は、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指します。

- 1. お客さま一人ひとりの人生によりそい、分かりやすい商品と質の高いサービスを提供します。
- 2. お客さまにより良いサービスを提供するため、お客さまと接する社員が力を発揮する態勢を整備します。
- 3. 社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくります。
- 4. コーポレート・ガバナンスの確立による健全な経営を行い、常に新しい価値を創造することで、 持続的な成長を生み出します。
- 5. 健康促進、環境保護、地域と社会の発展に積極的に貢献します。
- 6. すべてのステークホルダーと密接なコミュニケーションを図ります。

行動指針

- 1. 私たちは、いつでもお客さまを第一に考えて行動します。
- 2. 私たちは、ともに働く仲間と一体となって、心のこもったサービスを提供します。
- 3. 私たちは、常に自己研鑽し、新たなことに挑戦して、会社の成長と社会の発展に貢献します。
- 4. 私たちは、社会の一員として高い倫理観を持ち、コンプライアンスを徹底します。
- 5. 私たちは、人権を尊重し、多様な人材が働きやすい職場をつくります。

CONTENTS

02 ステークホルダーの皆さまへ

当社における募集品質に係る 諸問題について

12 トップメッセージ

17 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に 伴う当社の対応

18 かんぽ生命について

18 価値創造プロセス

20 日本郵政グループにおける位置づけ

22 かんぽ生命のあゆみ

24 かんぽ生命のビジネスモデル

26 かんぽ生命の特徴

28 財務・非財務ハイライト

31 社外からの評価

31 イニシアチブへの賛同

32 主要な財務・非財務データ一覧

34 持続可能な価値創造

34 中期経営計画

36 主要戦略

42 経営基盤の強化

48 持続可能な社会の実現に向けて

55 コーポレートガバナンス

55 コーポレートガバナンス体制

63 コンプライアンス (法令等の遵守) の徹底

66 反社会的勢力への対応

67 営業社員・募集代理店への教育

68 リスク管理体制

70 お客さま本位の業務運営

70 ステークホルダーとの対話

73 会社情報

91 | 業績データ

189 生命保険協会統一開示項目索引

編集方針

本誌は、ステークホルダーの皆さまに、かんぽ生命の持続的な価値創造に向けた取り組みを分かりやすくお伝えするため、当社の概要、事業戦略、経営課 題等について、財務情報・非財務情報の両面から統合的にまとめた統合報告書です。編集にあたっては、国際統合報告評議会 (IIRC) 「国際統合報告フレー ムワーク」および経済産業省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」を参考にしています。また、保険業法第111条に基づいて作成したディスク ロージャー資料としても発行しています。

株式会社かんぽ生命保険は、2007年9月以前にご加入いただいた簡易生命保険契約について、その契約の権利および義務を承継した「独立行政法人郵 便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」(以下、本誌において「郵政管理・支援機構」といいます。)から、管理業務を受託しています。 なお、「郵政管理・支援機構」は、2019年4月1日に「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」(以下、本誌において「管理機構」といいます。) から機構名称を変更しています。

- (注1) 本誌は、一般公衆への情報提供を目的とするものであり、当社またはその子会社(以下、本誌において「当社グループ」といいます。)の株式その 他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。また、本誌には、当社グループの見通し・目標などの将来に関する記述がなされています。こ れらは、本誌の作成時点において入手可能な情報、予測や作成時点における仮定に基づいた当社の判断などによって記述されたものです。そのため、 今後、経済情勢や景気動向、法令規制の変化、大規模災害の発生、保有資産等の価値変動、風評・風説など、その他の幅広いリスク・要因の影 響を受け、実際の経営成績等が本誌に記載された内容と異なる可能性があることにご留意ください。
- (注2) 本誌は、個別に注記している場合を除き、本誌の作成時点において入手可能な情報に基づき記載しています。
- (注3) 本誌は、個別に注記している場合および業績データ編「6 保険会社及びその子会社等の状況」を除き、当社(単体)について記載しています。

ステークホルダーの皆さまへ



お客さまからの信頼を 一日でも早く取り戻せるよう、 お客さま第一の真の実現に向けて 全力で取り組んでまいります。

平素より、株式会社かんぽ生命保険に格別のご支援を賜り、 心より御礼申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影 響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、当社商品の不適正な保険募集等に関しまして、 2019年12月27日付で、金融庁より保険業法に基づく業務の 一部停止命令(2020年1月1日から3月31日) および業務改 善命令を受け、2020年1月31日付で、同庁に業務改善計画 を提出いたしました。

一連の問題により、お客さまをはじめとする多くのご関係の 皆さまに、多大なるご心配をおかけしましたことを深くお詫び 申し上げます。

今回の行政処分を厳粛に受け止め、業務改善計画の実行を 経営の最重要課題として位置づけ、お客さま本位の業務運営 の確立に取り組んでまいります。

経営トップとして、お客さま本位の業務運営を徹頭徹尾貫 く、新しいかんぽ生命を作り上げていけるよう、全社員の先頭 に立ち、全力を挙げて取り組むことで、お客さまをはじめ、ご 関係の皆さまからの信頼の回復を図ってまいります。

引き続きのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ ます。

取締役兼代表執行役社長 午日 也也

当社における募集品質に係る諸問題について

▋問題の概要と経緯

株式会社かんぽ生命保険の商品において、お客さまが保障を見直される際の取り扱い等に関する社内調査を実 施した結果、お客さまのご意向に沿わず不利益が生じた可能性のある事例があることが判明いたしました。

この事案を厳粛に受け止め、ご契約の調査、復元、募集品質の改善に向けた取り組みを、全社一丸となって進 めてまいりました。

当社は、2019年7月、本問題に関し、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社とともに、この3社と利害関係を 有しない外部専門家のみで構成される特別調査委員会を設置しました。同委員会に、事案の徹底解明、原因究明 および改善策の提言を行っていただくとともに、日本郵政グループとしての調査結果と今後の取り組みについて報 告いたしました。

また、当社は、2019年12月27日に金融庁から、保険業法第132条第1項に基づく業務停止命令および業務改 善命令を受け、2020年1月1日から3月31日までの間、お客さまの自発的な意思表示を受けて行う保険募集および 保険契約の締結を除き、当社保険商品に係る保険募集および保険契約の締結を停止するとともに、適正な業務運 営を確保し、保険契約者の保護を図るための改善計画(業務改善計画)を策定し、同年1月31日に金融庁に提出、 以後、定期的に改善状況を報告しております。

当社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、当該業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置づけ、お 客さまからの信頼回復に向けて全社をあげて取り組んでまいります。今回の業務改善計画にとどまることなく、日本 郵政グループの信頼を回復し、お客さま本位の業務運営を実現するために必要な取り組みを、外部の専門家の方の アドバイスをいただくとともに、公正・中立な立場から厳しく評価していただくことで、徹底してまいります。

■金融庁からのかんぽ生命に対する行政処分

2019年12月27日、当社は金融庁から保険業法第132条第1項に基づく行政処分(業務停止命令および業務改 善命令)を受けました。行政処分の概要は以下のとおりです。

行政処分の概要

保険業法第132条第1項に基づく行政処分(業務停止命令および業務改善命令)

- (1) 2020年1月1日(水) から2020年3月31日(火)までの間、株式会社かんぽ生命保険の保険商品に係る保 険募集(生命保険募集人に委託しているものを含む)および保険契約の締結を停止すること(顧客からの自発 的な意思表示を受けて行う保険募集および保険契約の締結を除く。その他、当局が契約者保護の観点から必 要とされる業務として個別に認めたものを除く)。
- (2) 適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。
 - ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
 - ② 顧客に不利益を生じさせた可能性の高い契約の特定、調査、契約復元等、適切な顧客対応の実施
 - ③ ②の調査により、不適正な募集行為を行ったと認められる募集人に対する適切な対応(事故判定・処分基 準の厳格化と運用の徹底を含む)
 - ④ 適正な営業推進態勢の確立(乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定を含む)
 - ⑤ コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成(適切な募集方針の策定・浸透や職員およ び募集人に対する研修を含む)
 - ⑥ 適正な募集管理態勢の確立 (代理店に対する十分な牽制機能の構築を含む)
 - ⑦ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化

▋特別調査委員会における原因分析

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社および株式会社かんぽ生命保険は、2019年7月、お客さまに不利益が 生じたかんぽ契約の乗換等に係る問題に関し、この3社との利害関係を有しない外部専門家のみで構成される特別 調査委員会(委員長:伊藤鉄男元最高検察庁次長検事)を設置し、2019年12月、同委員会から本事案に係る原 因分析について以下のとおりご指摘いただきました。

1. 不適正募集の発生につながる直接的な原因

- (1) 募集人の一部には、モラルに欠け、顧客第一の意識やコンプライアンス意識が低く、顧客の利益よりも自己の 個人的な利得等を優先する者が存在していたこと。それにもかかわらず、このような不適正募集のリスクの高い募集人に対し、実効的な研修や教育、指導に関する取組みを組織的に行ってこなかったこと。
- (2) 郵便局等の営業目標達成のために、高実績者である募集人に依存せざるを得ない状況の中で、上司等が募集 品質に問題がある募集人を厚遇してきたため、販売実績を上げる手段として不適正募集が黙認されるという風 潮が形成され、不適切な勧誘の話法を含めた不適正募集の手法が各地に伝播していったこと。
- (3) 高実績者ではない募集人についても、自身の所属する郵便局等の営業目標達成を理由に、顧客に不利益を与える乗換契約を含めた不適正募集を行うことが正当化される風潮が形成されていたこと。
- (4) 販売実績を上げるための自主的な勉強会等を含め、不適正募集の手法が共有される機会が存在していたにもかかわらず、これに対する適切な対応が講じられてこなかったこと。

2. 不適正募集を助長した要因

- (1) 営業目標必達主義を背景とした、厳しい営業推進管理が行われていたこと。
- (2) 新規契約の獲得に対する直接的なインセンティブを付与する募集手当など、新規契約獲得に偏った手当等の体系となっていたこと。
- (3) 営業目標の設定および配算の結果、一部の募集人に対して実力に見合わない営業目標が課されていたこと。
- (4) かんぽ生命の貯蓄性保険商品の販売が困難となりつつある中で、保有契約数の底打ち・反転のために、高齢者を主な顧客層とする経営目標の設定と実現に向けた営業推進管理体制自体が不適正募集を助長したこと。
- (5) 不適正募集の疑いが生じた募集人に対して、徹底的な調査とこれを踏まえた厳しい不祥事件・不祥事故判定や処分等が行われてこなかったこと。
 - ア 募集人の自認への過度の依存。
 - イ募集人や管理者に厳しい処分等の制裁が課されていなかったこと。

3. 不適正募集を防止できなかった構造的要因

- (1) 不適正募集を抑止する態勢の整備が不十分であったこと。
 - ア 申込関係書類審査の手続や引受手続に不適正募集を防止するための手続や仕組みが組み込まれていなかったこと。
 - イ 不適正な乗換契約を含め、顧客に不利益を生じさせるおそれのある保険募集を未然に防止するためのツール としての契約者情報等の管理システムの機能が不十分であったこと。
 - ウ不適正募集に係る社内ルールに不備があり、潜脱を招いたこと。
 - エ 製販分離体制の下で、委託元保険会社であるかんぽ生命による委託先代理店である日本郵便に対するコンプライアンス上の統制が脆弱であったこと。

- (2) 顧客に不利益を与える乗換契約等の不適正募集の実態が長期間にわたって把握されてこなかったこと。
 - ア 顧客の苦情等を含め不適正募集の疑いに係るリスク情報がもたらされても、リスク感度の低さに起因し、こ れらの情報が問題点等の発見に活かされず、矮小化された結果、問題の抜本解決がなされず、実態把握の 遅れにつながったこと。
 - イ かんぽ生命保険の募集に係るコンプライアンス・リスク管理態勢に不十分な点があり、顧客に不利益を与え る乗換契約等の不適正募集の兆候を発見できなかったこと。
 - ウ 顧客に不利益を与える乗換契約等を含め、不適正募集の実態把握につながる現場の声が経営層に届かない 組織風土となっていたこと。

4. 乗換契約に関する特有の原因

- (1) 条件付解約制度および契約転換制度等が導入されていなかったこと。
- (2) 乗換契約の募集に係る社内ルールに不明確な点があったため、形骸化や潜脱を招き、適切な運用がなされて いなかったこと。
- (3) 他の類型の不適正募集の抑止を優先し、乗換契約における不適正募集への抜本的な対策が遅れたこと。

5. かんぽ生命保険商品の募集に係るコンプライアンス・リスク管理態勢の問題点

- (1) 事業部門である郵便局の募集現場における不適正募集の防止に向けた管理態勢が不十分であったこと。
- (2) 管理部門による牽制が不十分であったこと。
- (3) 内部監査部門による検証も不十分であったこと。
- (4) 事業子会社のコンプライアンス・リスクに関する情報が、日本郵政に適時にもたらされる態勢が構築されてい なかったこと。
- (5) 日本郵政グループにおいて不適正募集に係る情報を現場から吸い上げる内部通報制度が機能していなかった こと。

6. 日本郵政グループのガバナンスの問題点

- (1) かんぽ生命のガバナンスに係る問題点
 - ア リスク感度の低さに起因し、リスク事象を探知した際、根本原因の追究と抜本解決を先延ばしにし、問題を矮 小化する組織風土であったこと。
 - イ 縦割り意識に起因する部門間の連携不足と情報伝達の目詰まりが生じていたこと。
 - ウ 社外取締役等の外部人材の知見を十分に活用できていないこと。
- (2) 日本郵便のガバナンスに係る問題点
 - ア 重層的な組織構造の中で、郵便局の現場で発生している不適正募集の実態の把握ができていなかったこと。
 - イ 日本郵便において、金融コンプライアンスの要請に適切に対応する体制が構築されていなかったこと。
 - ウコンプライアンスを狭義の法令遵守と捉え、顧客本位の観点から、かんぽ生命の保険募集に求められる対 応がなされていなかったこと。
 - エ 社外取締役等の外部人材の知見を十分に活用できていないこと。
- (3) 日本郵政のガバナンスに係る問題点
 - ア 持株会社としての日本郵政が果たすべき役割やグループガバナンスの在り方について、全役員のコンセンサ スが得られていなかったこと。
 - イ グループの企業価値を毀損するおそれのある情報の共有等に関するルールが明確でなかったことなどから、 不適正募集の実態に関する情報が不足していたため、必要な対策を講じることができなかったこと。

■お客さまの信頼回復に向けたご契約調査

ご契約調査の概要

当社は、お客さまが保障内容の見直しをされる際の保険契約の乗換において、お客さまのご意向に沿わず不利益 が発生した可能性が特定可能な類型のご契約について、ご契約時の状況などをご確認するための調査を、書面、 お電話、ご訪問などを通じて行いました(特定事案調査)。また、すべてのご契約について、お客さまのご意向に 沿わず不利益を生じさせたものがないかを確認するための書面調査を行いました(全ご契約調査)。

今後もお客さまからの信頼を回復していくための活動に全力で取り組んでまいります。

1 特定事案調査

お客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性が特定可能な類型(A~F類型)については、過去のご契 約データから、乗換後の契約状況が当該類型に合致するもの(2019年3月以前の過去5年分、対象のお客さま約 15.6万人)をすべて抽出し、対象のお客さまに、ご契約時の状況や契約復元等のご意向を確認し、お客さまの不利 益の回復を優先して、お手続きを進めさせていただくとともに、ご契約時の状況などの確認結果に基づき、募集人 への調査を行っております。

類型	調査対象事案	対象契約者数
А	引受謝絶となった事案	約1.8万人
В	支払謝絶等となった事案	約0.2万人
С	減額や特約付加等の提案を検討する事案	約2.3万人
D	予定利率が低下し、保障内容の変動がない等の事案	約1.3万人
Е	保障の重複が生じた事案	約6.6万人
F	保障の空白が生じた事案	約3.5万人
	승 計	約15.6万人

2 全ご契約調査

特定事案調査の対象を除くすべてのご契約(過去5年間分の消滅契約を含む約3,000万件、お客さま数約 1,900万人)に対して、返信用はがきを同封した書面をお送りし、ご返信いただいたはがきや、コールセンターにご 相談いただいた内容をもとに、ご加入のご契約がご意向に沿うものであるかのほか、ご要望やご意見をお聞きし、 内容に応じて必要な対応や調査を行いました。

3 全ご契約調査の深掘調査

2020年2月から全ご契約調査のさらなる深掘調査を順次開始し、お客さまのご不満やご意見などの確認、当時 の募集状況の調査を行い、不利益が発生しているお客さまについては、その解消を図っております。

A 多数契約調査

区分	調査対象(定義)	対象契約者数
多数契約	過去5年間で新規契約を10件以上加入し、その3割以上が消滅(解約、失効、減額または保険料払済契約への変更を指す。下表において同じ。)したもの	約0.6万人

B 多数契約以外の調査

区分	調査対象(定義)	対象契約者数
多額契約	2019年12月時点で65歳以上の契約者が月額保険料10万円以上の払込を行っており、かつ短期消滅契約が1件以上発生(2014年4月~2019年12月)しているもの	約1.9万人
被保険者を替えた乗換契約	過去5年間で契約者が同一で被保険者を変更した新規契約を締結し、その 変更後契約が短期消滅しているもの	約2.7万人
保険種類を替えた乗換契約	過去5年間で年金から保険への乗換があったもの、または保険⇔年金の乗 換の繰り返しがあったもの	約0.4万人
保険期間等短縮変更 制度を利用した乗換契約	過去5年間で既契約の保険期間等を短縮変更し、新規契約の申込をしているもののうち、新規契約が引受謝絶等に該当するもの	約0.4万人

■ご契約調査の進捗状況等

ご契約調査のうち、特定事案調査および全ご契約調査におけるお客さま対応については、お客さまのご都合によ るものなどを除いて、2020年3月末に完了しております。また、全ご契約調査の深掘調査については、募集状況 などの調査を順次実施しております(ご契約調査の状況については、当社ホームページ(https://www.jp-life. japanpost.jp/)をご覧ください。)。

また、特定事案調査では、対象のお客さまに、ご契約時の状況や契約復元等のご意向確認を実施し、お客さま の不利益の解消を優先して、お手続きを進めさせていただくとともに、当該保険契約を受理した募集人への調査を 行い、同年4月末でほぼ判定が終了しております。全ご契約調査については、法令違反や社内ルール違反の可能性 を確認しているご契約などについて、募集人調査やお客さまの利益回復に向けた対応を実施しております。

上記の調査対象以外についても、お客さまへの訪問活動などを通じてお客さまのご意見・ご要望を丁寧にお聞き し、お客さまのご意向に沿わず不利益が生じている場合には誠実にその解消を図るなど、お客さまのご契約内容の 確認などのフォローアップ活動を通じてお客さまからの信頼を回復していくための活動を継続して行ってまいります。

【業務改善計画における主要施策の概要

当社は、業務改善命令における指摘事項および特別調査委員会からの提言事項などを踏まえ、業務改善計画に おいて掲げた以下の再発防止策を確実に実行してまいります。

1. 適正な営業推進態勢の確立

組織全体にお客さま本位の意識を醸成するとともに、それに基づく保険募集を実践することが適切に評価される態勢 を構築するため、以下の施策に取り組みます。

(1) 適切な募集方針の 策定および浸透

生命保険本来の役割・使命を踏まえた高い倫理観に基づき保障を提供するというプリン シプルベースの基本的な行動の実践を徹底するため、2020年2月にお客さま本位の理念を 反映させた勧誘方針を策定し、2020年4月にお客さまに対して公表しました。

また、上記勧誘方針に基づくかんぽ営業の行動原則を「かんぽ営業スタンダード」として 定義するとともに、募集人などに対して、これを浸透させる研修など、お客さま本位の理念 に基づいた行動規範の理解・定着に向けて継続的に研修を実施しております。

(2) 営業目標等の体系 の見直し

2020年度は営業目標の設定を行いませんが、2021年度以降に営業目標を設定する場 合においては、生命保険マーケットなどの見通しを踏まえ、現場の営業力に不適切な募集が 含まれていないかを確認することのほか、当年度と次年度の各種施策の変化要素に渉外営 業社員数の増減の影響を加えたうえで算出するとともに、適正な募集品質に基づく営業力 で達成可能かなど、営業部門・経営企画部門のほか、募集管理部門との間で協議のうえ、 決定することとしております。

日本郵便株式会社の各支社および各郵便局への当該目標の配算についても、営業目標 の水準の適正化と合わせて、適切に実施できているか日本郵便株式会社の取り組みの確認 を行います。

また、これまでの新契約月額保険料実績に偏重した目標管理などを、新契約と契約継続 の両方を同じ重要度で評価できるよう、新契約と消滅契約(解約等)の月額保険料を差し 引きしたストックを重視した目標に改めるとともに、契約乗換については販売実績の計上を 行わないこととし、現行の手当(通常の契約の二分の一支給)を不支給としました。人事 評価についても、募集品質に係る評価項目のウエイトを高めるなどの見直しを行ってまいり ます。

(3) 保障見直しの仕組 みの改善

2020年1月に、保障の見直しをお客さま本位で実現できる制度として、条件付解約等制 度*1を導入しました。また、既契約の解約を伴わない、契約転換制度*2の導入に向けてシ ステム開発などの具体的な検討を進めております。

- ※1条件付解約等制度とは、お客さまの不利益を未然に防ぐため、新契約が有効に成立したことを条件として既契 約の解約等の効力を発生させる制度をいいます。
- ※2 契約転換制度とは、既契約の責任準備金を新契約の責任準備金等に引き継ぐ方法による見直し制度をいいます。

(4) その他の対策

上記(1)~(3)のほか、お客さま本位の販売を定着させるため以下の施策などに取り組んで まいります。

ア ご高齢者に対する募集対策

満70歳以上のお客さまについては、原則、募集人からの勧奨を停止しておりますが、 お客さまのご意向によりお申し込みをいただく場合には、必ずご家族等の同席またはご 家族等への事前のご説明を実施することとしているほか、お申し込みの受付時に被保 険者さまから事前同意をいただくなど、取り扱いを強化しております。

イ 商品開発

青壮年層を含めたお客さまの保障ニーズに応えるための商品の開発を検討してまいり ます。

ウ 社員の声の把握

当社では、社員から社長への直接提案制度を導入したほか、当社経営陣が当社各 支店等を訪問し、現場の社員の声を直接聞く「役員ダイアログ(対話)」を開始しました。

2. 適正な募集管理態勢の強化

お客さまのご意向に沿わない契約の発生を未然に防止するため、以下のとおり、チェック・統制による牽制を行って まいります。

ンター・サービスセ ンター等の態勢強 化

(1) 郵便局・コールセ | ア お申し込みからご契約締結までの重層的なチェック体制

外形上、募集品質に懸念のあるお申し込みについては、それを検知する「募集事前チ ェック機能!の対象を拡大するとともに、郵便局管理者によるお客さまへのご意向確認に 加え、当社専用コールセンターによるお客さまへの重層的なご意向確認を行い、引受審 査時に当社サービスセンターが申込関係書類とこれらのご意向確認結果からお客さまの ご意向に沿っているかどうかの確認をしております。

そのほか、契約乗換の判定期間に近接する契約についてはアラート表示を行うなどの システム対応も実施し、契約乗換潜脱を防止する仕組みを整備しました。

また、募集品質管理に活用するため、お客さまの過去のご契約の加入・消滅履歴など をシステム上、簡易に把握できる仕組みを設けるなど、お客さま情報を募集品質管理に 活用できる態勢を整備してまいります。

イ 解約請求受付時のチェック体制

郵便局の渉外営業社員による説明・確認に加え、当社専用コールセンターからお客さ まにご意向確認や不利益事項のご説明の有無の確認を行っております。

(2) 本社等の態勢強化

ア 適正な募集管理に向けた態勢の強化

(ア) 本社および支店等機能の見直し

従来は、本社における第2線(コンプライアンス部門・募集管理部門)が担ってき た適正募集の実現に向けた企画・指導業務を第1線(営業部門)に移管し、これま でよりも第1線が募集品質の確保を前提とした営業への責任を担うとともに、第2線 が第1線の施策に対する検証業務に注力することで、適正な相互牽制のもと、お客 さま本位に立脚した施策の立案が可能となる態勢を構築しました。また、コンプライ アンス調査室を新設し、不適正募集等に対する調査業務の指揮命令機能を集約し、 調査機能を強化しました。

支店等では、代理店支援において営業推進に注力していたことを踏まえ、今後は 募集品質の確保を前提とした代理店支援・指導へ見直し、募集態様調査および適正 募集指導に係る体制を強化してまいります。

(イ) 苦情等の検知

募集態様に問題が疑われる苦情を高いリスク感度を持って検知し、各担当部署の 役割分担を明確にしたうえで、入口から出口まで責任を持って、フォローを行う態勢 の構築に向けた各種検討を開始しました。

イ 事故判定と処分基準の厳格化等による牽制

自認に頼らない事実認定および事故判定を実施するとともに、募集状況の可視化を図 るため、募集状況の録音・保管の試行を開始しました。そのほか、募集人処分に「業務 停止」および「注意」を追加し、不適正募集の程度に応じた処分を実施するための処分 基準の厳格化や、当該募集人の管理者に対しても厳格な処分を日本郵便株式会社に要 請することとしており、これらの対応により、不適正募集等に対する牽制を強化してまい ります。

(3) 内部監査部門の態 勢強化

内部監査の人材、体制およびリスクアセスメントの強化を行うとともに、内部監査に関す る監査委員会との連携を強化してまいります。

3. 正確な情報把握に基づくガバナンスの強化

経営層がリスクを適切に把握し、正確な情報把握に基づきガバナンスを強化のうえ、PDCAサイクルの徹底、再発防 止に向けた改善策の着実な実施・定着を図る態勢を構築してまいります。

(1) 募集状況等の実態 把握の強化および PDCAサイクルの 徹底

お客さまからの苦情などさまざまな情報を、リスク感度を高めて把握、分析し、深度ある 議論のうえ、改善策の効果検証などを実施することとしました。

(2) 取締役会および監 査委員会の機能の 強化

取締役会の決議事項の対象範囲の見直しをしたほか、従来の「決議」、「報告」に加え、 決議案の作成段階から社外取締役の知見を活用する「審議」を新設しました。また、必要 に応じて取締役会を臨時開催するほか、社外取締役間会合を実施するなど、取締役間の意 見交換を充実化させる場を設けることとしました。

内部監査計画の決定・変更および内部監査部門の重要人事については、監査委員会の 事前同意を必須化し、監査委員会による募集態様等の検証のための調査指示および担当 執行役への助言などを実施する体制を整備しました。

■ JP改革実行委員会の設置

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険のグループ4社 は、日本郵政グループに対する国民の皆さまからの信頼回復に向けて、外部専門家の方々に公正・中立な立場か ら各種アドバイスをいただくため、2020年4月2日に「JP改革実行委員会」を設置しました。

本委員会の委員は、日本郵政グループのいずれの企業とも利害関係を有しない以下の外部専門家5名から構成さ れております。

座長 山内 弘隆	一橋大学経営管理研究科 特任教授
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長
野村 修也	中央大学法科大学院 教授
増田 悦子	全国消費生活相談員協会 理事長
横田 尤孝	青陵法律事務所 弁護士

本委員会は、特別調査委員会提言事項に対する進捗状況の確認や、日本郵政グループが実施する信頼回復に向 けた各種取り組みの有効性や十分性についての検証などを実施していただくこととしております。



かんぽ生命が真の意味で生まれ変わるために 風土改革を徹底して進めていく覚悟です。

取締役兼代表執行役社長 千田 哲 也

信頼回復に向けた強い決意

一連の問題により、お客さまをはじめとする多くのご関係の皆さまに、多大なるご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。かんぱ生命のお客さまならびにご関係者、お一人おひとりの信頼を一日も早く回復すること、そして大切なパートナーである郵便局の信用力やブランド力を回復させることは、私に課せられた大きな使命です。

2020年1月6日に代表執行役社長に就任した私は、年頭の挨拶で全社員に向けて3つのことを伝えました。1つ目は、調査やお客さまの対応については必ずやり遂げる、全社員一丸となって乗り越えるという強い意思。2つ目は、危機を乗り越えた先のビジョンとして、しっかりした再生プランを形づくる必要性。そして3つ目が企業風土を見直し、改革を行い、ガバナンスを改善させていくことの大切さ。これら3つを通じて、かんぽ生命は真の意味で生まれ変わっていくのだという決意を新たにしました。

「すべての人生を、守り続けたい」 という思い

1916年にかんぽ生命の前身である簡易生命保険が誕生し、100年以上が経ちました。郵便局という身近なネットワークを通じて、たくさんの方々に簡易で小口の生命保険を提供しご愛顧いただいてきたことは、他の生命保険会社にはない私たちの魅力であり強みです。

当社が100周年を迎えた2016年当時、経営企画や広報などの担当役員だった私は、当社のあるべき姿を見つめなおし、次の100年に進むため、経営理念の改定に中心となって関わりました。そこで策定した短い言葉が「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」という、今のかんぱ生命の経営理念です。

はじめは少し背伸びをしているのではないかという 印象があったものの、何度も何度もこのフレーズに接 するうちに、確かにそのとおりであるという実感が湧 いてきました。

かんぽ生命は、2,000万人をこえる保険契約者さまと被保険者さまのみならず、そのご家族、ご親戚を含めると、日本全国の相当な人々とかかわりを有しています。"すべての人生"といっても大げさなものではなく、これだけ多くの方々とかかわりがある当社の社会的な役割は非常に大きいものと思っています。

草の根的な活動を通じて日本全国の多くのお客さまを守り、そこに寄り添っていく。私たちには全国82の支店のうち、法人営業に特化した6支店を除く76支店に郵便局のサポートを目的としたパートナー部があり、営業・業務支援、指導を行う体制を構えてきました。郵便局のマネジメント力を強化するプロジェクトにも取り組んでまいりました。しかし、翻って今、経営理念の言葉を十分に浸透させることができなかったのではないかと思うことがあります。本当の意味で経営理念に沿った会社になっていれば、今回のような不適正な募集に係る問題は起こっていなかったはずです。

企業風土の改革による お客さま本位の実践

今一度、経営理念の原点に立ち返ってお客さまへの対応をはじめ、社内の業務やコミュニケーションのあり方などをすべて見つめ直す必要が生じています。経営理念の意味するところを社内に今一度浸透させ実際に実行し、羅針盤として、常に振り返ることをしっかりとやっていきたいと強く感じています。

かんぽ生命保険契約問題特別調査委員会から 2019年12月18日に受領した調査報告書でも明記されていますが、かんぽ生命が多くの保険契約者さまに選ばれてきた最大の要因は、国民生活に欠かせない重要なインフラとなっている郵便局に寄せられてきた信頼です。その信頼を修復し、回復させることなくして再生への道はありません。

2019年12月27日、金融庁より保険業法に基づく 行政処分を受けました。これを受けて、2020年1月 31日に業務改善計画を提出いたしました。具体的な 実現可能性や合理性を欠いた営業目標やコンプライ アンス・顧客保護の意識の甘さ、脆弱な募集管理態 勢、リスク感度の低さなどの指摘やお叱りについて真 摯に受け止め、特定事案調査の進捗報告とともに、 不適正な募集を防止するための核となる具体的な対 策を網羅いたしました。

チェック機能を働かせて、不適正な募集を防止する というアプローチは大変重要ですが、これに加えて、 根底にある社員の意識や企業の文化といった風土そ のものを改革していかなければ、これからも同様の事 案が起こる可能性は否定できません。

そのために、まずは私たち自身が仕事の仕方や考え方を改めるべきだと考えています。例えば、保険商品販売の現場にいる郵便局社員の皆さまの目線に立った経営になっていたのか、かんぽ生命と郵便局の関係者間において本当にコミュニケーションは図れていたのか、そもそも郵便局社員の皆さまはかんぽ生命のことを信頼してくれていたのか――。自己反省に基づいた想像力を経営陣含め、社員の一人ひとりが持つことが大切です。また、そういった思いを私たちマネジメント層が抱かなければ、保険販売の現場で頑張っておられる郵便局社員はかんぽ生命に視線を向けてはくれないでしょう。経営陣とフロントラインの



関係性が深くなることで、仕事の進め方が変わり、 真のお客さま本位の対応が組織として自然と生まれる のだと思うのです。

情報の均一化を進め 経営のスピードを向上させる

お客さまと接する郵便局の現場と一体となって風土 改革を進めるために重要なのは、情報を均一にしてい くことです。そこには、かんぽ生命内のマネジメント 層とフロントラインの社員、かんぽ生命と日本郵便と いう2つの関係性が含まれます。

情報を共有するうえでは、特に2つのことを重要視しています。ひとつは、常に素早く発信すること。そのために会議の頻度と規模を改め、Web会議・テレビ会議システムを活用し関係部署が情報を伝える機会を増やし、フロントラインに広く情報を発信していく方法に切り替えました。現状の問題や苦労を共有し、マネジメント層の動きをフロントラインの人たちが理解していれば、フロントラインが自発的に考え、動いてくれるはずです。

もうひとつは、会議で生じたフロントラインからの 質問や提案にきちんと答えを出すことです。これまで は具体的な回答を示し対応することを疎かにしていた のではないかと痛感しています。これでは、せっかく 提案制度があっても機能しないはずです。"どうせ何 か言ったところでマネジメント層は聞いてくれない"と いった諦めの感情がフロントラインにある限り、風土 は変わりません。

そこでかんぽ生命の中で新たに設けた制度に、私の元に直結する「目安箱」があります。さまざまな社員から寄せられる意見に目を通し、担当部署と相談しながら動かし始めました。「トップは見ていて、動くべき時にはちゃんと動くんだ」という姿勢を一貫して保つこと。とにかく最後の最後まで責任を持って答えていき、実行を積み重ねることで、現場の人たちに変化を実感してもらう。そうしてようやく一体感が生まれ、積極的な意見も生み出されるのだと思います。

一方、日本郵便との関係も、今までよりさらに一 歩踏み込んで一定程度の緊張感を持ちながら言うべ きことは言い、やるべきことはやっていく仕組みに再 構築していくことが大切だと考えています。トップ同士の対話も以前なら月に1回程度だったものが、今は幹部を含め5人前後の規模で週に1、2回の頻度でディスカッションを行っています。経営上、重要な案件にあたっては、条件・内容などの細部の一つひとつをトップ同士が決めて動いていく。経営のスピードは確実に増しています。

新たなビジネスモデルの構築を目指す

かんぽ生命にとって郵便局との信頼関係は、顧客基盤の大きさを物語るとともに、他の生命保険会社にはない存在意義につながっています。ただ、再生プランを考える際には、2つの課題と向き合わざるを得ません。

ひとつはお客さまへの対応力です。保険商品は長い期間ご加入いただく商品で、万一の際に保険金をお支払いするため、丁寧なフォローアップと商品に精通した対応が求められます。お客さまに対応できる社員の質と量をもう一度作り上げていかなければなりません。

もうひとつは商品内容です。高齢社会や人口減少といった日本が置かれている長期的な状況はもとより、人々の働き方や生活観が変わっていき、多様化していくなかで、お客さまそれぞれのニーズの変化にどれだけ敏感になれるかも問われています。

2つの課題を通して、私たちができることは何かを 真剣に考え、お客さまのためになるのであれば、時 には他企業とも協力し合いながら相互補完・融合して いく発想も大事になります。

不確実な時代だからこそ思いに寄り添う

新型コロナウイルス感染症の拡大が、日本の社会においても甚大な影響を及ぼしています。感染症の発生により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

かんぽ生命は保険会社としての社会的な使命から 迅速な対応を最優先に取り組んでいます。必要書類 を一部省略するなどの非常取扱いの実施、保険料の 払込猶予期間の延伸、普通貸付利率の減免といった 特別取扱いを進めたほか、感染症によりお亡くなりに なられた場合も、死亡保険金に加えて「保険金の倍 額支払」の対象として保険金をお支払いすることとい たしました。

また、社内に向けても人命第一の視点から自分、 会社、社会の3つを同時に守ることを徹底するようメ ッセージを発しました。事業を継続することは保険会 社の責務であり、ひいては社会を守っていくことにも つながります。

この新型コロナウイルス感染症が収束したのち、社 会そのものが大きく変わっていくのではないかと考え ています。

感染症のみならず近年は、気候変動に伴う大規模 自然災害が目立つようになり、人々の命や健康に対 する感覚や感情が揺れ動いています。私たちは、こう した思いに寄り添ったうえで、いかに対応するべきか が問われるはずです。これも、かんぽ生命に課せら れた大きな命題と言えます。

事業そのものが社会の持続的成長と密接

私たち生命保険会社は公共性が高く、社会の持続 的な成長と切っても切れない関係にあります。かんぽ 生命の事業は、基礎的な生活保障の提供だけでな く、社会貢献活動・健康増進活動、機関投資家とし ての資産運用などの要素がありますが、会社の事業 を通じて持続可能な社会の実現に貢献することは、 経営上の最重要課題のひとつと認識しています。

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」やESG(環境・社会・ガバナンス)に対す る推進体制の強化も進めています。

SDGsを道しるべとして、健康増進などを通じたり スク対策や気候変動への適応と環境保護、ダイバー シティの推進、働き方改革といった個別重点項目につ いて対策を深めています。

かんぽ生命は、前身である逓信省簡易保険局が 1928年に制定したラジオ体操の普及推進に努めてき ました。超高齢社会に移行する日本においても、底 流にある健康増進の大切さは変わらぬどころか、健 康寿命延伸の観点からますます重視すべきものとなっ ています。また、お客さまの健康づくりをサポートす

るため、2019年1月に健康応援アプリ「すこやかんぽ」 の提供を始め、健康づくりの意欲を高めながら毎日 楽しく続けていただくためのコンテンツを提供してい ます。

資産運用については、ESGの諸要素を投資判断プ ロセスに組み込み、持続可能な社会の実現と長期的 な投資成果の向上やリスクの低減を推進しています。 さまざまな温暖化対策プロジェクトを資金面で支える ほか、最近では、新型コロナウイルス感染症対策支援 を目的とした債券への投資も積極的に行っています。

いずれにせよ、事業そのものが社会の持続的成長 と密接した存在である以上、SDGsやESGをいかに捉 え経営の核として取り込むか、本質的な姿勢が問わ れていることは間違いありません。そういった意味で、 これからの時代の変化を鋭敏に捉えるとともに、本業 での商品やサービスのあり方を見つめ直し、社会の 持続的成長に結び付けていく発想が求められます。

本質的な企業価値を高める

私たちには、お客さまや投資家の方々をはじめ、 社員やパートナー企業など数多くのステークホルダー が存在します。皆さまの幸せを実現することは共通す る代表である私の責務です。

そのために大切なのは、ステークホルダーお一人 おひとりの思いや意見をしっかりと聞き、受け止める ことです。コミュニケーションを丁寧に積み重ねてい き、かんぽ生命の未来に向けた再生と成長へのプラ ンをお示ししたいと考えています。

2020年度は、お客さまへの信頼回復を最優先課 題としながらも、今後の再生プランと次の中期経営 計画を策定する年度と捉えています。こうした取り組 みについて、透明性を持って動きながら情報発信し、 本質的な企業価値を高めてまいります。

グループ会社を含めた全社一丸となって、生まれ 変わろうとしているかんぽ生命を、叱咤激励いただく とともに、ご期待をお寄せいただけますよう心よりお 願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う当社の対応

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界的に大きな社会問題となり、国内における個人の生活、企業経営に 多大な影響が生じている非常事態において、当社は、生命保険会社の社会的使命・機能を確実に果たしていきます。

実施項目

概要

お客さまを支える取り組み

- 保険料の払込猶予期間の延伸、普通貸付利率の減免(貸付期間中の適用利率0%)、必要書類を一部省略するなどの非常取扱いを実施
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた場合に、死亡保険金に加えて 「保険金の倍額支払」の対象として保険金をお支払い (注)
- 新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、次のような場合も医師の証明書等をご提出いただくことで、本来入院が必要であった期間について入院保険金をお支払い
 - ・都道府県が用意した宿泊施設等において療養した場合や自宅療養した場合
 - ・新型コロナウイルス感染症、あるいは、他のご病気やけがにより、入院による治療が必要であったにもかかわらず入院できなかった場合、または、当初の予定より早い退院を余儀なくされた場合
- 外出自粛のため、在宅を余儀なくされている方々に向け、手軽に運動不足解消、健康増進に取り組んでいただけるよう、YouTubeにて、ラジオ体操に関連する動画を配信

非常事態における適切な事業運営の確保

- ◆ 社員の安全・健康を十分に配慮したうえで、継続すべき重要業務として、ご契約調査への対応、保険金のお支払いなどの業務を適切に実施
- 資産運用については、金融市場の動向を注視しながら、財務の健全性を維持 しつつ、利差益の確保を目指していく

ライフスタイルの変化 への対応

● 非対面でのサービス利用の広まりなどを踏まえ、保険契約の各種お手続などが、時間や場所の制限なく行うことができる環境整備などに向けて、さらなるデジタル技術の活用を検討

責任ある機関投資家としての 取り組み

● 国際機関が発行した新型コロナウイルス感染症対策を目的とした債券を購入 (詳細についてはP53をご覧ください)

医療従事者等への支援

● 日本郵政グループ4社で、医療従事者および感染拡大防止に関する活動の支援として、日本赤十字社に対し総額1億円の寄付を実施

(注) ご契約いただいている保険種類によっては、「保険金の倍額支払」の対象とならない場合がございます。また、ご加入 (契約日) から1年6か月を経過前にお亡くなりになられた場合も「保険金の倍額支払」のお支払い対象とはなりません。 ※最新の取扱状況は、かんぽ生命Webサイトに掲載しておりますので、ご確認のうえ、お手続き・お問い合わせください。

かんぽ生命Webサイト https://www.jp-life.

japanpost.jp/



価値創造プロセス

当社は、高い公共性を有する業務を提供する日本郵政グループの一員として、社会的課題やニーズをくみ取り、ステークホル

経営資源

(2020年3月末現在)

財務資本

- 総資産(連結): 71兆6.647億円
- 連結ソルベンシー・マージン比率: 1,070.9%
- 保険財務力格付け (S&P): A

社会・関係資本

- お客さま数: 2,468万人
- (注) 契約者および被保険者を合わせた人数 (個 人保険および個人年金保険を含み、当社 が受再している簡易生命保険契約を含む)
- 生命保険募集を行う郵便局数: 20,037局

人的・知的資本

- 従業員数:7,638人
- 2.468万人ものお客さまの ご契約を管理するシステム
- 保険金支払審査業務および コールセンターへのAIの活用

白然資本

- 地球環境資源の持続可能性への 配慮
- CO₂排出量:20.355t-CO₂

(注) 2018年度の当社での排出量

健全な 財務基盤

非常に大きな 顧客基盤

全国津々浦々の 郵便局を 中心とした 販売拠点

お客さま本位の 人材

お客さまサービスを 支える 情報システム

環境認識

- 少子・高齢社会の進展
- ライフスタイルの多様化
- 医療・ICTの進化
- 超低金利環境の継続

いつでもそばにいる。どこ すべての人生を、守り続



いNSURANCE かんぽ生命

かんぽサステナビリティ経営

リスクを保障

- 保険商品
- 事務サービス など
- リスクを予防
- 健康増進
- 環境保全 など

人々が安心して生活できることで、社 持続可能な社会の実現を目指す

価値創造を支える経営基盤

中期経営計画2020における最終年

お客さまの信頼回復に向けた ご契約調査の確実な実施

業務改善計画 実施・定着

主要戦略・経営基盤の強化

資産運用戦略

事務サービス戦略

デジタル化戦略

ダーの皆さまへ価値を提供し続けることで、企業価値の持続的向上を目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献します。

にいても支える。 けたい。

人生をより豊かに

- 社会文化活動
- プラチナライフ など

会とのかかわりを持ち、

度の取り組み

事業基盤の再構築・ 企業価値の向上

人材戦略

ステークホルダーとともに創出する価値

(2019年度実績)

お客さま

郵便局ネットワークを通じ、 基礎的保険サービスを提供

保険金等支払金: 6兆1,913億円

株主・投資家

持続的成長による企業価値向上

1株当たり配当金: 76円

当期純利益(連結): 1,506億円 (注) 親会社株主に帰属する当期純利益

地域・社会

健康増進サービスを通じたリスク予防 社会貢献活動を通じた地域社会活性化への貢献

● 夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会 開催会場数:全国43会場 (注) 毎年の開催予定数

●「ご契約のしおり・約款」のWeb閲覧提供に よる環境保全に係る寄付: 34団体

CO2削減率: 38% (注) 基準年度 (2013年度) 比

従業員

すべての社員が最大限に能力を発揮できる 職場環境を実現

女性管理職比率: 11.9% (注) 2020年4月1日現在

年次有給休暇の取得率: 93.9%

万一の際の 保障を提供



全国津々浦々に 安心をお届けし、 これからの 地域社会を支える



健やかで豊かな 人生づくりのサポート





次世代へ住みよい 地球環境資源を





持続的な価値創出の 経営基盤を強化



多様性ある、 いきいきとした 組織



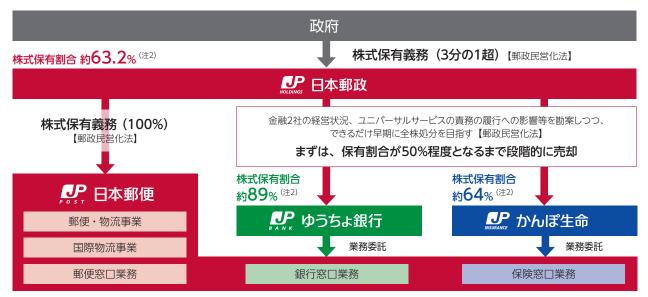




日本郵政グループにおける位置づけ

■日本郵政グループの構成

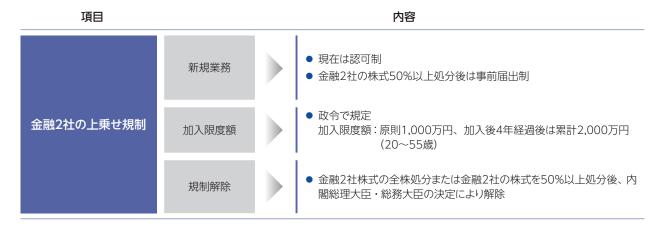
- 当社が行う生命保険事業は日本郵政グループの主要3事業のひとつです。
- 日本郵政株式会社は、ユニバーサルサービス義務に配慮しつつ、金融2社の株式をできる限り早期に処分するこ とが郵政民営化法により定められています。(注1)



- (注1) ユニバーサル・サービスとは郵便の役務、簡易な貯蓄、送金および債権債務の決済の役務ならびに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局 で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることをいい、日本郵政株式会社および日本郵便株式会社はこの確保のため郵便 局ネットワークを維持する義務を負います。保険窓□業務においては、終身保険および養老保険に係る保険募集ならびに当該保険に係る満期保険金および生存保険金の支払 請求の受理を郵便局において実施することが含まれています(郵政民営化法第7条の2、日本郵政株式会社法第5条)。
- (注2) 自己株式を除く総議決権数に対する議決権の保有割合

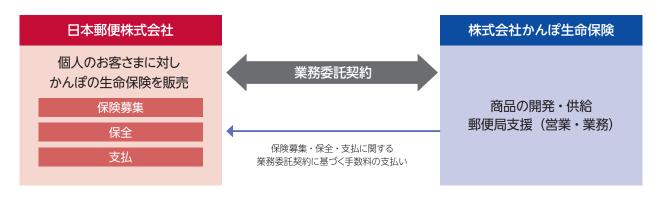
【郵政民営化法の上乗せ規制

- 他の生命保険会社との適正な競争条件を確保する観点から、郵政民営化法による上乗せ規制が存在しています。
- 日本郵政株式会社が保有する当社株式を50%以上処分することにより、上乗せ規制が緩和され、自由度が向上し ます。



【郵便局を通じたサービスの提供

- 当社は、郵便局ネットワークを有する日本郵便株式会社と業務委託契約を締結し、全国の郵便局を通じて生命保 険を販売しています。
- 当社は、業務委託契約に基づき、保険募集・保全・支払に関する手数料を日本郵便株式会社に支払っています。



保険募集・保全・支払に関する手数料について

○ 保険募集に関する手数料

日本郵便株式会社に委託する保険募集業務に関する手数料で、主に新契約(募集実績)に連動して支払う もの。

生命保険業界で一般的な算式に基づき算出し、複数年度に分割して支払を実施。

○ 保全・支払に関する手数料

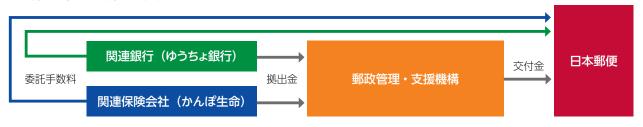
日本郵便株式会社に委託する保全・支払業務について、郵便局における業務の処理時間等をベースに単価 を設定して支払うもの。

保有契約件数や郵便局数等に比例する手数料(基本手数料)と、保有契約維持の指標の達成、アフターフ ォロー活動の促進のため、その実績に基づく手数料(インセンティブ手数料)から構成。

【交付金・拠出金制度の概要

- 2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。
- 郵便局ネットワーク維持に要する基礎的な費用は、2020年3月期から、株式会社かんぽ生命保険および株式会 社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援 機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われています。

Ⅰ交付金・拠出金制度の仕組み



かんぽ生命のあゆみ

当社の前身である簡易生命保険の創業は1916年。「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する」という社会的使命を持って誕生し、比較的低廉な料金で、無診査かつ簡易な手続きにより加入できる保険制度の提供を通じて、国民生活の安定を図る役割を果たしてきました。創業から100年以上が経過し、時代の変化とともに、国営企業から民営化へと、その形を変えてきましたが、保険を通して人々の生活を支えるという使命は変わりません。かんぽ生命は、これからも、地域に根差した郵便局ネットワークを通じて、全国のお客さまに「保険」という安心をお届けし、お客さま一人ひとりの人生を保険の力で支え、守り続けていきます。

1885年 逓信省

1949年 郵政省(昭和24年)

2001年 郵政事業庁 (平成13年)

2003年 日本郵政公社

2001-2006

1885-1949

1916

●簡易生命保険事業創業

1926

●郵便年金事業創業

1928

● 国民保健体操 (旧ラジオ体操) の制定



1949

1949-2001

- ●郵政省発足
- 保険金の倍額支払制度の実施

1951

●現行のラジオ体操第一の放送開始

1953

●夏期巡回ラジオ体操会の開始

1962

●1000万人ラジオ体操祭の開始

1999

- 歳満期特別養老保険の創設
- ●みんなの体操の制定

2001

- ●郵政事業庁発足
- かんぽコールセンターの開設

2003

●日本郵政公社発足

2005

- 簡易保険事務センターの再編 (7カ所→5カ所)
- 「かんぽコールセンター」による お客さま相談の全国実施

2006

●株式会社かんぽ設立









かんぽ生命とラジオ体操 一地域の皆さまの健康づくりに携わってきた90年一



ラジオ体操は、1928年、当時の逓信省簡易保険局が、国民の健康の保持・増進を図るために、昭和天皇の御即位の大礼を記念して制定しました。

日本郵政公社の民営化により誕生したかんぽ生命は、通信省やその流れをくむ郵政省・郵政事業庁・日本郵政公社が担ってきた役割を受け継ぎ、NHKおよびNPO法人全国ラジオ体操連盟と共同でラジオ体操の普及推進に取り組んでいます。

2019年10月、ラジオ体操は、「今も受け継がれている行動のデザイン」として 2019年度ロングライフデザイン賞 (主催:公益財団法人日本デザイン振興会) を 受賞しました。



2007年 かんぽ生命

2007~

2007

- ●日本郵政グループ発足
- ●新規業務(運用対象の自由化)の認可取得

2008

- ●法人向け商品の受託販売開始
- ●「かんぽ生命 入院特約 その日から」販売開始

2000

● 奈良支店および和歌山支店の開設により、全都道府 県に支店を設置

2011

● かんぽシステムソリューションズ株式会社(現 連結子 会社)を子会社化

201/

●学資保険「はじめのかんぽ」販売開始

2015

- ●養老保険「新フリープラン (短期払込型)」販売開始
- 東京証券取引所市場第一部へ上場
- 法人向け商品 (総合福祉団体定期保険など) の受託 販売開始



2016

- ●簡易生命保険誕生100周年
- 経営理念の改定
- 新規業務(再保険の引受け・付帯サービス)の 認可取得
- 第一生命保険株式会社**との業務提携 ※現第一生命ホールディングス株式会社

2017

- お客さま本位の業務運営に関する基本方針を策定・ 公表
- ●特約「医療特約 その日からプラス」、終身保険「新ながいきくん 低解約返戻金プラン」、長寿支援保険「長寿のしあわせ」販売開始

2018

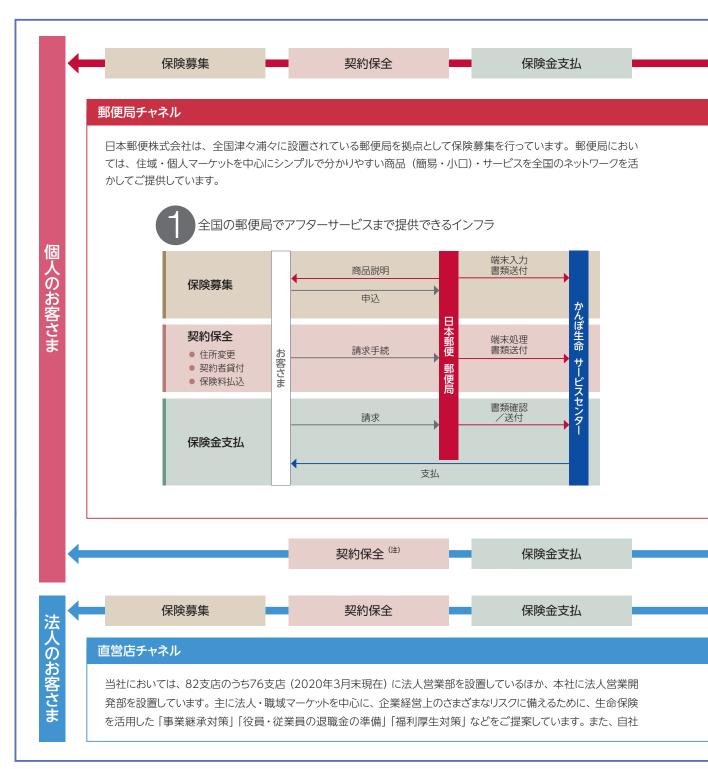
●中期経営計画(2018年度~2020年度)発表

2019

- 健康応援アプリ「すこやかんぽ」の提供開始
- 引受基準緩和型商品「かんぽにおまかせ」、 先進医療特約の販売開始
- ●株式の第2次売出し

かんぽ生命のビジネスモデル

当社は個人のお客さまに対しては代理店(事業パートナーである日本郵便株式会社(郵便局)、簡易郵便局)、法人の お客さまに対しては直営店(当社の支店)を販売チャネルとして生命保険事業を展開しています。



(注) スマートフォンやパソコンからご契約に関するお手続き等をしていただけるなど、各種請求のマルチアクセス化を推進しています。

い かんぽ生命

。日本郵便

業務委託

郵便局サポート体制 日本郵便

(代理店) 郵便局 窓口社員・渉外営業社員

事務支援 教育研修 募集品質指導 営業推進のための支援

かんぽ生命 全国76支店に郵便局支援の 専門人材を配置 (パートナー部)

社会貢献活動 健康増進支援 ● ラジオ体操の普及推進 ● 健康増進サービス 基礎的な生活保障 の提供 資産運用 ● ALMを基本としリスク バッファーの範囲で運 用を多様化 ● ESGの視点を踏まえた 投資

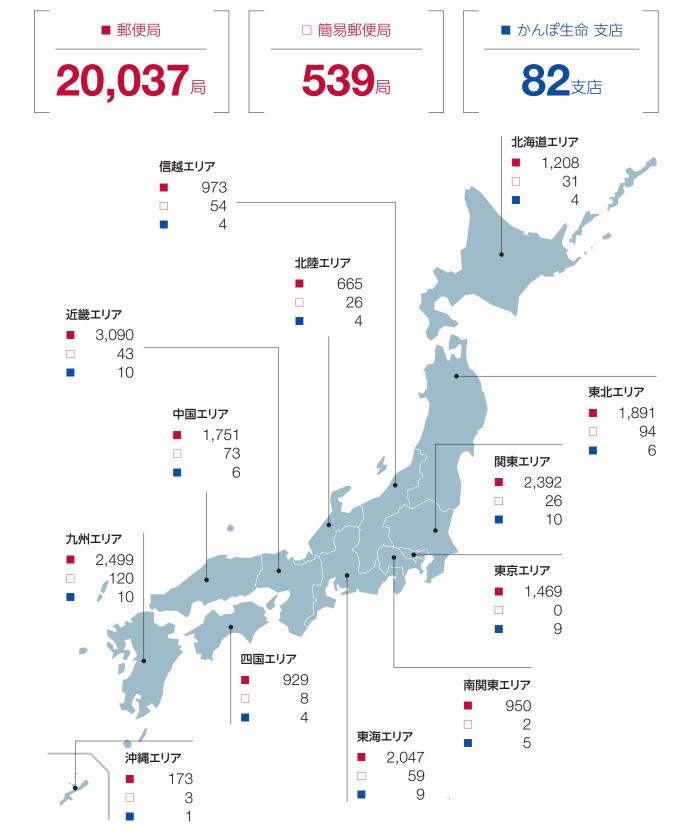
商品のほか、他の生命保険会社の法人向 け商品も取り扱っており、企業経営者の皆 さまの幅広いニーズにお応えしています。

当社は、郵政管理・支援機構から簡易生命保険契約の管理業務を受託しています。郵政管理・支援機構から受託した業務のうち、保険料の収納や保険金 等のお支払いなど受託業務の一部を日本郵便株式会社へ再委託をすることにより、民営化前と変わりなく郵便局でサービスを提供しています。

かんぽ生命の特徴

■全国に広がる郵便局ネットワークとかんぽ生命の拠点数

(2020年3月末時点)



(注) 郵便局は生命保険募集を行う郵便局の数、簡易郵便局は生命保険募集委託契約を締結している簡易郵便局の数です。

▋簡易・小□な商品

- 全国の郵便局を通じて、養老保険・終身保険を中心としたシンプルで分かりやすい商品(簡易・小□)・サービスをお 客さまにご提供しています。
- 養老保険・終身保険などに医療特約を付加した販売が基本スタイルです。
- 新契約1件あたりの平均保険金額は約294万円と、小□の保障が中心です。

加入申し込みの際に医師による 診査が不要 (無診査)

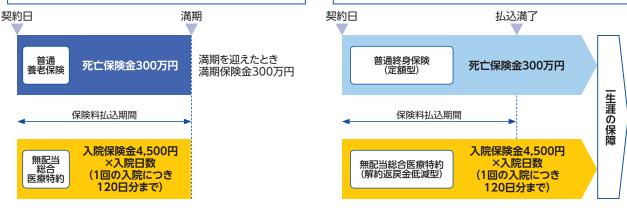
健康状態などの告知で お申し込みが可能(告知書扱)

職業による加入制限なし

養老保険・終身保険に医療特約を付加した契約例

普通養老保険(基準保険金額300万円)に 無配当総合医療特約 (特約基準保険金額300万円) を付加した場合

普通終身保険(定額型)(基準保険金額300万円)に 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) (特約基準保険金額300万円) を付加した場合



(注)「養老保険・終身保険に医療特約を付加した契約例」に記載の保険金支払事由やお支払いに際しての制限事項は、代表的な事由・事項であり概要を示 しています。

Ⅰ非常に大きな顧客基盤

お客さま数の約2,468万人は、総人口(2020年4月1日時点)の約2割(約5人に1人)に相当します。

■ かんぽ生命のお客さま数



出典:「人口推計」(総務省統計局、2020年4月1日現在(概算値)の総人口・男女計の総数) https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index2.html#suikei (注) 「お客さま数」は、契約者および被保険者を合わせた人数です(個人保険および個人年金保険を含み、当社が受再している簡易生命保険契約を含みます。)。

財務・非財務ハイライト

財務ハイライト

2015

保有契約年換算保険料 (個人保険)(注1)(注2) 4兆3, 186億円 50,314 49,796 48,595 46,771 **43.186** 21,679 17,716 14,921 13,132 **11,740** 28,635 32,079 33,673 33,639 **31,446**

2019年度末の保有契約年換算保険料(個人保険)は、受再してい る簡易生命保険契約(保険)と合わせて、前年度末に比べ7.7%減 少の4兆3,186億円となりました。

2018

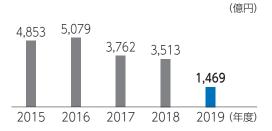
2019 (年度末)

2017

新契約年換算保険料(個人保険)

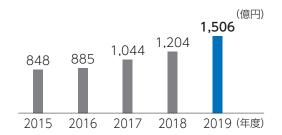
1,469_{億円}

2016



2019年度の新契約年換算保険料(個人保険)は、2019年7月中 旬以降の積極的な営業活動の自粛および2020年1月以降の業務停 止などにより、前年度に比べ58.2%減少の1,469億円となりました。

当期純利益(連結)^(注4) 1,506億円



2019年度の当期純利益は、前年度に比べ302億円増加し、1,506 億円(前年度比25.1%増)となりました。

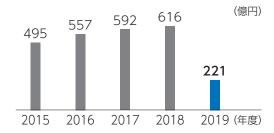
お客さまから事業を営むためにいただいている毎月の保険料は一定額 ですが、これを原資として支払う委託手数料は当初の水準が高い方 式となっているため、新契約の減少(「新契約年換算保険料(個人保 険)」参照)に伴って、事業費が減少しました。このほか、資産運用 における順ざやの増加が、当期純利益の主な増加理由です。

保有契約年換算保険料(第三分野)(注3)



2019年度末の保有契約年換算保険料(第三分野)は、受再してい る簡易生命保険契約と合わせて、前年度末に比べ5.0%減少の 7,155億円となりました。

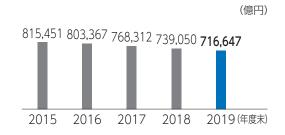
新契約年換算保険料(第三分野)



2019年度の新契約年換算保険料(第三分野)は、前年度に比べ 64.1%減少の221億円となりました。(「新契約年換算保険料(個人 保険)」参照)

総資産 (連結)

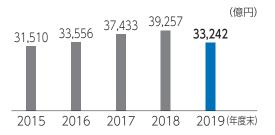
71兆6,647億円



当社は、お客さまから保険料を預かり、保険金等の支払いに備え、 有価証券等の資産を保有しています。2019年度末の総資産は、71 兆6,647億円となりました。

エンベディッド・バリュー(EV) (注5)

3兆3,242億円



エンベディッド・バリューとは、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつです。2019年度末のEVは、前年度末から6,015億円減少し、3兆3,242億円となりました。

連結ソルベンシー・マージン比率

1,070.9%

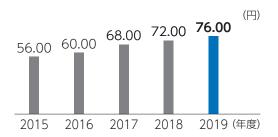


2015 2016 2017 2018 2019(年度末)

2019年度末の連結ソルベンシー・マージン比率は、監督当局による早期是正措置の対象となる200%を大きく上回る1,070.9%となっており、引き続き高い水準を維持しています。

1株当たり配当金 (DPS)

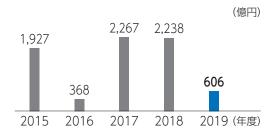
76.00円



2019年度の1株当たり配当金は、1株につき4円増配し、76円としています。

新契約価値 (注5)

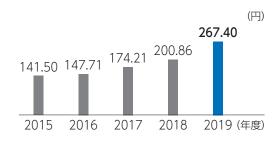
606億円



新契約価値とは、新契約から将来発生すると見込まれる利益の現在価値です。2019年度における新契約価値は、新契約の減少(「新契約年換算保険料(個人保険)」参照)や金利の低下を主な理由として、前年度から1,631億円減少し、606億円となりました。

1株当たり当期純利益 (EPS) (注6)

267.40円



2019年度の1株当たり当期純利益は、前年度から66.54円増加し、267.40円となりました。

- (注1)「新区分」は当社が引き受けた保険契約を示し、「旧区分」は 当社が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契 約を示します。
- (注2) 「旧区分」の年換算保険料は、「新区分」と同様の計算方法により、当社が算出した金額です。
- (注3) 「第三分野」は、医療保障給付(入院給付、手術給付等)に 該当する部分の年換算保険料を計上しています。
- (注4) 親会社株主に帰属する当期純利益
- (注5) EVおよび新契約価値の詳細については、P32-P33および P128-P130をご覧ください。
- (注6) 1株当たり当期純利益 (EPS)については、連結数値を記載しています。

非財務ハイライト

女性管理職比率

11_9%



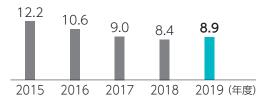
2016 2017 2018 2019 2020(年度始)

重要なダイバーシティ推進施策として女性活躍の推進に取り組んでおり、女性社員の中長期キャリア形成を支援するために体系的な研修を実施しています。女性活躍推進法に基づき、2021年4月1日までに女性管理職比率を14%以上とすることを目指しています。

社員一人あたりの月平均残業時間

8.9時間

(時間)



働き方改革の推進を社内全組織に展開し、仕事の仕方の工夫や見直しにより、業務の改善を推進していくことで、生産性の向上を図り、残業時間の減少に取り組んでいます。

育児休業復職率

97.7%



2015 2016 2017 2018 2019 (年度)

育児休業取得前から、育児休業期間中、職場復帰前・後と継続した フォロー活動を行うプログラムを設けることで、社員の不安を払拭し、 復職しやすい環境をつくっています。

障がい者雇用率

2.47%

(%)



2015 2016 2017 2018 2019 (年度)

人権を尊重し、多様な人材が活躍できる職場をつくるという理念のもと、全国の拠点で目標を掲げて積極的に障がい者雇用を促進するとともに、職場定着の支援を行っています。

有給休暇の取得率

93.9%

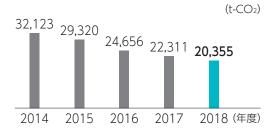
84.6 88.2 89.2 87.7 93.9

2015 2016 2017 2018 2019 (年度)

管理者も含めた有給休暇の計画的付与、連続休暇の取得奨励など 有給休暇の取得促進に取り組んでいます。

CO2排出量(注7)

20,355 t-CO₂



2018年度のCO2排出量は、施設からの排出量が16,856t-CO2、車両からの排出量が3,499t-CO2となり、合計の排出量は20,355t-CO2となりました。CO2排出量削減の取り組みとして、各施設における照明・空調設備の運用改善、ハイブリッドカーおよびエコカーへの切り替えを推進しています。

(注7) 当社全組織における施設および車両の排出量です。

社外からの評価

格付

2020年6月1日現在

当社は、お客さまや株主の皆さまに、当社に対するご理解を深めていただくことを目的として、格付会社から格付を取得しています。

格付投資情報センター (R&I) 日本格付研究所 (JCR) スタンダード&プアーズ (S&P)







保険金支払能力

保険金支払能力格付

保険財務力格付け

(注)格付は、格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて格付会社が保証を行うものではありません。また、格付会社の判断により、将来的に変更される可能性があります。

経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が、健康 課題に即した取り組みや健 康増進に向けて特に優良な 健康経営を実践している企 業を認定する「健康経営優 良法人(大規模法人部門)」 に、3年連続で選定されまし た。



当社は2015年より、厚生労働省から「くるみん認定」を取得しており、2019年3月には「プラチナくるみん認定」を取得しました。「プラチナくるみん認定」は、子育てサポート企業として「くるみん認定」を受けた企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業を認定する制度です。



任意団体work with Pride が策定した、企業内におけるLGBTなどの性的マイノリティに関する取り組みを評価する指標「PRIDE指標」で最高位「ゴールド」を3年連続で受賞しました。



仕事と介護の両立に向けた 職場環境を整備し、介護離 職の防止や復職の支援を推 進する企業として、厚生労 働省の「トモニンマーク」を 取得しています。



イニシアチブへの賛同



2019年4月に気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に賛同を表明しました。

Signatory of:



2017年10月に国連責任投資原則 (PRI) に署名しました。

主要な財務・非財務データ一覧

財務データ	単位	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
経営成績・財政状態					
経常収益	億円	133,754	125,386	118,349	112,341
経常利益	億円	4,222	5,312	5,289	4,627
基礎利益	億円	4,844	5,716	5,700	4,820
利差(順ざや/逆ざや)	億円	△1,393	△615	△47	542
保険関係損益	億円	6,237	6,331	5,747	4,278
当期純利益	億円	772	700	906	628
資本金	億円	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	千株	20,000	20,000	20,000	20,000
総資産	億円	967,867	936,908	904,635	870,928
危険準備金	億円	28,859	27,837	26,836	25,887
価格変動準備金	億円	4,096	4,582	5,228	6,142
有価証券残高	億円	771,730	745,861	725,571	693,779
主要な財務健全性指標					
ソルベンシー・マージン比率	%	1,821.6			
		(1,153.9)	1,337.0	1,468.8	1,625.1
経済価値ベースのソルベンシー比率 (ESR)	%	_	_	_	_
契約の状況					
保有契約年換算保険料(個人保険)	億円	64,982	60,513	56,868	53,939
保有契約年換算保険料(第三分野)	億円	8,612	8,233	7,899	7,686
新契約年換算保険料(個人保険)	億円	4,013	4,109	4,316	4,390
新契約年換算保険料(第三分野)	億円	374	399	408	491
企業価値					
EV	億円		28,123	28,662	33,868
新契約価値	億円	_	1,692	1,816	1,851
1株当たり指標					
1株当たり当期純利益 (EPS)	円	3,863.81	3,503.28	4,533.93	3,140.11
					104.67
1株当たり配当金(DPS)	円	965.95	846.68	1,137.51	840.43
(うち1株当たり中間配当金)		(—)	(—)	(—)	(—)

非財務データ	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
従業員数	人	7,378	7,424	7,490	7,617	7,638
	人	4,372	4,322	4,301	4,307	4,270
	人	3,006	3,102	3,189	3,310	3,368
女性管理職比率	%	8.6	10.3	10.5	12.1	11.9
平均年齢	年	38.2	38.6	38.8	39.0	39.4
	年	41.1	41.5	41.7	41.8	42.1
女性	年	34.0	34.6	35.0	35.3	35.9
平均勤続年数	年	14.3	14.5	14.6	14.7	15.0
男性	年	17.3	17.5	17.5	17.5	17.8
	年	10.0	10.4	10.7	11.0	11.5
障がい者雇用率	%	2.00	2.13	2.21	2.31	2.47
外国人従業員数	人	2	2	3	4	4
社員一人あたりの月平均残業時間	時間	12.2	10.6	9.0	8.4	8.9
有給休暇取得率	%	84.6	88.2	89.2	87.7	93.9
育児休業取得率	%	_	49.7	58.7	64.5	81.7
	%	_	6.3	17.6	28.5	65.3
	%	_	99.3	98.8	100.0	99.4
育児休業復職率	%	93.9	98.8	99.3	98.2	97.7
復職人数	人	_	_	143	162	169
介護休業取得者数	人	_	_	_	6	14
新入社員定着状況(3か年経過時点)	%	90.8	90.9	89.7	84.4	87.2
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	29,320	24,656	22,311	20,355	_

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
101,692	96,057	86,594	79,529	79,166	72,114
4,926	4,115	2,797	3,092	2,648	2,866
5,154	4,642	3,900	3,861	3,771	4,006
669	974	785	658	584	804
4,484	3,668	3,114	3,203	3,187	3,201
813	848	885	1,044	1,204	1,506
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
20,000	600,000	600,000	600,000	600,000	562,600
849,150	815,451	803,367	768,312	739,050	716,647
24,987	23,748	22,540	21,143	19,627	17,973
7,121	7,822	7,887	9,167	8,974	8,583
662,762	636,099	634,852	601,309	584,515	558,705
1,644.2	1,570.3	1,290.6	1,131.8	1,189.8	1,070.9
179	167	176	186	225	116
51,825	50,314	49,796	48,595	46,771	43,186
7,480	7,387	7,361	7,509	7,531	7,155
4,578	4,853	5,079	3,762	3,513	1,469
411	495	557	592	616	221
36,137	31,510	33,556	37,433	39,257	33,242
1,549	1,927	368	2,267	2,238	606
4,066.16					
135.54	141.50	147.71	174.21	200.86	267.40
1,226.38	56.00	60.00	68.00	72.00	76.00
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(38.00)

- (注1) 当社は、2011年度から、連結決算に移行したため、財務データについては、2011年度以降は連結数値を、2010年度は単体数値を記載しています。ただし、基礎利益、発行済株式 総数、契約の状況および1株当たり配当金につきましては、単体数値を記載しています。また、当期純利益については、2011年度以降は親会社株主に帰属する当期純利益を記載しています。
- (注2) ソルベンシー・マージン比率については、2010年度は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。また、2011年度以降は、保険業法施行規則第86条の2、第88条および平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
- (注3) ソルベンシー・マージン比率の算出において、2011年度以降は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号に基づきソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計 額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされており、2015年度以降は、平成28年内閣府令第16号に基づきソルベンシー・マー ジン総額について一部変更がなされています。そのため、ソルベンシー・マージン比率は、2010年度、2011~2014年度、2015年度以降において、それぞれ異なる基準によって算 出しています。なお、2010年度の()は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2011年3月期に開示した数値です。
- (注4) 経済価値ベースのソルベンシー比率 (ESR) は、経済価値ベースの資本量を経済価値ベースの統合リスク量で除した計数であり、生命保険会社の財務健全性を表す指標のひとつです (当社の内部モデルによる計数、信頼水準99.5%)。
- (注5) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
- (注6) 保有契約年換算保険料は、受再している簡易生命保険契約(個人保険は簡易生命保険契約の保険に限る。)を含みます。
- (注7) 第三分野は、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
- (注8) 2014年度以降のEVおよび新契約価値の計算において、リスク・フリー・レートの超長期金利の補外方法として、終局金利を用いた方法を使用しています (2013年度以前は市場データの最終年度以降のフォワードレートを一定にする方法を使用しています。)。
 - 主9) 2015年度以降の新契約価値の計算において、新契約を獲得した場合の保有契約全体の損益に基づいて計算したEVと、新契約を獲得しなかった場合の保有契約全体の損益に基づいて計算したEVの差とする方式を使用しています (2014年度以前は新契約単独の損益に基づいて計算する方式を使用しています。)。
- (注10) 当社は、2015年8月1日付けで普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っています。なお、1株当たり当期純利益における、2013~2014年度の下段は、2013年度の期首に 当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値です。
- (注11) 当社は、2019年5月31日付けで自己株式の消却を行い、発行済株式総数が37,400千株減少しています。
- (注12) 当社は、2016年度より株式給付信託 (BBT) を設定していますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
- (注13) 従業員数は、当社から他社への出向者を含まず、他社から当社への出向者を含んでいます。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。) は含んでいません。
- (注14) 女性管理職比率は、次年度4月1日現在の数値です。
- (注15) 平均年齢および平均動続年数は、当期末現在の満年齢および勤続年数の平均を記載しており、小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで表示しています。
- (注16) 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁および日本郵政公社から通算した勤続年数です。
- (注17) 障がい者雇用率は、各年6月1日時点における当社単独の数値です。
- (注18) 新入社員定着状況は、各年度において新卒採用者の採用後3年経過時点の定着率です。
- (注19) 2019年度における CO_2 排出量は、本誌の作成時点において集計中です。

中期経営計画

【中期経営計画2020における最終年度の取り組み

経営理念の実現に向け、お客さま一人ひとりに心から寄り添い、それぞれの人生を守り続けていくため、「お客さ ま本位の業務運営の徹底 |、「持続的な成長の実現 |、「事業経営における健全性の確保 | を経営の基本的な考え方 に据えて、取り組んできました。

2020年度は、かんぽ生命商品の不適正募集問題を受けて、引き続きご契約調査によるお客さまの利益回復に取 り組むとともに、業務改善計画に基づく改善策の実施・定着を図ることで、お客さま本位の業務運営を徹底してい きます。

それらを通して、2021年度からの次期中期経営計画に向けた当社の事業基盤を再構築し、企業価値の向上に確 実につなげることで、お客さまから選ばれ続ける保険会社を目指していきます。

また、大きな社会問題となっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、よりお客さまのお役に 立てるよう「保険金の倍額支払」の対象とした保険金のお支払い、普通貸付利率の減免、保険料の払込猶予期間 の延伸などに取り組んでいます。

今後のこうした社会問題の発生においても、お客さまのそばで支えていけるよう、生命保険会社の社会的使命・ 機能を確実に果たしていきます。

経営理念

いつでもそばにいる。どこにいても支える。 すべての人生を、守り続けたい。

経営の基本的な考え方

- お客さま本位の業務運営の徹底
- 持続的な成長の実現
- 事業経営における健全性の確保

中期経営計画2020における最終年度の取り組み

取り組みの柱

お客さまの信頼回復に向けたご契約調査の確実な実施

業務改善計画に基づく 改善策の実施・定着 事業基盤の再構築・ 企業価値の向上

お客さまの利益回復を第一と して、ご契約調査およびお客 さま対応を確実・迅速・丁寧 に実施 業務改善計画に基づく改善策に経営資源を優先的に配分し、 適切な進捗管理のもとで、各 種改善策を実施 お客さまからの信頼回復、お客さま本位の業務運営の徹底 により、次期中期経営計画に向けて事業基盤を再構築

喫緊の課題への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応して、 生命保険会社としての社会的使命・機能を確実に果たしていく

■計数目標

中期経営計画2020 (2018年度~2020年度) における主要計数目標と各年度の実績は以下のとおりです。

	2019年度実績	2020年度目標
1株当たり当期純利益(連結)	267.40円	155円
1株当たり配当額	76.00円	76円

中期経営計画2020における主要計数目標のひとつである保有契約年換算保険料(4.9兆円程度)目標については、保険料の値上げや募集品質に係る諸問題を受けた営業活動の自粛などによる新契約の獲得実績の大幅な減少に加え、2020年度においては営業目標の設定を行わず、お客さまからの信頼回復に最優先で取り組むことで今後の営業につながる環境整備を図るなどの取り組みを行っていくことなどから、現時点では達成困難な状況であると認識しています。

主要戦略

営業・商品戦略

環境認識•基本戦略

2019年度は、かんぽ生命商品の不適正募集問題を受けて、お客さまの利益回復を第一として、ご契約調査およ びお客さま対応を確実・迅速・丁寧に実施してきました。

2020年度においては、引き続き、「お客さまからの信頼回復」、「お客さま本位の業務運営の徹底」に向けて、 ご契約調査およびお客さま対応を最優先で実施するとともに、適正な営業推進態勢の確立に取り組んでいきます。

主な取り組み

お客さまの信頼回復に向けた活動

- ・お客さまの利益回復を第一として、引き続き、ご契約調査およびお客さま対応を実施していくとともに、調査対 象以外のお客さまについても、信頼回復・ご契約内容確認のための訪問活動を通じ、お客さまのご意見・ご要望 を丁寧にお聞きしていきます。お客さまのご意向に沿わず不利益が発生している場合は、誠実にその解消を図り ます。
- ・継続的なご契約内容の確認活動や、年に1度お客さまにお送りしている「ご契約内容のお知らせ」の改善などに より、さまざまな機会を通じてお客さまからの声をいただくことを継続し、お客さまのご意向に寄り添っていくフォ ローアップ活動を続けていきます。
- ・お客さまがかんぽ生命商品をご要望される場合は、お客さまの将来への不安や保険の加入状況などを踏まえた ニーズを的確に把握したうえで商品内容を丁寧にご説明させていただき、ご意向に沿ったかんぽ生命商品のお申 し込みを受け付けさせていただきます。

適正な営業推進態勢の確立

- ・生命保険本来の役割・使命を踏まえた高い倫理観に基づき保障を提供するというプリンシプルベースの基本的な 行動の実践を徹底するため、お客さま本位の理念を反映させた「勧誘方針」を2020年4月1日に改正しました。 さらに、当該勧誘方針に基づくかんぽ営業の行動原則を具体化した「かんぽ営業スタンダード」を策定しました。 この「かんぽ営業スタンダード」を定着させるために社内研修を実施していきます。
- また、お客さまのご意向に沿わない契約の発生を未然に防止するため、外形上募集品質に懸念があるお申し込み に対する募集事前チェックの対象を拡大するとともに、郵便局管理者およびかんぽ生命の専用コールセンターによ るお客さまへのご意向確認に加え、引受審査時のかんぽ生命のサービスセンターによる重層的なご意向確認を行 っています。
- ・2020年度はお客さまの信頼を回復するための活動を最優先に行うため、営業目標の設定は行いませんが、 2021年度以降に営業目標を設定する場合は、良質の募集品質を前提とした営業目標を設定するとともに保有契 約(ストック)を重視した営業目標の体系に見直すこととします。
- ・保障見直しの仕組みを改善するために、お客さまの保障が途切れることなく保障を継続することができる「条件付 解約等制度」を導入しています。また、既契約の解約を伴わない「契約転換制度」の導入を進めていきます。

株式会社かんぽ生命保険の勧誘方針

I 基本方針

当社は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」という経営理念のもと、お客さまに「保険」という安心をお届けし、お客さま一人ひとりの人生を保険の力で支え、守り続けるため、常にお客さまの立場に立って、分かりやすい商品と質の高いサービスを提供します。

また、お客さまの信頼にお応えできるよう、商品の販売にあたっては、法令及び社会規範などを遵守し、常に高い倫理観に基づく プリンシプルベースの行動を徹底します。

1 お客さまのニーズとご意向を十分に把握した適切な提案とご理解いただける説明をします

お客さまのニーズとご意向を十分に把握し、収入・資産状況、加入状況、ライフプラン等を踏まえて、お客さまの利益にかない、 ご満足いただける提案を行います。

また、商品内容等の説明にあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」等を書面でお渡しして、お客さまの年齢、知識や経験等を踏まえて、十分ご理解いただけるように、丁寧に分かりやすくご説明します。 お申し込みをいただく際には、お申し込みをされる保険商品及び保険料・保障内容等について、お客さまのニーズとご意向に合致

お申し込みをいただく際には、お申し込みをされる保険商品及び保険料・保障内容等について、お客さまのニーズとご意向に合致していることを再確認させていただき、お客さまの最終的なご意向に沿った商品にご加入いただけるようにいたします。 なお、お客さまのご意向がある場合でも、お客さまのためにならない提案は行いません。

2 お客さまにご安心いただけるよう保険制度の健全な運営を行います

ご契約者間の公平性、保険制度の健全な運営を保つために、被保険者の同意はもとより、正しい告知をいただくよう取り扱います。 未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険契約にあっては、適正な保険金額を設定するなど適切な募集を行います。

3 お客さまの立場に立った適切な勧誘を行います

お客さまへの訪問・電話連絡等にあたっては、お客さまの立場に立ち、販売の方法、場所、時間帯等に配意し、お客さまを第一に考えて行動します。

また、お客さまの年齢、知識や経験等を踏まえて、お客さまに十分ご理解いただけるよう、ご家族等への説明や熟慮いただく期間を設けるなど、お客さまの立場に立った適切な勧誘を行います。

4 お客さまサービスの向上のための教育・研修を行います

教育・研修体系の充実を図り、すべての役員及び社員の商品知識及びコンサルティング能力の向上に努め、最適な保障プランを提供できるよう、常に自己研鑽し、心のこもったサービスを提供します。

5 お客さまに関する情報は適正に取り扱います

商品の提供にあたって知り得たお客さまに関する情報は、厳正に管理を行うなど、適正に取り扱います。

Ⅱ お客さま窓口

ご相談・お問い合わせについては、下記までお願いします。

かんぽコールセンター 0120-552-950 (ここにきこう)

平日 9:00~21:00 土・日・休日 9:00~17:00 (1月1日~3日を除きます。)

システム基盤の整備

2019年10月より、営業活動で使用する営業用携帯端末に、お客さまそれぞれの将来イベントおよびそれらにかかる必要資金をお客さまとご確認しながら、お客さまのニーズに最適な保障をご提案できる機能を追加するなど、適切な募集活動をサポートするためのシステム基盤を整備しました。

また、募集状況を録音・保管することにより、募集状況の可視化を図り、事後にお客さまからお問い合わせなどをいただいた際、お客さまのご意向に沿ったご提案ができていたかを確認できる仕組みを構築します。



新商品の開発

青壮年層を中心とするライフスタイルの多様な変化に伴い、お客さまの保障ニーズの多様化がすすんでいます。

このような環境認識のもと、2019年4月には、①医療保障のさらなる充実を目的として、先進医療にかかる技術料を保障する無配当先進医療特約を、②健康に不安のある方にも加入いただきやすい、養老保険および終身保険、ならびにこれらの基本契約に付加する無配当総合医療特約を対象とした引受基準緩和型商品を販売開始しています。

先進医療特約

無配当先進医療特約



引受基準緩和型商品

事務サービス戦略

環境認識・基本戦略

当社は、全国津々浦々の郵便局を通じて日本中の多くのお客さまに保険サービスを提供しており、お客さま一人 ひとりのニーズに寄り添った事務サービスの提供と、企業価値を継続的に生み出す事務態勢の構築を保険事務サー ビスの基本戦略と位置づけ、主にデジタル技術を活用した「お客さまサービスのさらなる向上」と「バックオフィス 事務の効率化しに取り組んできました。

今後もこの2点について継続的に取り組んでいくとともに、今般の募集品質に係る諸問題を踏まえ、お客さまのご 意向に沿わない契約の発生を未然に防止するために、お申し込みからご契約締結までの重層的なチェックを実施す るなど「適正な募集管理態勢の強化」に最優先で取り組み、お客さまをはじめとしたすべてのステークホルダーの 方々からの信頼回復に努めていきます。

主な取り組み

いつでも、どこでも、分かりやすい請求手続き

当社は、丁寧で分かりやすいサービスを日本中のお客さまにご提供するため、 全国の身近な郵便局を通じて対面でお手続きいただけるようにしていますが、現 下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、非対面でのサービス利用の広ま りなど、さまざまなライフスタイルの変化をもたらすことが予想されます。



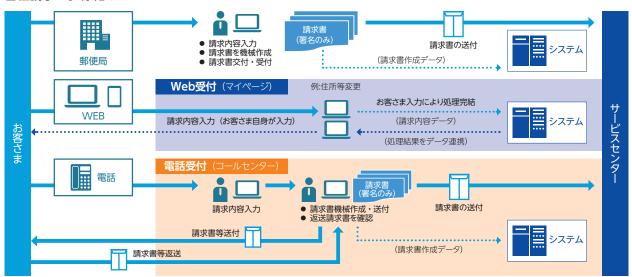
当社では、更なるお客さまの利便性向上のため、2019年4月から、時間の

制約を受けずに、ご家庭のパソコンやスマートフォンなどの身近な環境で保険契約内容の確認、住所・電話番号の 変更および保険料払込証明書の発行などのお手続きを行っていただけるご契約者さま向けWebサービス「マイペー ジ」のご提供を開始しています。

このサービスにより、普段郵便局でお手続きする時間がとれないお客さまにもWeb上で各種請求手続きを行って いただけます。

マイページで可能な請求手続きについては、今後さらに拡充していくほか、デジタル技術の活用による各種請求 方法の多様化を進め、お客さまにとって「いつでも、どこでも、分かりやすい請求手続き」を目指したサービスの提 供を推進していきます。

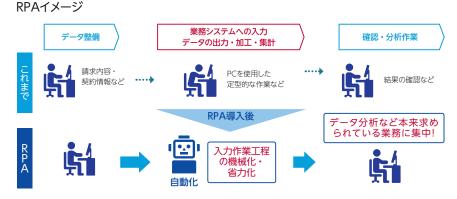
各種請求の多様化イメージ



保険事務の効率化による競争力のある経営基盤の構築

当社は、保険事務の効率化による競争力のある経営基盤の構築に向けて、2019年4月に各種請求の受付後の処理を行う当社のサービスセンターにおける、紙ベースの帳票約3,200万枚を電子化し、印刷コストや郵便局への郵送コストの削減を図りました。

また、これまで担当の社員が 行っていた一連の業務をロボット



により自動で行うRPAについて段階的に導入しており、2019年度は約30万時間の作業時間縮減効果を得ています。 今後も、入力作業工程の機械化・省力化などを推進し、事務の効率化を実現していきます。

今後は、RPAの全社的な本格導入に向けた取り組みを進めるほか、各種保険事務手続きのデジタル化の推進、郵便局からの事務手続きに関する問い合わせに対するAI技術の活用など、デジタル技術の活用による保険事務の効率化を図っていきます。

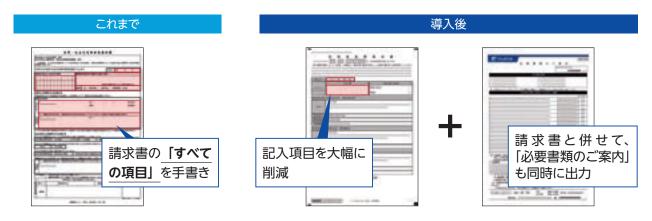
※RPAとは、Robotic Process Automationの略語で、ロボットによる業務の自動化のことです。

請求手続きの簡素化

当社では、お客さまの利便性向上の観点からお客さまにご記入いただく内容や提出書類の省略などの簡素化に向けた改善を行っています。具体的には、ご契約のお申し込みの際に営業用携帯端末により申し込みを受け付けるペーパーレス申込み、保険金等支払など各種ご請求時における請求書への押印を省略するお取り扱い、相続手続き時の提出書類の簡素化などを実施しています。

また、郵便局でお客さまから各種請求をお受けする際に、請求書に必要な情報を予め印字したり、ご請求時に必要な書類を自動的に判定し一覧にして提示する「保険手続きサポートシステム」を2018年10月から全国の郵便局に導入しています。これにより、お客さまの記入のご負担や請求に必要な書類の確認の煩雑さを軽減しています。

2019年10月には、保険手続きサポートシステムの対象請求を拡大し、入院保険金や死亡保険金等についても同様に、お客さまは原則請求日の記載と署名のみでお手続きいただけるように改善しました。今後も、お客さま利便性向上のため、順次、対象請求の拡大を図っていくほか、システム面でのサポートによる募集品質向上にもつなげていきます。



資産運用戦略

環境認識•基本戦略

2019年度中の運用環境は、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞すると見込 まれたことを背景に、株価の下落が進むなど不安定な動きとなりました。2020年度の運用環境は、経済活動の停 滞による実体経済への影響が大きく、グローバルな景気後退局面へ移行することを見込んでおり、先行きに対する 不確実性が高まっていると認識しています。

当社は、ERM(統合的リスク管理)のフレームワークのもと、お客さまに保険金等の支払いを確実に行うため、 資産と負債をマッチングさせるALM(注1)運用を基本としつつ、低金利環境下における安定的な収益の確保を目指し、 適切なリスク管理のもとで収益追求資産(注2)への投資を継続していきます。

主な取り組み

当社では、お客さまとお約束した利回りを確保するため、長引く低金利環境を受けて、資産運用の多様化を進め てきました。

これまで、外部委託を中心に資産運用の多様化を進めてきており、段階的に米国社債や国内株式の自家運用を 開始するなど、低金利環境下における安定的な収益の向上を目指し、資産運用の多様化を着実に推進してきまし た。

2019年度においても、国内株式の自家運用やオルタナティブ投資(注3)、外国債券の投資対象通貨の拡大を実施 するなど資産運用の多様化を着実に進捗しています。

2019年度末時点においては、ALMを基本としつつ、収益性向上のため、資産運用の多様化を推進した結果、 総資産に占める収益追求資産の占率は13.9%まで増加しています。

- (注1) Asset Liability Managementの略語で、資産・負債の総合管理のことです。
- (注2) 貸借対照表上「金銭の信託」および「有価証券」に計上している資産のうち、資産運用目的で保有する国内外の株式、外貨建債券、投資信託等 を対象とするものです
- (注3) 債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品 (伝統的資産) 以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。

収益追求資産の推移



今後の取り組み

2020年度の資産運用については、金融市場における先行きに対する不確実性の高まりから、これまで以上に運 用環境を注視し、慎重にリスクテイクを行っていく必要があると認識しています。

今後の取り組みとしては、引き続き、低金利環境下における安定的な収益の確保を目指し、適切なリスク管理の もとで資産運用の多様化を推進していきます。

2020年度においては、オルタナティブへの直接投資を行うための態勢を強化するなど、これまで多様化した資産 運用の深化を進めていきます。

今後の主な取り組み

- 多様化した資産運用の深化 (オルタナティブへの直接投資をするための態勢強化など)
- ●自家運用の拡大(米国社債・国内株式)
- ESG投資のさらなる推進
- ALM・リスク管理の高度化

資産運用態勢の強化

資産運用態勢については、人材の強化、組織態勢の整備をそれぞれ強化しています。 人材の強化については、資産運用に携わる社員数は2020年4月1日時点で181名と なり、直近3年間で34名増員しています。引き続き、人材の確保に努めるとともに、長 期的な視点での専門人材の強化に取り組んでいきます。

組織態勢面についても、これまでオルタナティブ投資の強化を目的とし、オルタナティ ブ投資室を設置するなど、整備してきました。今後も、資産運用の多様化を推進するた め、組織態勢の整備を継続していきます。

経営基盤の強化

デジタル化戦略

環境認識・基本戦略

テクノロジーの進化、デジタル化の急速な進展や少子高齢化などをはじめとした人口構造の変化などに伴い、お 客さまのライフスタイルやニーズが多様化するなかで、テクノロジーの進化やデジタル化の進展に適応し、お客さま サービスの向上・ICT(注)基盤の強化を進めることが不可欠です。

当社のシステムは、2,468万人ものお客さまからお預かりしている契約情報の管理や保険金等のお支払いを行う 大規模なシステムであり、約2万局の郵便局等を通じて提供するさまざまなお客さまサービスを支えるインフラとなっ ています。

環境変化に適応し、当社の競争力を確保するため、システム構造の改善・集約化やクラウドなどの新技術活用に よるシステム基盤全体の最適化に取り組んでいきます。

また、Alなどの新たなテクノロジーを活用してお客さまサービス品質や処理効率の改善を図るとともに、健康応援 アプリやWebサイトなどを通じてお客さまとの新たなデジタル接点の拡充を推進しています。これらの取り組みを通 じて収集したデータや知見を新商品・サービスの開発・改善につなげていくことで、お客さまサービスの向上を図っ ていきます。

(注) ICTとは、Information and Communication Technologyの略語で、情報通信に関する技術の総称です。

主な取り組み

ICTへの投資

当社は、これまでもコスト削減に向けた各種施策に取り組んできており、例えば、2017年1月に更改した基幹系 システムにおいては、従前のシステムと比べ、ハードウェアコストは40%削減を実現し、ソフトウェア(開発)コストは 更改後5年間で36%の削減を見込んでいます。

今後も、システム開発態勢を強化し、開発生産性を向上させることにより、さらなるコスト削減を実施するととも に、業務改善計画対応など経営上必要な案件へ優先投資することで、投資配分の最適化を図っていきます。

業務改善計画に伴うシステム対応

- ・お客さまのご意向に沿わない契約の発生を未然に防止するため、募集品質に懸念のある申し込みを検出する「募 集事前チェック機能」を設け、大幅な機能拡充を図っています。
- ・かんぽ生命の支店および郵便局において、お客さまからお申し込みをいただいた際に、お客さまの過去の契約の 加入・消滅履歴などをシステム上、簡易に把握できる仕組みを設け、募集品質管理に活用できる態勢を整備しま す。この一環として、2020年4月には、郵便局等におけるお客さまの契約の消滅履歴の確認範囲を過去3か月か ら過去24か月に拡大しました。
- ・募集時において、渉外営業社員の営業用携帯端末で募集状況を録音・保管することにより、募集状況の可視化 を図り、お客さまから苦情があった場合に、お客さまのご意向に沿ったご提案ができていたかを確認できる仕組み を構築します。
- ・保障見直しの仕組みを改善するために、お客さまの保障が途切れることなく保障を継続することができる「条件付 解約等制度」を導入しています。また、既契約の解約を伴わない「契約転換制度」の導入を進めていきます。

ICT人材の強化

システム子会社を含め、要員増強と人材育成を図り、システムの品質・開発生産性向上に取り組んでいます。 テクノロジーの強化やデジタル化の進展に適応し、さらなるICT活用・デジタル化を推進するため、従来のシステ ム部門に加え、2018年4月に「デジタルサービス推進部」を組成し、最新技術活用に向けた体制整備を行うととも に、中途採用などによる即戦力の確保や各種研修などへの積極的派遣により、最新技術に精通した社員の育成に 努めています。

デジタル技術の活用

近年の主な取り組みとして、

- ①保険金支払査定などにおけるAIによる業務サポート機能の導入【2017年3月から】
- ②スマートフォン向け健康応援アプリ「すこやかんぽ」の提供【2019年1月から】
- ③事務部門を中心にRPAの導入開始【2019年4月から】
- ④ご契約者さま向けWebサービス「マイページ」の導入【2019年4月から】
- ⑤当社Webサイトにおける問い合わせ対応チャットボットの導入【2020年5月から】 を実施してきました。

今後も、お客さまサービスや利便性の向上などを図るため、最新のデジタル技術の活用を進めていきます。



問い合わせ対応チャットボット(チャットサポート)

人材戦略

環境認識•基本戦略

少子高齢化、人口減少が進展する日本では、労働力の確保、生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備が経営上の重要課題のひとつとなっており、当社としても、解決すべき課題として認識しています。

お客さまからの信頼を取り戻し、ステークホルダーから選ばれる保険会社を目指す当社にとって、その基本となる のは社員です。社員一人ひとりが「働きがい」「生きがい」を感じ、人生の自己実現を図るとともに社会に貢献する ことのできる「魅力ある会社」となることを目指し、人材のマネジメントに取り組んでいます。



主な取り組み

働き方改革の推進

当社では、中期経営計画2020期間中を働き方改革の「拡充・全社展開」フェーズとして、多様な人材の活躍や、時間や場所にとらわれない働き方により、付加価値の高い成果を発揮できる人材を育成することを目的として各種施策を展開しています。これまでに蓄積したノウハウを基に働き方改革の全社展開を進めることで、社員一人ひとりが自己実現と働きがいを実感できる風土づくりをしていきます。

健康経営

当社では、「社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくる」という経営方針のもと、社員の健康保持・増進に取り組んでおり、経済産業省により「健康経営優良法人2020 (大規模法人部門)」に認定されています。

健康経営を推進するため、定期健康診断結果に基づく保健指導の充実、全事業所でのラジオ体操の実施、かんぽ禁煙デー(毎月22日)の設定などに取り組みました。

今後も、社員の活力向上や生産性の向上をもたらし、結果的に業績向上へつながることを目的として、各種取り組みを推進していきます。

人事管理

人事管理にあたっては、経営理念や経営戦略と連動させて、人材のポートフォリオと人事制度を設計していくこと が重要と考えており、その一環として、人材の採用と人材の育成に注力しています。

社員一人ひとりが働きやすい職場づくり、生きがいを感じられる職場づくりを進めていくために、その基礎となる 社員データの収集、保管などを機能的に行うシステムを導入し、各組織の業務効率化を進めています。

継続実施しているフロントラインと本社間の人事交流については、継続的に実施し、フロントライン・本社双方を 経験した社員を各役職別に拡大していくことで相互理解、信頼を深めていきます。

ダイバーシティの推進

当社の経営方針のひとつである「社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくります」、 行動指針のひとつである「私たちは、人権を尊重し、多様な人材が働きやすい職場をつくります」を実践すべく、主 に次の4領域においてダイバーシティの推進に取り組んでいます。

• 女性活躍推進

女性社員の中長期のキャリア形成を支援すべく、 当社では「管理職などへの登用拡大」と「女性社員 の育成」を積極的に展開しています。



▲キャリアデザインセミナ

障がい者雇用促進

障がいのある方の就労能力を正しく評価し、就業 機会を提供することは企業の社会的責任の一環であ るという認識のもと、障がい者雇用を積極的に促進 しています。



▲チャレンジドの作業風景

育児・介護等と仕事の両立支援

働きながら育児や介護を担う社員を支援するため の制度の整備・充実と合わせて、eラーニングの導入 やセミナーの開催、事業所内学童保育の実施などに より、社員の育児・介護と仕事の両立を支援してお り、こうした取り組みにより、厚生労働省から「プラ チナくるみんしの認定を取得しています。



▲事業所内学童保育

• LGBTフレンドリー

LGBT(社会的に性的マイノリティと位置付けられて いる人々)に対する適切な理解・知識の共有と、その 認識・受容に向けた取り組みを推進しています。性 的指向、性自認に捉われず、多様な人材が働きやす い職場を作ることで社員一人ひとりが明るく生き生き と活躍できるよう、継続的に取り組んでいきます。

(「PRIDE指標」3年連続ゴールドを受賞)



▲「東京レインボープライド2019」パレードへの参加

車いすテニスへの支援を通じて、ダイバーシティ社会の形成へ寄与

当社は、2018年4月より「一般社団法人日本車いすテニス協会」のトップパー トナーとして、車いすテニスを支援しています。

2019年度には、車いすテニスプレイヤーの大谷桃子選手を当社所属選手とし て支援し、さらに2020年度には当社の正社員として採用し、さらなる支援を行 っています。

今後も、競技や選手を応援することで、車いすテニスを盛り上げるとともに、 ダイバーシティ社会の形成に取り組んでいきます。



▲大谷桃子選手

人材育成

当社では、お客さまにより良いサービスを提供し、企業価値を高めるために、社員一人ひとりが力を最大限に発 揮できる環境を目指しています。お客さま本位の人材を育成することを「人材育成基本方針」とし、社員が企業の 社会的責任を自覚し、自己実現と働きがいを感じて活躍できるよう積極的に支援していきます。

新入社員研修をはじめとする社員の役職などに応じた集合研修や能力を自ら開発するための応募型研修を用意す るとともに、資格取得奨励制度などの自己啓発支援施策を準備しています。

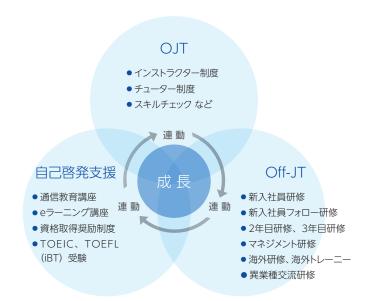
これらの施策にあわせて各職場内での実践的な教育が連動することで、「社員一人ひとりが成長でき、明るく生き 生きと活躍」するための効果的な育成を進めています。

▶ 目指すべき人材像:お客さま本位を軸とする『4つの志向』

スピード志向 当事者志向 チャレンジ志向 フロントライン志向 「自分がやらねば誰がや 「失敗を恐れず、チャレン 「スピード感を持って業務 「会社はフロントライン (支 ジ精神をもって業務に取 る」という志向 を遂行する」という志向 店・郵便局など)、ひいて り組む」という志向 はお客さまのためにある という志向 お客さま本位

▶ 人材育成基本方針

- Ⅰ 企業の社会的責任を自覚し、お客さま本位の人材を育成します
- Ⅰ 専門能力を有し、豊かな人格を備えた人材を育成します
- ▲ 新しい課題へのチャレンジ精神を有し、実行力のある人材を育成します



社員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々、自らPDCAサイクルを回しながらお客さま本位を軸とする「4つの志向」 を発揮して行動できる人材に成長するために、「人材育成基本方針」を掲げ、OJT (注1)、自己啓発支援、Off-JT (注2) が連動する体制を構築しています。

- (注1) OJT (On the Job Training) とは、日常業務の遂行過程などにおいて、上司等が部下等に対して業務を行ううえで必要な知識およびスキルを
- 付与し、これらを身に付けさせる個人別の教育のことをいいます。 (注2) Off-JT (Off the Job Training) とは、日常業務から一時的に離れて、社内の人材育成部門や社外の研修機関が実施する研修などに参加し、 業務を行ううえで必要な知識およびスキルを修得することをいいます。

統合的リスク管理 (ERM: エンタープライズ・リスク・マネジメント)

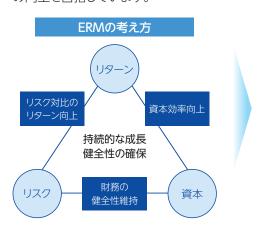
環境認識•基本戦略

当社では、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本 などと比較・対照し、事業全体としてリスクを管理しています。

生命保険事業の特質を踏まえて、保険会社に適用される現行のソルベンシー・マージン規制を遵守するとともに、 経済価値に基づくリスク量と資本量とを対比することにより、会社全体のリスクを管理することを基本原則とし、併 せて、会社のリスクテイクの方針を「リスク選好ステートメント」として整理しています。

主な取り組み

ERMのフレームワークのもとで、財務の健全性を確保しつつ資本効率の向上を図るために、リスク対比リターン の向上を目指しています。

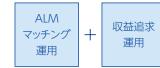


保険引受の基本的な考え方

適正な営業推進態勢の確立

適正な募集管理態勢の強化

資産運用の基本的な考え方



株主還元方針

今後の利益見通し、財務の健全性 を考慮しつつ、安定的な1株当た り配当を目指す

資本政策

- 資本コストを意識した資本政策 の実施
- 今後の資本規制の動向や成長戦 略への資本活用を見据えて検討

リスク選好ステートメント

リスク選好ステートメントは、当社のリスクテイクの方針(目標達成に向けどのリスクをどれだけ取るか)を定めた ものです。

当社では定性的なリスク選好と定量的なリスク選好に分けて設定しています。

● 定性的なリスク選好:経営のベースとなる中長期的・定性的な考え方を、全体方針とリスクカテゴリー別に文書化 リスク区分 ステートメント

全体方針

- 郵便局ネットワークを通じ、ユニバーサルサービスの一翼を担うとともに、お客さま本位を徹 底した業務運営を追求する。
- ●ERMに基づき、事業運営における健全性を確保しつつ、持続的な成長を実現する。

保険引受リスク

● 保険商品の引受を積極的に行うとともに、保険ニーズの多様化に対応する。

資産運用リスク

- 解約リスクや収益性を考慮の上、資産と負債のマッチングを推進することを基本とする。
- ●日本最大級の機関投資家の一つとして、市場制約に配慮しつつ、リスク許容度の範囲の中 で資産運用の多様化を進めることにより、運用収益の向上を図る。

オペレーショナルリスク

- 内部管理態勢を強化するとともに、引受から支払まで、あらゆる業務を簡易・迅速・正確に 行う態勢を整備することにより、オペレーショナルリスクの顕在化を抑制する。
- **定量的なリスク選好**:リスクテイクの前提となる健全性の水準を明確化

持続可能な社会の実現に向けて

人々が安心して生活できることで、社会とのかかわりを持ち、

持続可能な社会を実現するため、「かんぽサステナビリティ経営」を実践していきます。

▮かんぽサステナビリティ経営

当社は、事業を通じて、皆さまに安心をお届けし、持続可能な社会の実現に貢献するため、ガバナンスの強化、 社会責任や環境などのSDGs課題への積極的な挑戦を通じて、当社の経済的価値の向上だけでなく、社会的価値 の創造を両立する経営を実践していきます。

かんぽサステナビリティ経営のイメージ

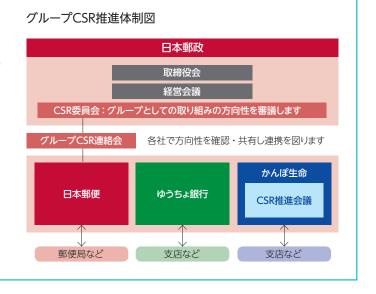
人々が安心して生活できることで、社会とのかかわりを持ち、持続可能な社会を実現 死亡・病気・事故・災害・長寿など 安心とともに健やかで による経済的リスクに対する保障 豊かな人生をサポート 当社の経済的価値と社会的価値の創造を両立 かんぽ生命 全国津々浦々の郵便局ネットワーク 高齢社会 人口減少 リスクを保障 リスクを予防 人生をより豊かに ライフ スタイル ·保険商品 • 健康増進 • 社会文化活動 環境問題 ・ 事務サービス など の多様化 ・環境保全など ・プラチナライフ など 超低金利 医療技術: ESG投資 デジタルテクノロジー ICTの進化 ダイバーシティ、働き方改革、人材育成 コーポレートガバナンス

かんぽサステナビリティ経営を支える態勢基盤

■日本郵政グループのCSR

日本郵政グループでは、「日本郵政グルー プCSR基本方針」および「日本郵政グループ のCSR重点課題(マテリアリティ)」のもと、 CSRの取り組みを推進しています。

当社も、広報部担当執行役を議長とした 「CSR推進会議」を設置し、サステナビリティ 経営の課題である重要項目(マテリアリティ) や取り組みについて評議を行い、日本郵政グ ループの一員として、持続可能な社会の実現 に取り組んでいます。



■SDGs達成に向けた取り組み

P52

P51

当社は、経営理念の実現と、持続可能な社会の創造に寄与するため、取り組むべき「重点項目(マテリアリティ)」を選定し、SDGsの各目標と連動した活動を推進しています。

取り組むべき重点項目

社会 従業員 • ダイバーシティ • コーポレートガ ●日本全国への ●健康増進など ●気候変動への 重点項目 バナンス 基礎的保険 を通じたリスク 適応と環境保 の推進、働き サービスの提 予防 方改革、人材 供 育成 全国津々浦々 ●健やかで豊か ●次世代へ住み 多様性ある、 ●持続的な価値 目指す姿 に安心をお届 な人生づくりの よい地球環境 いきいきとした 創出の経営基 サポート けし、これから 資源を 組織 の地域社会を 支える 8 働きがいも 経済成長も 主なSDGs -W/€ ÑĸŧŧĨ ・ユニバーサル ラジオ体操のTCFDへの対応 ●働き方改革の ●コーポレートガ サービス対象 普及推進 推進 バナンス 商品である養 老保険・終身 保険の提供 CO₂削減と紙 ダイバーシティコンプライアン ・災害時の特別 ●健康応援アプ 具体的取り組み 使用量削減 の推進 スの徹底 な取扱いの実 リを活用した サービスの提 施 供 • 反社会的勢力 「ご契約のしお ●人材育成 ●融資を通じた • かんぽプラチナ との関係の遮 り・約款」の 地方公共団体 ライフサービス 断 Web閲覧提供 への金融動向 の推進 による環境保 等の情報提供 全への貢献 • ESG投資活動

P50 · P53

P44

P55

環境: Environment

次世代へ住みよい地球環境資源を



TCFDへの対応

当社は、2019年4月に気候関連財務情報開示タス クフォース(TCFD)の提言に賛同を表明しました。

今後も、気候変動が事業に与える影響についての

分析を深め、さらなる情報開示に取り組むとともに、 事業を通じた環境負荷軽減や気候変動への適応を進 めていきます。

【CO₂削減と紙使用量削減

当社の全組織において、省エネルギー診断の結果な どに基づき、照明・空調設備の運用改善、省エネ設 備の導入などによるエネルギー使用量削減、ハイブリ ッドカーおよびエコカーの導入によるCO2排出量の削 減に努めています。また、基本的な省エネ活動を全社 的に推進するため、省エネルギーのための具体的な取 り組みをまとめた「ガイドブック」を作成し全社員に省 エネ行動を推奨しています。

これらの取り組みにより、2018年度は、基準年度 (2013年度) 比38%のCO2排出量削減を達成しまし

紙使用量については、コピー用紙削減の推奨や各 種事務用帳票を電子化することで、使用量削減に取り 組んでいます。

【「ご契約のしおり・約款」のWeb閲覧提供による環境保全への貢献

「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法として、従来 の冊子だけでなく、当社Webサイト上でPDF形式で ご覧いただくWeb閲覧での提供を行っています。ご 契約の際に希望されたお客さまへ、「ご契約のしおり・ 約款」をWeb閲覧でご提供することにより、紙の使 用量が削減されることをきっかけに、森を元気にし、 緑を増やす取り組みにつなげていくため、森づくり活 動への寄付などの支援活動を行っています。

2019年7月には、森林の育成に取り組む環境保護 団体(合計34団体)に対して総額3,400万円の寄付 を行いました。



寄付先団体の主催する植栽活動への社員参加

社会: Social

全国津々浦々に安心をお届けし、これからの地域社会を支える 健やかで豊かな人生づくりのサポート



▋ラジオ体操の普及推進

ラジオ体操は、「いつでも、どこでも、だれでも」 気軽にできる体操として、多くの方に親しまれています。当社は、NHK(日本放送協会)および NPO法人全国ラジオ体操連盟と共同でラジオ体 操の普及推進に努めながら、ラジオ体操関連行事などの実施を通じて、皆さまの健康づくりや地域コミュニティの活性化への貢献と、健康増進による長期的な保険事業への貢献を目指しています。





健康応援アプリ「すこやかんぽ」 ▶ ラジオ体操カレンダー

全国各地でラジオ体操に関連したイベントを行っています。

1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭

ラジオ体操最大のイベントとして、テレビやラジオを通じて1,000万人にもおよぶ人々に一斉にラジオ体操を行っていただくという趣旨で、「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」を毎年開催しています。

夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会/特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会

毎年7月20日から8月31日までの43日間、全国の会場で「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催しています(「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」の開催日を含みます。)。夏休み期間中にラジオ体操をする風景は、日本の夏の風物詩として浸透しています。また、毎年4月から10月末の日曜日や祝日を中心に、特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会を全国の会場で開催しています。

全国小学校ラジオ体操コンクール

多くの小学生が元気にラジオ体操を楽しむ機会を増やし、 健康増進および児童の育成に役立てることを目的として開催 しています。

第6回となる2019年度は、全国各地の小学校から約570チームの応募をいただきました。



第6回全国小学校ラジオ体操コンクール 金賞受賞チーム

■健康応援アプリを活用したサービスの提供

超長寿社会の到来に伴い、生命保険事業に求められる役割は、病気・ケガで入院などをされた際に保険金をお支払いするという従来型サービスの提供から、病気・ケガの予防または健康の増進・維持に資するサービスの提供へと変化しています。当社としても、こうした役割を担うため、健やかで豊かな人生づくりの支援に積極的に取り組んでおり、そのひとつとして、手軽に健康づくりに取り組める健康応援アプリ「すこやかんぽ」を展開し、2019年1月よりどなたでもご利用いただける「スタンダードメニュー」と、2019年4月より保険契約者さまなどを対象とした「プレミアムメニュー」を無料で提供しています。

▮かんぽプラチナライフサービスの推進

当社は、すべてのお客さまとの接点をご高齢のお客さまの目線で業務改革し、安心感、信頼感のある「ご高齢のお客さまに優しい」サービスを提供することで、

今後拡大するご高齢のお客さま層において、真にお客 さまから選ばれるよう、全社横断的な取り組みとして 「かんぽプラチナライフサービス」を推進しています。

健康・医療等に関する 情報の提供

- ご契約者さま等向け無料電話相 談サービス
 - ・健康・医療・介護・育児相談 ダイヤル
 - ・くらしの税の情報ダイヤル
- 教えて!からだナビ!
- 動画で学ぶ介助の技術

お客さまのQOL向上に資する 情報の提供

- ご高齢のお客さま向け情報誌「かんぽプラチナライフサービス」の 発行
- ご高齢者向け無料講習会(タブレット・スマートフォン)の開催

ご高齢のお客さまに優しい態勢の 構築/社員の育成

- ご高齢のお客さま専用コールセンターの設置
- 「見やすく」、「読みやすく」、「分かりやすい」ご案内の取り組み
- 社員による資格取得の推進
 - ・サービス介助士
 - ・認知症サポーター

Ⅰ災害時の特別な取扱いの実施

災害が発生し、被害にあわれたお客さまに対して緊 急の需要を満たす必要があると認められるときに、特 別な取扱い(非常取扱い)を行うこととしています。

特別な取扱い(非常取扱い)を行う場合は、支店 および業務委託先である郵便局に、その内容および

期間を掲示します。

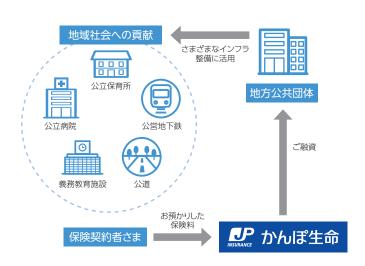
今後も、被災地に災害救助法が適用された場合な どに、特別な取扱い(非常取扱い)を速やかに実施し ます。

【具体的な取り扱い】

- 保険料の払込猶予期間の延伸 災害の影響で保険料のお払い込みが困難なお客さまについては、保険料のお払い込みを猶予する期間を延長
- ●保険金等の非常取扱い 災害の影響で提出書類のご準備が困難なお客さまについては、お手続きに必要な書類のご提出を一部省略し、保険金等のお 支払いや保険料の前納払込分の払い戻しをするなどの特別な取り扱いを実施

| 融資を通じた地方公共団体への金融動向 | 等の情報提供

地方公共団体への融資を通じて、インフラ整備などに必要となる資金ニーズに応えていくとともに、その 過程で地方公共団体を訪問し、コミュニケーションの 機会を設けることにより、最近の金融経済動向などに 関する情報提供や意見交換を実施しています。



ESG 投資活動

当社は、すべてのステークホルダーの皆さまに対する社会的責任を果たすという観点から、社会が抱えるESG課題の解決に向けた取り組みを推進し、企業価値の持続的向上と社会の発展に積極的にチャレンジしています。

資産運用においては、持続可能な社会の実現と長期的な投資成果の向上・リスク低減を目指して、ESGの諸要素を投資判断の際に考慮しています。

■ ESG投資方針

当社は、長期的な資産の運用を行う機関投資家として、ESG投資方針に沿った資産運用を行っています。ESG投資方針は、ESG投資に対する基本的な考え方を明確化するため、国連責任投資原則 (PRI) を踏まえて策定しました。

□ 当社のESG投資方針の詳細につきましては、当社Webサイトをご覧ください。

https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/csr/responsible_investment/esg.html

■ESG要素の投資プロセスへの組み込み

国内株式の自家運用における取り組み

ESG要素を考慮して以下の2つのファンドを運用しています。

- 財務情報に加えて、企業のESGに対する取り組みを総合的に評価し、中長期的に企業価値の向上が期待できる高配当企業に投資するファンド
- 財務情報を踏まえながら、SDGsの目標達成や課題解決に資する企業の技術力や事業基盤の「業績への貢献度」や「成長性」を評価し、ESGを成長機会として捉えている企業に投資するファンド

債券等の自家運用における取り組み

ESG要素を考慮したテーマ型投資を行っています。テーマ型投資を行う際には、広くSDGsの目標達成や課題解決に貢献できるようなテーマを選択し、ESG課題の解決に有用なプロジェクトに投資を行っています。



外部委託運用における取り組み

運用受託機関やファンドマネージャーの選定時、およびファンドマネージャーとの面談時などに、以下のような項目について、ESGの取り組み内容を確認しています。

(確認内容の具体例)

- PRIの署名の有無やPRIの年次評価
- ESG投資方針の有無や、ESG投資の手法、ESG銘柄の選定プロセス、エンゲージメント状況、議決権行使状況

スチュワードシップ活動

当社は、日本版スチュワードシップ・コード(以下「本コード」といいます。)を受け入れ、これに係る当社方針を 定めています。

株式運用においてはこれらに則り、投資先企業とのリレーション構築を図りつつ、財務情報のみならず、ESG要素を含む非財務情報の開示の充実を求め、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の課題に対する取り組み等を確認するなど投資先企業の状況を的確に把握し、投資先企業との「目的を持った対話」(エンゲージメント)に努めています。株主議決権行使は、ESG要素を含む非財務情報や対話等の状況なども考慮し、株主議決権行使方針に基づき、適切に実施しています。

また、国内社債運用においても本コードの趣旨を踏まえ、投資先企業との「目的を持った対話」(エンゲージメント) を行っていきます。

□ 当社のスチュワードシップ活動の詳細につきましては、当社Webサイトをご覧ください。

https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/csr/responsible_investment/stewardship/

▮業界団体との協働

当社は、一般社団法人生命保険協会のスチュワードシップ活動ワーキング・グループやESG投融資推進ワーキング・グループに参加し、ワーキング・グループ参加各社との情報交換などに取り組んでいます。また、スチュワードシップ活動ワーキング・グループにおいては、株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向けて、集団的エンゲージメントの実施などに取り組んでいます。

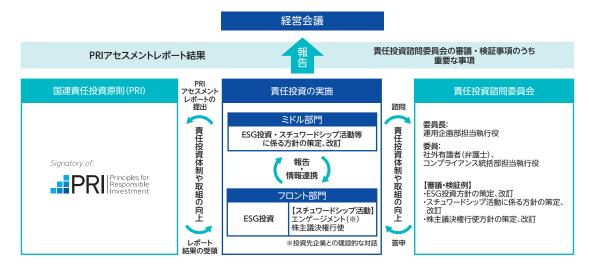
■国連責任投資原則(PRI)署名機関としての取り組み

当社は、ESGを考慮した投資の発展、持続可能な社会の形成を実現させるために、2017年10月にPRIに署名しました。当社は同原則に則って、機関投資家としての社会的責任を果たしており、その取り組み状況はPRIホームページ内でRI Transparency Reportとして報告していきます。



責任投資体制

当社は、ESG投資やスチュワードシップ活動などの責任投資の推進にあたり、下記の体制のもとに取り組んでいます。



コーポレートガバナンス体制

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、かんぽ生命商品の不適正募集問題を厳粛に受け止め、今後、二度と同じ事態を繰り返さないよう、取締役会などによるコーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、コーポレートガバナンス体制を構築しています。

□ コーポレートガバナンスに関する基本方針

https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/governance/abt_cmp_report.html

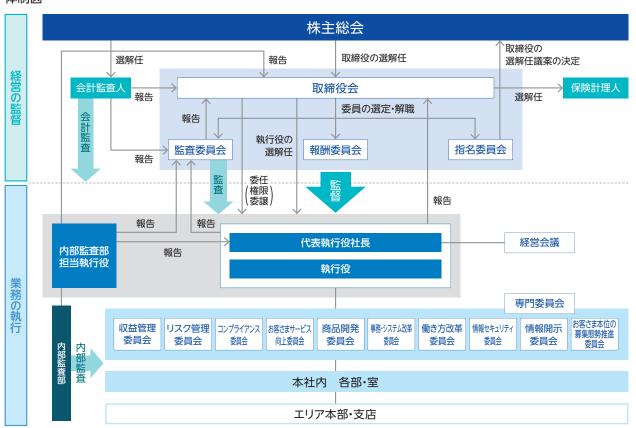
(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 郵便局ネットワークを通じて生命保険サービスを 提供することにより、安定的な価値を創出すると ともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え 間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し 続けます。
- 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識 し、株主のみなさまの権利及び平等性が実質的 に確保されるよう配慮してまいります。
- お客さま、株主を含むすべてのステークホルダー のみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続 的な共生を目指します。そのため、経営の透明性 を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断に意思決定・業務執行を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上を図るため、指名委員会等設置会社としており、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしています。

体制図



Ⅰ取締役会(経営の監督)

当社の取締役会は、当社の経営の基本方針、執行役の職務分掌および内部統制システムの構築に係る基本方針 等を決定し、執行役の職務の遂行を監督する権限を有しています。社外取締役として弁護士および企業経営者等を 招聘し、より広い視野に基づいた社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しています。

また、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の3つの委員会を設置し、社外の視点を経営に十分に活用す るとともに、経営の意思決定の透明性および公正性を確保しています。具体的には、各委員会は以下の役割を担っ ています。

● 指名委員会

取締役の選任・解任に関する株主総会議案の決定を 行っています。

委員長 原田 一之(社外取締役)

委員 千田 哲也、増田 寛也、斎藤 保(社 外取締役)、山田 メユミ(社外取締役)

● 監査委員会

取締役および執行役の職務執行の監査、監査報告の 作成、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任 等に関する株主総会議案の決定ならびに会計監査人 への監査報酬を決定する際の同意を行っています。

委員長 斎藤 保(社外取締役)

委員 堀金 正章、鈴木 雅子(社外取締役)、 山田 メユミ (社外取締役)、山﨑 恒 (社外取締役)

● 報酬委員会

取締役および執行役の報酬に関する方針の策定なら びに個人別の報酬内容の決定を行っています。

委員長 鈴木 雅子(社外取締役) 委員 増田 寬也、原田 一之(社外取締役)

(委員構成は2020年7月1日現在)

【内部管理体制(業務の執行)

当社は、企業価値の向上を図り、お客さまから選 ばれる真に日本一の保険会社となるためには、内部 管理体制の整備・強化が極めて重要であると認識し

■ 組織・体制の概要

業務執行における経営上の重要事項は、代表執行 役社長と各業務を担当する執行役で構成する経営会 議で協議したうえで、代表執行役社長が決定してい ます。さらに、経営会議の諮問委員会として、9つの

ています。自己責任の原則に基づく業務執行体制を 確立し、引き続き当社の組織・体制の強化に取り組 んでいます。

専門委員会を設置しています。各担当執行役の専決 事項のうち部門横断的な課題などについては各専門 委員会で協議を行っています。

- ① 収益管理委員会
- ② リスク管理委員会
- ③ コンプライアンス委員会

- ④ お客さまサービス向上委員会
- ⑤ 商品開発委員会
- ⑥ 事務・システム改革委員会

- ⑦ 働き方改革委員会
- ⑧ 情報セキュリティ委員会
- ⑨ 情報開示委員会

上記に加えて、経営陣が主導して対策を迅速・確

実に実行し、募集品質を改善するため、お客さま本

■ 内部統制の取り組み

当社は、取締役会において、業務の適正を確保す るための体制の構築に係る基本方針として、「内部統 制システムの構築に係る基本方針」を決議しています

位の募集態勢推進委員会を設置し協議を行っていま す。

(2020年3月25日改正)。

この方針に基づき、以下の体制整備をはじめとし た、適切な内部統制システムの構築に努めています。

- 当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社ならびに日本郵政株式会社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 内部監査態勢

当社は、健全かつ適正な業務の運営に役立てるた め、業務執行部門から独立した内部監査部を設置し、 内部監査人協会 (IIA) の「内部監査の専門職的実 施の国際基準」等に則り、内部管理態勢や業務執行 状況の適切性および有効性を検証・評価する態勢を 整備しています。

内部監査部は、本社各部、エリア本部、支店およ び子会社ならびに代理店である日本郵便株式会社な どに対し内部監査を実施しています。

内部監査で認められた問題点・課題については、 被監査部門に是正または改善を求めるとともに、その 改善状況を的確に把握しています。内部監査結果な どについては、代表執行役社長、監査委員会、取締 役会などに報告しています。

また、内部監査態勢の強化に向けて、監査委員会 との一層の連携、内部監査の品質向上、内部監査の 枠組み・意識の向上、人材の充実などに取り組んで います。

■取締役会等の運営状況

当社は、経営課題を前広に議論するため、従来の 「決議」、「報告」に加え、決議案の作成の段階から 社外取締役の知見を活用する「審議」を新設する、 必要に応じて取締役会を臨時開催する、社外取締役 間会合を実施するなど、取締役間の意見交換の充実 を図っています。

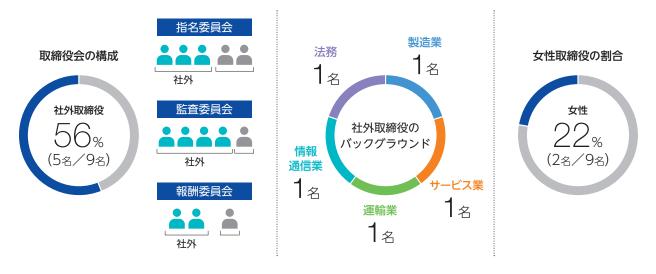
また、取締役に対して、必要に応じた情報の的確 な提供、議案の内容等の丁寧な事前説明ならびに事 前の検討時間や取締役会における質疑時間の確保を するなど、取締役会の実効的かつ円滑な運営の確保 に努めています。

2019年度の取締役会および各委員会の運営状況は、次のとおりです。



■取締役会の構成

当社の取締役会は、過半数(9名中5名)が、幅広いバックグラウンドを持つ社外取締役で構成され、かつ女性 取締役を2名含んでおり、高い独立性と多様性を有しています。



▋取締役候補者指名基準/独立役員指定基準

指名委員会において、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方と 当社が求める取締役の資格要件を規定した「取締役候補者指名基準」を策定し、この基準に基づき、取締役候補 者を決定しています。また、指名委員会では、株主の皆さまと利益相反が生じるおそれがないと当社が考える社外 取締役の要件を規定した「独立役員指定基準」を策定し、社外取締役の中から独立役員を指定しています。

□ 取締役候補者指名基準

https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/assets/pdf/torisimariyaku_kijun1511.pdf

□ 独立役員指定基準

https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/assets/pdf/dokurituyakuin1511.pdf

役員報酬

■ 報酬等の決定に関する方針

取締役および執行役の報酬等は、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定め、この方針に基づき決定しています。

取締役の報酬は、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給しています。

執行役の報酬は、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬(確定金額報酬)および経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給しています。

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/assets/pdf/hoshu_hosin.pdf

役員報酬額(2019年度)

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数						
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類	報酬等の種類別の総額(百万円)			
		固定報酬	業績連動型株式報酬	役員の員数 (名)		
取締役(社外取締役を除く。)	5	5	_	1		
社外取締役	68	68	_	8		
執行役	583	591	△8	26		

⁽注1) 当社は、当社または当社の親会社等の執行役を兼任する取締役に対して取締役としての報酬等を支給していないため、上表における取締役の「対象となる役員の員数」に当社または当社の親会社等の執行役を兼務する取締役を含んでいません。

⁽注2) 業績連動型株式報酬には、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。

⁽注3) 賞与の支給はありません。

取締役及び執行役

(2020年7月1日現在)

取締役



辛苗 哲也 取締役兼代表執行役社長

持株数 6,200株 取締役在任年数 -年 取締役会出席状況 -% (-0/-0)

重要な兼職の状況 日本郵政株式会社取締役

1984年4月 郵政省入省 2007年10月 当社CS 推進部長 2008年10月 当社東京サービスセン ター所長 2010年4月 当社事務企画部企画役 2010年7月 当社事務指導部長 2011年4月 当 社経営企画部長 2011年7月 当社執行役経営企 位権営企画部長 2011年7月 当在執行佼権営企 画部長 2011年10月 かんぽシステムソリュー ションズ株式会社取締役 2013年6月 日本郵政 株式会社常務執行役 2013年7月 当社常務執行 役 2016年6月 当社専務執行役 2017年11月 日本郵政株式会社専務執行役 2019年4月 当社代表執行役副社長 2019年8月 日本郵政株式会 社常務執行役 2020年1月 当社代表執行役社長 2020年6月 当社取締役兼代表執行役社長(現任) 2020年6月 日本郵政株式会社取締役(現任)

選任の理由

当社の経営企画部門及び事務部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験 と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決 定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割 を果たすことが期待できるためであります。



市倉昇

取締役 兼代表執行役副社長 持株数 一株 取締役在任年数 -年 取締役会出席状況 -% (-同/-同)

重要な兼職の状況

日本郵政株式会社常務執行役

1983年4月 日本専売公社入社 2009年6月 日本郵政株式会社執行役上場準備室長 2009年8 月同社執行役上場準備室長兼経営企画部付部長 2010年1月 同社執行役経営企画部付部長 2010年 10月 同社執行役 2013年9月 同社執行役経理 部長 2013年11月 同社執行役 2014年6月 同社常務執行役 2016年6月 同社専務執行役 2020年6月 当社取締役兼代表執行役副社長(現 2020年6月 日本郵政株式会社常務執行役

選任の理由

当社の親会社である日本郵政株式会社の財務部 門等で培った豊富な経験と実績を活かして、当 社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の 執行の監督に十分な役割を果たすことが期待で きるためであります。



堀金 正章

持株数 2400株 取締役在仟年数 3年 取締役会出席状況 100% (210/210) 指名委員会出席状況 -% (-0/-0) 報酬委員会出席状況 100% (20/20)

重要な兼職の状況

1979年4月 郵政省入省 2007年10月 当社執行 19/9年4月 野阪自入自 2007年10月 当社執行役主計部長 2010年10月 当社執行役主計部長 2010年10月 当社常務執行役主計部長 2011年7月 当社常務執行役 2014年7月 当社専務執行役 2017年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 2020年6月 当社取締役(現任)

選任の理由

当社の財務部門等において要職を歴任するとと ヨ社の財務部门寺において実職を歴仕するとと もに、当社代表執行役副社長として当社の経営 を担った豊富な経験と実績を活かして、当社の 重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行 の監督に十分な役割を果たすことが期待できる ためであります。



ますだりるや増田寛也

取締役

持株数 一株 取締役在任年数 -年 取締役会出席状況 -% (-----)

重要な兼職の状況

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役 株式会社ゆうちょ銀行取締役 東京大学公共政策大学院客員教授

事 2007年8月 建設省入省 1995年4月 岩手県知事 2007年8月 総務大臣 2007年8月 内閣府特命担当大臣 2009年4月 株式会社野村総合研 2009年4月 東京大学公共政策大学院 客員教授(現任) 2020年1月 日本郵政株式会社 代表執行役社長 2020年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 日本郵政株式会社取締役兼代表執行 役社長(現任) 2020年6月 日本郵便株式会社取締役(現任) 2020年6月 株式会社ゆうちょ銀行取締役(現任)

選任の理由

岩手県知事、総務大臣など行政の要職を歴任す るとともに、郵政民営化委員会の委員長を務めた経験から日本郵政グループに関する十分な知見を有しております。また、当社の親会社であ る日本野政株式会社の代表執行役社長として日本野政グループ全般の経営を担っていることから、その豊富な経験と実績を活かして、当社の 重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行 の監督に十分な役割を果たすことが期待できる



鈴木 雅子

社外取締役

持株数 1.800株 取締役在任年数 4年 取締役会出席状況 100% (21@/21@) 監査委員会出席状況 100% (160/160) 本式会社パソナブループ エグゼクティブアドバイザー 株式会社パソナフォース代表取締役社長

略歴
1983年7月 株式会社テンポラリーセンター入社
1999年4月 株式会社アンポラリーセンター入社
1999年4月 株式会社パソナ執行役員 2004年
9月 同社取締役専務執行役員 2007年12月 株
式会社パソナグループ取締役専務執行役員
2010年6月 株式会社ペネフィット・ワンソリューションズ取締役 2012年5月 株式会社ペネフィットワンソリューションズ取締役 2012年5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役 2016年
1月 同社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 (現任) 2018年6月 株式会社ペネフィット・ 役(現任) 2018年6月 株式会社ベネフィット・ ワン取締役副社長執行役員 2019年7月 株式会社パソナグループエグゼクティブアドバイザー (現任) 2019年12月 株式会社パソナフォース 代表取締役社長(現任)

選任の理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、 その経歴を通じて培った経営の専門家としての 経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能 を期待できるためであります。



でまた めゅぶ

計外取締役

持株数 1,300株 取締役在任年数 3年 取締役会出席状況 100% (21@/21@) 監查委員会出席状況 100% (16回/16回)

重要な兼職の状況

株式会社アイスタイル取締役 ーホールディングス株式会社社外取締役

1995年4月 香栄興業株式会社入社 1997年5 月 株式会社キスミーコスメチックス入社 1999年7月 有限会社アイ・スタイル代表取締役 2000年4月 株式会社アイスタイル代表取締役 2000年4月 株式云社アイスタイルで表取締役 2009年12月 同社取締役(現任) 2012年5月 株式会社サイバースター代表取締役社長 2015 年9月 株式会社メディア・グローブ取締役(現 任) 2016年3月 株式会社Sパートナーズ代表 取締役社長 2016年9月 株式会社Eat Smart取 締役 2017年6月 当社取締役(現任) 2017年 6月 セイノーホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2019年11月 株式会社ISパート ナーズ取締役(現任)

選仟の理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、 その経歴を通じて培った経営の専門家としての 経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能 を期待できるためであります。



世場 恒 社外取締役

持株数 一株 取締役在任年数 -年 取締役会出席状況 -% (-0/-0)

重要な兼職の状況

全国農業協同組合連合会経営管理委員 住友商事株式会社社外取締役

1974年4月 大阪地方裁判所判事補任官 1995 年4月東京地方裁判所判事部総括 2000年12 月家庭裁判所調査官研修所長 2002年12月 最高裁判所調査官研修所長 2005年12月 間橋 2007年2月 横浜家庭裁判所長 2007年2月 東京高等裁判所判事部総括 2009年8月東京家庭裁判所長 2011年2月 札幌高等裁判所長官 2013年3月 公正取引委員会委員 2016年8月 弁護士登録(東京弁護士会) 2016年8月 菊地綜合法律事務所弁護士(現任) 2017 年7月 全国農業協同組合連合会経営管理委員(現 2018年6月 住友商事株式会社社外取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役(現任)

選任の理由

長年にわたり判事又は弁護士の職にあり、その 長年にわたり刊事又は开護工の職にあり、その 経歴を通じて培った法律の専門家としての経 験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を 期待できるためであります。なお、上記の理由 により、社外取締役としての職務を適切に遂行 できると判断いたしました。



社外取締役

持株数 600株 取締役在任年数 3年 取締役会出席状況 95% (200/210) 指名委員会出席状況 100% (20/20) 報酬委員会出席状況 100% (7回/7回)

重要な兼職の状況 株式会社IHI相談役 沖電気工業株式会社社外取締役

1975年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 2006年6月 同社執行役員航空宇宙事業本部副本 部長 2007年7月 株式会社11 制執行役員航空宇宙事業本部副本部長 2008年1月 同社執行役員航空宇宙事業本部長 2008年4月 同社取締役執 航空宇宙事業本部長 2008年4月 同社取締役執 行役員航空宇宙事業本部長 2019年4月 同社取 締役帶務執行役員航空宇宙事業本部長 2010年 4月 同社取締役 2011年4月 同社代表取締役副 社長 2012年4月 同社代表取締役社長島高経営 執行責任者 2016年4月 同社代表取締役会長長 高経営責任者ものづくりシステム戦略本部長 2017年4月 同社代表取締役会長 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 沖電気工業株式 会社社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社 1日 取締役 2020年6月 株式会社 1日 取締役 2020年6月 株式会社 H I 取締役 2020年6月 株式会社 I H I 相談役 (現任)

選任の理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、 その経歴を通じて培った経営の専門家としての 経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能 を期待できるためであります。



はらだ かずゆき 原田 一之

补外取締役

持株数 -株 取締役在任年数 2年 取締役会出席状況 100% (210/210) 指名委員会出席状況 100% (3回/3回) 報酬委員会出席状況 100% (60/60)

重要な兼職の状況

京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長 日本空港ビルデング株式会社社外取締役

1976年4月 京浜急行電鉄株式会社入社 2007 1976年4月 京共憲行電鉄株式五年人社 2007 年6月 同社取締役 2010年6月 同社常務取締役 2011年6月 同社専務取締役 2013年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2015年6月 日本空港ビ ルデング株式会社社外取締役(現任) 2018年6 月 当社取締役(現任) 2019年6月 京浜急行電 鉄株式会社取締役社長 社長執行役員(現任)

選仟の理由

その経歴を通じて培った経営の専門家としての 経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能 を期待できるためであります。

代表執行役社長	千田 哲也
代表執行役副社長	市倉昇
事務執行役	廣中 恭明
享務執行役	奈良 知明
常務執行役	立花 淳
常務執行役	加藤 進康
常務執行役	内木場信篤
常務執行役	鈴川 泰三
常務執行役	宮西嘉樹

松田 紀子

小野木喜惠子

古家 潤子

田中元則

大西 徹

藤森 敬裕

常務執行役

常務執行役

常務執行役

常務執行役

常務執行役

常務執行役

執行役

コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底

当社は、すべての役員および社員が事業活動のあらゆる局面において法令等(法令、諸規則、社内諸規程、社会規範および企業倫理)を遵守することにより業務の健全性および適切性を確保し、社会の信

頼に応える態勢を確保しています。

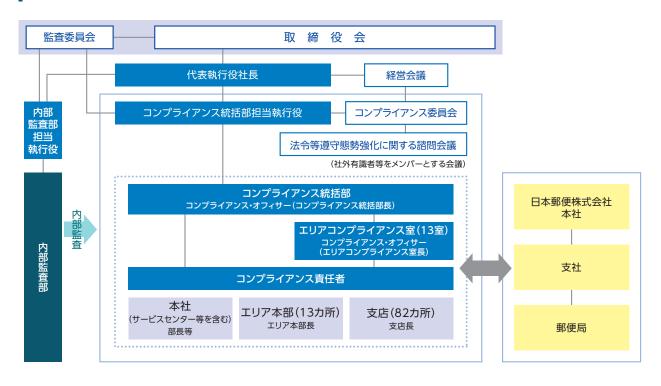
当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」を目指し、コンプライアンスの徹底に全社一丸となって取り組んでいます。

【コンプライアンスに関する方針等

当社は、取締役会が定める「内部統制システム の構築に係る基本方針」に基づき、コンプライア ンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプ ライアンス規程」を制定し、コンプライアンス態 勢を整備しています。

また、当社の企業活動に関連する法令等の解説 を記載した「コンプライアンス・マニュアル」お よび同マニュアルの要点を解説した「コンプライ アンス・ハンドブック」を作成し、すべての役員 および社員が参照可能な方途により、その内容を 周知しています。さらに、毎年度、コンプライア ンスを推進するための具体的な実践計画として「コ ンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプ ライアンスの徹底に関する取り組みを行っていま す。

【コンプライアンス推進態勢



当社では、コンプライアンスの推進を図るた め、コンプライアンス統括部担当執行役を委員長 とするコンプライアンス委員会を設置していま す。コンプライアンス委員会では、経営上のコン プライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題 への対応などについて協議を行うとともに、コン プライアンスの推進状況などについて把握、分析 することにより、法令等の遵守、不祥事の未然防 止などを図っています。

また、当社の保険募集人である日本郵便株式会

社との間に、コンプライアンス統括部担当執行役 などで構成する連絡会議を設置し、コンプライア ンス態勢の充実、強化に関する事項を協議すると ともに、郵便局に対する指導・管理を行っていま す。さらに、社外有識者等をメンバーとする法令 等遵守態勢強化に関する諮問会議を設置し、当社 のコンプライアンスの現状などについて客観的・ 専門的立場から評価や今後の方向性などに係る提 言をいただき、コンプライアンス態勢の強化に役 立てています。

【コンプライアンス教育の実施等

コンプライアンス・プログラムに基づき、本 社・支店などのコンプライアンス責任者などを対 象とした研修を実施し、コンプライアンス責任者 の役割や実務に即したコンプライアンス上の留意 点などについて説明・指導するほか、役員および 社員全員を対象にコンプライアンスに関する知識 の付与を目的としてeラーニング研修を実施して います。

内部通報制度

当社は、コンプライアンス違反の発生およびそ の拡大の未然防止または早期解決を目的として、 法令または社内規則の違反が生じた場合に当社グ ループ社員等が行うべき報告ルールを定めるとと もに、社内外に「内部通報窓□」を設置し、内部 通報に関する適切な体制を整備しています。

また、不適正募集に関する問題点などの把握のた め、従来の内部通報窓口に加え、日本郵政グループ として金融営業専用の社外通報窓口を新設し、その 活用の社員周知を徹底していきます(2020年3月 設置)。

【マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取り組み

当社は、金融庁の「マネー・ローンダリング及 びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に則 して策定した「マネー・ローンダリング及びテロ 資金供与対策に係る方針」に基づき、マネー・ロー ンダリングおよびテロ資金供与(以下、「マネロン 等」といいます。)のリスクを適切に低減するため の取り組みを推進しています。

当社の商品・サービスのご提供などがマネロン 等に悪用されることを防止する観点から、事業の 特性および代理店の状況ならびに法令等を踏まえ て、リスクを特定・評価し、これを実効的に低減 するため、当該リスクに見合った適切な対策を講 じています。

また、経営陣が主体的かつ積極的にマネロン等 対策に取り組むとともに、マネロン等対策に係る 統括責任者をコンプライアンス統括部担当執行役 とするなど、マネロン等対策に関わる役員および 社員の役割および責任を明確にしています。

【個人情報保護の取り組み

当社は、個人情報保護に関する社会的要請の重要性を十分認識し、個人情報保護に関係する諸法令などに基づき、個人情報を適切に保護するための取り組みを推進しています。

個人データの安全管理を図るための内部管理体

制として、会社全体の個人情報の保護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、各部署に個人情報の保護に関する事務を管理する者を配置し、個人情報の適切な保護と取り扱いを行っています。

□ プライバシーポリシー

https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_statement.html

□ 日本郵政公社から承継した個人情報の利用目的

https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_object.html

【サイバーセキュリティへの対応

当社は、サイバー攻撃によるリスクを重要リスクとして認識し、コンプライアンス統括部担当執行役をCISO*1とし、CISO主導のもと、防御・検知の仕組みを組み合わせた多層防御のリスク対策を実施しています。

体制面では、サイバー攻撃に備えて平時および 緊急時に活動を行う組織(CSIRT*2)を設置し、 専門知識を有する人材を確保しています。CSIRT では、外部専門機関との連携による情報収集や、 サイバー攻撃の脅威への対応が必要なシステムを 対象として、緊急時に備えた対応手順の整備など を行っています。また、定期的なサイバー演習に加え、役員・社員を対象とした社内研修や訓練を 実施することにより、サイバー攻撃が発生した場合の対応力向上に継続的に努めています。

これらの活動にあたっては、社内に情報セキュリティ委員会を設置し、経営陣のリーダーシップで対策を推進しているほか、日本郵政グループ各社と連携しながら取り組んでいます。

※1 Chief Information Security Officerの略

※2 Computer Security Incident Response Teamの略

反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断の徹底を、お客さまの信頼を維持し健全な経営を実現するための重要事 項であり、企業としての社会的責任であると認識しています。

また、反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基 本方針|に基づき、「反社会的勢力への対応に関する基本方針|を定め、反社会的勢力に対応しています。

□ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/governance/abt_cmp_antisocial.html

反社会的勢力への対応に関する規程等

「内部統制システムの構築に係る基本方針」にお いて、平素から警察などの外部専門機関と連携を とりながら不当要求などには毅然と対応するなど、 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反 社会的勢力との関係を遮断し排除することを定め ています。これに基づき、反社会的勢力との関係

を遮断するための態勢および組織としての対応に 関する基本的事項を定めた「反社会的勢力対応規 程」ならびに具体的な業務遂行などのための「反 社会的勢力対応細則」、「反社会的勢力対応手続」 および「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、 全社員に徹底させています。

反社会的勢力への対応態勢

反社会的勢力への対応態勢として、代表執行役 社長を最高責任者、総務部担当執行役を反社会的 勢力対応統括責任者、本社総務部長、エリア本部 長、支店長などを反社会的勢力対応責任者とし、 反社会的勢力との関係遮断を目的とした、適切な 対応態勢を整備しています。また、「コンプライア ンス委員会」および「反社会的勢力対応協議会」 において全社的な協議を行っています。

さらに、反社会的勢力との関係を遮断するため の具体的な対応策として、2012年4月に保険約款 に暴力団排除条項を導入したほか、保有する全保 険契約に対する反社チェック、各種契約書への暴 力団排除条項導入、不当要求防止責任者講習の受 講促進、警察・弁護士等外部機関との連携強化、 会議・研修・情報誌を通じた指導などを実施して います。

営業社員・募集代理店への教育

当社は、すべての役員および社員の商品知識およびコンサルティング能力の向上に努めることを勧誘方針に掲げており、営業社員や代理店への研修・教育を通じて、お客さま一人ひとりのライフプランに応じたコンサルティングセールススキルの向上に努めています。

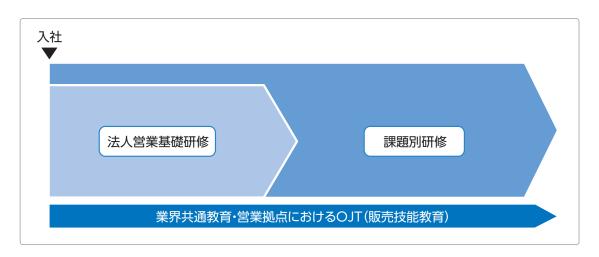
〈営業社員〉

全国の直営店営業社員により法人・職域マーケットを中心とした保険募集を行っています。

■研修の概要

当社の営業社員に対しては、法人のお客さまがお持ちのニーズに的確にお応えできるよう、営業社員向け教育研修プログラム「かんぽインストラクションカレッジ」により、お客さま本位の営業活動を実践するため、高度な知識と高い倫理観を持った営業社員の育成に努めています。

本社で開催する集合研修・業界共通教育などを通じて、法人・職域マーケットなどでの保険募集に必要な知識とスキルを習得し、さらに質の高いコンサルティングセールスが実践できる人材の育成を目指し、課題別に各種の研修を実施しています。



〈募集代理店〉

当社は、日本郵便株式会社および簡易郵便局受託者それぞれとの間で生命保険募集代理店委託契約を締結し、全国の郵便局ネットワークを通じて住域および職域における個人マーケットを中心とした保険募集を行っています。

■研修の概要

当社の社員から、生命保険募集人となる方に対し、コンプライアンスの徹底、適正な営業活動、業務知識の向上などを目的とする研修を実施しています。

このほか、日本郵便株式会社が実施する研修などに対して、当社の社員を講師として派遣するなどの支援を行っています。



リスク管理体制

リスク管理体制の概要

当社では、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理に関する規程を整備するとともに、リスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的に開催しています。

リスク管理委員会では、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備および運営に関する事項ならびにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況などについて把握および分析することにより適切なリスク管理を行い、リスク管理統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議に付議または報告しています。

さらに、リスク管理統括部担当執行役は、当社のリスク管理を統括し、経営を取り巻く環境、リスク管理の状況の変化に応じ、リスク管理態勢の構築、検証および整備をしています。リスク管理統括部は、リスク管理総括担当として、リスク管理統括部担当執行役の指示のもと、リスク管理態勢の構築、検証および整備に係る業務を遂行するとともに、リスク区分ごとのリスク管理を行う部署(以下、「リスク管理担当」といいます。)における管理状況を把握し、分析・管理を行うことにより、定期的にリスク管理の状況を検証しています。

また、各リスク管理担当の担当執行役は、リスクの所在、種類および特性ならびにリスク管理基本方針に定めるリスク管理の方法および態勢を把握したうえで、それぞれの担当するリスクの管理体制を整備・運営しており、各リスク管理担当は、業務執行担当である業務を執行する本社各部、支店などとの相互牽制のもと、リスク管理基準に従い、適切にモニタリング機能を発揮し、担当するリスクを管理することとしています。なお、資産運用リスクとオペレーショナルリスクのリスク管運用リスクとオペレーショナルリスクのリスク区分については、細目を構成するリスク区分が複数にわたるため、細目のリスク区分のリスク管理担当と併せて、リスク管理統括部が総合的な管理担当と併せて、リスク管理統括部が総合的な管理を行っています。

リスク管理体制については、内部監査部が内部 監査を実施し、その適切性・有効性をチェックす ることにより、リスク管理体制の強化を図ってい ます。

なお、当社がリスク管理を行うにあたっては、 日本郵政株式会社および当社の子会社であるかん ぽシステムソリューションズ株式会社のリスク管 理部門と連携して取り組んでいます。

リスク管理体制図



┃リスク区分別の管理

当社では、管理するリスクを次のとおり分類・ 定義し、リスク特性に応じた管理態勢や規程など

保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率などが保険 料設定時の予測に反して変動することに より、損失を被るリスク
資産運用 リスク		保有する資産・負債(オフ・バランスを 含む。)の価値が変動し、損失を被るリ スク
	市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産および負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスクならびに資産および負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
資金繰り リスク		財務内容の悪化などによる新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、保険金等の支払いが滞った場合や資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
市場流動性リスク		市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

を整備し、適切にリスク管理を実施しています。

オペレーショ ナルリスク	業務の過程、役員・社員などの活動もしくはシステムが不適切であることまたは 外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役員・社員などが正確な事務を怠ること、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	 コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク コンピュータシステム開発の遅延などにより損失を被るリスク
法務リスク	事業活動に関連して、法的紛争が発生すること、または法令などの新設・変更に適切に対応しないことにより、損失を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、差別的行 為などから損失を被るリスク
風評リスク	会社などに関する噂や憶測、評判などの あいまいな情報や、事故および不祥事な どの発生に伴う誤解、誤認、誇大解釈な どが、保険契約者、マスコミなどに広が ることにより、損失を被るリスク
有形資産 リスク	有形資産が災害その他の事象から毀損を 受けることにより損失を被るリスク
外部委託リスク	外部へ委託する業務において、委託先 (再委託先を含む。) による委託契約の不 履行、不法行為などにより損失を被るリ スク

【ストレステストの実施

当社では、低頻度ではあるものの、一定の発生の蓋然性があり、発生すると当社に甚大な影響を 及ぼす事象の影響を把握するため、定期的にスト レステストを実施しています。

ストレスシナリオの設定にあたっては、

- ・当社のリスクプロファイルの状況を踏まえ、当 社に重大な影響を及ぼしうるリスク区分を網羅 すること
- ・過去に発生したヒストリカルシナリオのみならず、今後発生する可能性のあるフォワードルッキングな仮想シナリオを想定すること

・複合的(包括的)なストレスシナリオ下における当社への影響を把握すること

を考慮し、具体的には、金利・為替・株式など金融市場の大幅な変動や、巨大地震発生、パンデミック (新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含む) の発生などの事象を複合させています。

ストレスシナリオでの損失状況や健全性に与える影響を分析し、その結果を定期的にリスク管理 委員会および経営会議に報告し、経営に活用しています。

お客さま本位の業務運営

当社は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。 すべての人生を、守り続けたい。」との経営理念のも と、全国津々浦々の郵便局を通じて簡易で小口な生 命保険をお客さまにご利用いただいています。

当社では、お客さま一人ひとりの最善の利益を追求 するため、お客さま本位の業務運営として当社の目指 すべき姿と、それを確実に実現するための態勢面、業 務運営面での方策を、「お客さま本位の業務運営に関 する基本方針」として2017年4月7日に策定・公表し ました。

この「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」 に基づき、全社を挙げてお客さま本位の業務運営のさ らなる改善・高度化に向けて取り組んでいきます。

□ お客さま本位の業務運営に関する基本方針 https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/ company/abt_cmp_fiduciary.html

ステークホルダーとの対話

▋かんぽ生命を支えるステークホルダー

当社は、ステークホルダーの皆さまとの対話を通じ て、当社への要請や期待を的確に把握し、それらに 応えていくことが、企業価値向上に不可欠であると 認識し、経営方針においても「すべてのステークホ ルダーと密接なコミュニケーションを図ります。」と宣 言しています。ステークホルダーの皆さまからの声を 経営改善に活かすとともに、適切な協働・持続的な 共生を目指しています。



▍お客さまとの対話

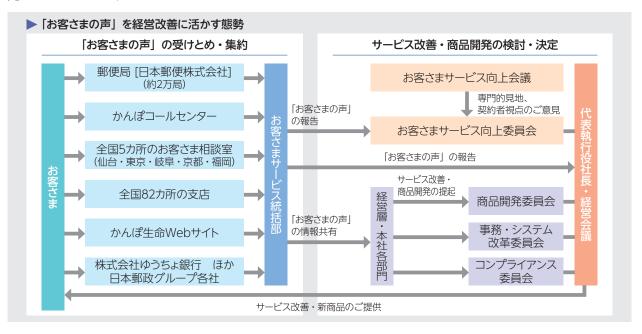
当社は、「お客さまの声」を貴重な「財産」であると認識しており、お客さまとの対話を重視して、お客さまにとっ ての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスを追求し続ける体制を整え、「お客さまの声」をもとにサー ビスを日々見直し、お客さま満足の向上に取り組み続けることが、経営改善の基本と考えています。

お客さまの声を経営に活かす取り組み

「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発、改善を行うことはもとより、「お客さまの声」を役員はじめ、 社員一人ひとりが真摯に受けとめ、行動していくことにより、お客さま本位の経営に取り組んでいきます。

当社は、郵便局やかんぽコールセンター等を通じて2019年度は約307万件の「お客さまの声」をお寄せいただい ており、いただいた声は、当社お客さまサービス統括部に集約され、一元管理のもとで分析し、サービスの改善、 商品開発につなげることで、お客さまにご満足いただけるサービスのご提供を目指します。

また、社外の有識者の方を委員とする「お客さまサービス向上会議」を開催し、お客さま満足の向上に向けたご意 見をいただいています。



┃株主・投資家との対話

当社は、上場企業としての説明責任を果たし、株 主・投資家等の信頼を確保するため、正確かつ公平 に情報を開示することを基本方針とするディスクロー ジャーポリシーを策定し、その実現に努めています。



IRの実施状況

国内外機関投資家IR	四半期ごとの決算発表後、機関投資家やアナリスト向けに決算説明会や電話会議などを開催し、経営陣が経営戦略・財務状況等についての説明を実施しています。また、証券会社主催の機関投資家向けカンファレンスなどにも参加しています。
個人投資家IR	当社Webサイトに個人投資家向けのページ(IRサイト)を設け、投資家向けの会社情報をタイムリーに掲載しているほか、個人投資家の皆さまを対象とした会社説明会を実施しています。
法定開示・適時開示	決算短信等の決算情報やIR資料、その他の法令等に基づく適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書等について、適時・適切な開示を行う体制を構築しています。
Webサイト・IRサイト	正確かつ公平に情報を開示することを基本方針とするディスクロージャーポリシーを掲載するほか、関係法令等に基づく情報開示に加え、財務・非財務情報について積極的に情報発信を行っています。

	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	期末決算発表	株主総会	海外IR	四半期決算発表			四半期決算発表		海外IR	四半期決算発表	
							国内IR				

株主総会の実施状況

開催日	2020年6月15日
所 要 時 間	29分
来 場 株 主 数	109人
招集通知発送日	2020年5月29日
招 集 通 知 Webサイト公開日	2020年5月19日

第14回定時株主総会の開催にあたっては、新型コ ロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆さ まの健康と安全を第一に考え、サーモグラフィーなど を活用した検温やマスクの配付・着用、アルコール消 毒液の配置、座席間隔の拡大などの感染拡大防止対 策を実施しました。また、当社Webサイトにて事前に ご質問を受け付ける環境を整備したほか、インターネ ットを活用したライブ中継を実施し、ご来場を見合わ せていただいた株主の皆さまが株主総会の模様をご 視聴いただけるようにしました。

株主総会招集ご通知については、株主の皆さまに 議案を十分ご検討いただけるよう早期発送・開示に努 めました。また、インターネットでの議決権行使を可能 にしているほか、東京証券取引所が推奨する機関投資 家向け議決権電子行使プラットフォームに参加するな ど、議決権行使環境の整備にも取り組みました。

事業報告では、映像を活用して説明を行い、株主 の皆さまに分かりやすくご理解いただけるよう努めた ほか、事前にいただいたご質問への回答や株主の方 からの質疑応答を通じて、双方向の理解の充実を図 りました。

株主総会終了後は、株主の皆さまへの情報提供充 実の一環として、株主通信の発行のほか、議決権行 使結果などを当社Webサイトにて速やかに公開して います。

沿革	74
主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
経営の組織	76
店舗網一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
資本金の推移	79
株式の総数	79
株式の状況	79
主要株主の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
会計参与の氏名又は名称	80
会計監査人の氏名又は名称	80
従業員の在籍・採用状況	80
平均給与(内勤職員)	80
平均給与(営業職員)	80
主な個人向け商品一覧	81
主な法人向け商品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
主な特約一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
加入限度額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
重要事項の説明・デメリット情報の提供	84
ご契約内容のお知らせ	84
「お客さまの声(苦情)」の内容と件数	84
感謝・賞賛の声・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
「お客さまの声」を経営に生かした改善事例	85
利益相反の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
保険契約者等の保護の取り組み	86
生命保険契約者保護機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
リスク区分別の管理	89

沿革

当社は、2005年10月に成立した郵政民営化法に基づき、 2006年9月1日に「株式会社かんぽ」として設立され、2007年9月30日までの間、生命保険会社として営業を開始するための準備を行いました。同年10月1日に、生命保険業の開始 に伴い、商号を「株式会社かんぽ生命保険」に変更し、同日 以降は、生命保険業および郵政管理・支援機構の委託を受 けて行う簡易生命保険管理業務を行っています。

2006年 9月	郵政民営化法に基づき、株式会社かんぽ設立
2007年10月	生命保険業の開始に伴い、株式会社かんぽ生命保険に商号変更
	郵政管理・支援機構の委託を受け、簡易生命保険管理業務を開始
12月	新規業務(運用対象の自由化)の認可取得
2008年 6月	法人向け商品の受託販売開始
7月	「かんぱ生命 入院特約 その日から」販売開始
2009年 7月	奈良支店および和歌山支店の開設により、全都道府県に支店を設置
2011年10月	かんぽシステムソリューションズ株式会社(現 連結子会社)を子会社化
2014年 4月	学資保険「はじめのかんぽ」販売開始
7月	アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス(注1)のがん保険の受託販売などの取り扱い開始
2015年10月	養老保険「新フリープラン(短期払込型)」販売開始
11月	当社普通株式を東京証券取引所市場第一部へ上場
	法人向け商品(総合福祉団体定期保険など)の受託販売開始
2016年 3月	新規業務(再保険の引受け、付帯サービス)の認可取得
	第一生命保険株式会社(注2)と業務提携
2017年10月	特約「医療特約 その日からプラス」販売開始
	終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん 低解約返戻金プラン」販売開始
	長寿支援保険(低解約返戻金型)「長寿のしあわせ」販売開始
2019年 4月	引受基準緩和型商品「かんぱにおまかせ」、先進医療特約の販売開始
	当社株式の第2次売出し

- (注1) 米国法人の日本支店が日本法人化され、日本支店の事業については日本法人へ承継されたことにより、本誌発行日現在における契約先はアフラック生命保険株式会社となっています。
- (注2) 業務提携先グループ内部における業務移管により、本誌発行日現在における業務提携先は第一生命ホールディングス株式会社となっています。

【参考】簡易生命保険の沿革

1916年10月	逓信省において、簡易生命保険事業創業
1926年 10月	逓信省において、郵便年金事業創業
1949年 6月	郵政省発足
2001年 1月	省庁再編に伴い、郵政事業庁発足
2003年 4月	日本郵政公社発足

民営化後の新規業務等

(2020年7月1日現在)

- 1) 運用対象の自由化(含むデリバティブ取引)の認可
 - 郵政民営化法第138条第2項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2007年10月4日に認可申請を行い、シンジケートローン(参加型)、信託受益権の取得などの業務が同年12月19日に認可されました。
- 2)法人向け商品(経営者向け定期保険)の受託販売および入院特約の見直しの認可 郵政民営化法第138条第1項および第3項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2007年11月26日に認可申請を行い、2008 年4月18日に認可されました。
- 3)学資保険改定の認可

郵政民営化法第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2012年9月3日に認可申請を行い、同年11月30日に郵政 民営化法上の条件付き認可を取得し、その条件について2014年1月24日に承認を受けました。

- 4)短期払養老保険の認可
 - 郵政民営化法第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2015年2月19日に認可申請を行い、同年4月15日に認可されました。
- 5)法人向け商品(総合福祉団体定期保険等)の受託販売の認可 郵政民営化法第138条第3項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2015年7月1日に認可申請を行い、同年9月30日に認可されました。

- 6) 再保険の引受けの認可
 - 郵政民営化法第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2016年1月19日に認可申請を行い、同年3月11日に認可さ
- 7)付帯サービスの認可
 - 郵政民営化法第138条第3項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2016年1月19日に認可申請を行い、同年3月11日に認可さ
- 8)終身保険等の見直しの認可
 - 郵政民営化法第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2017年3月31日に認可申請を行い、同年6月19日に認可さ
- 9)法人向け商品(経営者向け介護補償定期保険)の受託販売の認可 郵政民営化法第138条第3項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2017年3月31日に認可申請を行い、同年6月19日に認可さ
- 10) 新たな保険の引受けの認可
 - 郵政民営化法第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、2018年10月16日に認可申請を行い、同年12月25日に認 可されました。

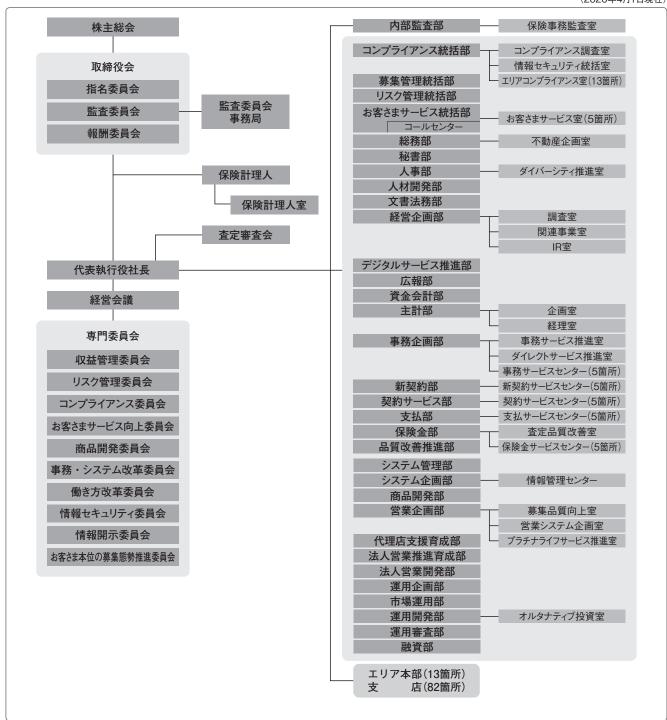
主要な業務の内容

- (1)生命保険業
- (2)他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前号の業 務に付随する業務
- (3)国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うこ とのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (4)受託した簡易生命保険管理業務
- (5) その他前各号に掲げる業務に付帯又は関連する事項

経営の組織

組織図

(2020年4月1日現在)



店舗網一覧 (2020年4月1日現在)

北海道

札幌支店

060-8534 北海道札幌市中央区北二条西4-1

函館支店

040-8799 北海道函館市新川町1-6

旭川支店

070-8799 北海道旭川市六条通6-28-1

帯広支店

080-0013 北海道帯広市西三条南9-2

東北

青森支店

030-0802 青森県青森市本町1-3-9

盛岡支店

020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25

仙台支店

980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34

秋田支店

010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1-14

山形支店

山形県山形市十日町2-4-19 990-0031

福島支店

963-8005 福島県郡山市清水台1-6-21

関東

土浦支店

300-0037 茨城県土浦市桜町4-3-20

茨城支店

310-0803 茨城県水戸市城南1-7-5

宇都宮支店

320-0026 栃木県宇都宮市馬場通り4-1-1

群馬支店

370-0045 群馬県高崎市東町9

さいたま支店

330-9797 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

熊谷支店

360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-195

川越支店

350-1114 埼玉県川越市東田町5-3

千葉支店

260-0027 千葉県千葉市中央区新田町1-1

柏支店

277-0005 千葉県柏市柏4-2-1

船橋支店

273-0012 千葉県船橋市浜町2-1-1

東京

法人営業開発部

105-0001 東京都港区虎ノ門3-17-1

東京中央法人支店

105-0001 東京都港区虎ノ門3-17-1

東京新都心法人支店

163-0513 東京都新宿区西新宿1-26-2

東京新都心支店

163-0513 東京都新宿区西新宿1-26-2

東東京法人支店

110-0014 東京都台東区北上野1-10-14

東東京支店

110-0014 東京都台東区北上野1-10-14

南東京法人支店

141-0001 東京都品川区北品川6-7-29

南東京支店

141-0001 東京都品川区北品川6-7-29

八干子支店

192-0083 東京都八王子市旭町9-1

武蔵野支店

180-0006 東京都武蔵野市中町1-15-5

南関東

横浜支店

231-8799 神奈川県横浜市中区日本大通5-3

川崎支店

210-8799 神奈川県川崎市川崎区榎町1-2

藤沢支店

251-8799 神奈川県藤沢市藤沢115-2

海老名支店

243-0499 神奈川県海老名市中央2-7-5

甲府支店

400-0031 山梨県甲府市丸の内1-17-10

信越

新潟支店

950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-4-4

長岡支店

940-0066 新潟県長岡市東坂之上町2-1-1

長野支店

380-8797 長野県長野市栗田801

松本支店

390-0815 長野県松本市深志2-1-9

北 陸

富山支店
930-0005 富山県富山市新桜町2-21

高岡支店
933-8799 富山県高岡市御馬出町34

金沢支店
920-8797 石川県金沢市上堤町1-15

福井支店
910-8799 福井県福井市大手3-1-28

東海 岐阜支店 500-8799 岐阜県岐阜市清住町1-3-2 静岡支店 420-8799 静岡県静岡市葵区黒金町1-9 三島支店 411-0033 静岡県三島市文教町1-1-19 浜松支店 430-8799 静岡県浜松市中区旭町8-1 名古屋法人支店 460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-20-27 名古屋支店 460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-20-27 岡崎支店 444-0059 愛知県岡崎市康生通西3-16 春日井支店 486-8799 愛知県春日井市柏井町3-102-1 三重支店 510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-20

近 畿 大津支店 520-0056 滋賀県大津市末広町7-1 京都支店 600-8799 京都府京都市下京区東塩小路町843-12 大阪法人支店 540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪支店 540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 堺支店 590-0985 大阪府堺市堺区戎島町4-45-1 東大阪支店 577-0056 大阪府東大阪市長堂1-5-6 神戸支店 650-8799 兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1 姫路支店 670-0964 兵庫県姫路市豊沢町137 奈良支店 630-8115 奈良県奈良市大宮町7-1-33

640-8152 和歌山県和歌山市十番丁19番地

中 国		
鳥取支店 680-8799	鳥取県鳥取市東品治町101	
松江支店 690-0007	島根県松江市御手船場町553-6	
岡山支店 700-0826	岡山県岡山市北区磨屋町10-12	
広島支店 730-0004	広島県広島市中区東白島町14-15	
福山支店 720-8799	広島県福山市東桜町3-4	
山口支店 754-0013	山口県山口市小郡緑町4-12	

四国	
徳島支店 770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1
高松支店 760-0025	香川県高松市古新町8-1
松山支店 790-8797	愛媛県松山市宮田町8-5
高知支店 780-8799	高知県高知市北本町1-10-18

九州	
北九州支店 802-0002	福岡県北九州市小倉北区京町3-7-1
福岡支店 810-8799	福岡県福岡市中央区天神4-3-1
久留米支店 830-0032	福岡県久留米市東町42-21
佐賀支店 849-8799	佐賀県佐賀市高木瀬西3-2-5
長崎支店 852-8794	長崎県長崎市岩川町9-17
佐世保支店 857-0863	長崎県佐世保市三浦町3-3
熊本支店 860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町12-28
大分支店 870-0037	大分県大分市東春日町1-1
宮崎支店 880-0002	宮崎県宮崎市中央通3-30
鹿児島支店 890-8794	鹿児島県鹿児島市武1-8-8

沖 縄

那覇支店

900-8799 沖縄県那覇市壺川3-3-8

和歌山支店

資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2007年10月1日	499,950百万円	500,000百万円	民営化による増資

株式の総数

発 行 可 能 株 式 総 数	2,400,000,000株
発 行 済 株 式 総 数	562,600,000株
当 期 末 株 主 数	213,286名

株式の状況

(1)発行済株式の種類等

然 仁这批十	種類	発行数	内 容
発行済株式	普通株式	562,600,000株	単元株式数は100株であります。

(2)大株主

サーの氏々さればなみ	当社への出資状況	
株主の氏名または名称	持株数	持株比率
日本郵政株式会社	362,732,400株	64.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,273,200株	1.47%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	4,982,113株	0.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,042,800株	0.72%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,436,800株	0.61%
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	3,351,000株	0.60%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,227,300株	0.57%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,112,760株	0.55%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,060,900株	0.54%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,918,527株	0.52%

⁽注) 持株比率は、自己株式(11,100株)を除いて算出し、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示しています。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(166,900株)を含めていません。

主要株主の状況

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	設 立 年日日	株式等の総数等に 占める 所有株式等の割合
日本郵政株式会社	東京都 千代田区	3,500,000百万円	グループの 経営戦略策定	2006年1月23日	64.48%

⁽注)株式等の総数等に占める所有株式数等の割合は、自己株式(11,100株)を除いて算出し、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示しています。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(166,900株)を含めていません。

会計参与の氏名又は名称

該当ありません。

会計監査人の氏名又は名称

2019年度については以下のとおりです。 有限責任 あずさ監査法人

(指定有限責任社員、業務執行社員)

辰巳 幸久(たつみ ゆきひさ) 公認会計士 公認会計士 菅野 雅子(かんのまさこ) 公認会計士 佐藤 栄裕(さとう えいひろ)

従業員の在籍・採用状況

(単位:名、歳、年)

	□ /\	2018年度末	2019年度末	2018年度	2019年度	2018年度末		2019年度末	
	区分	在籍数	在籍数	採用数	採用数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
P	勺勤職員	6,463	6,534	355	209	39.0	14.7	39.5	15.1
	(男子)	3,324	3,341	131	72	42.3	18.0	42.6	18.4
	(女子)	3,139	3,193	224	137	35.6	11.2	36.3	11.8
Ė	営業職員	1,154	1,104	41	94	38.9	14.4	38.5	14.1
	(男子)	983	929	35	51	40.4	15.9	40.2	15.7
	(女子)	171	175	6	43	30.3	6.0	29.3	5.7

- (注1) 従業員数は、当社から他社への出向者を含まず、他社から当社への出向者を含んでいます。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソ シエイト社員)を含む。)は含んでいません。
- (注2) 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁および日本郵政公社から通算した勤続年数です。
- (注3) 平均年齢および平均勤続年数は、当期末現在の満年齢および勤続年数の平均を記載しており、小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで表示しています。
- (注4) 在籍数の営業職員は、支店法人営業部または本社法人営業開発部総合法人部に所属している者(生命保険募集人に限る。)です。
- (注5)採用数の営業職員は、採用時に支店法人営業部または本社法人営業開発部総合法人部へ配属された者です。

平均給与(内勤職員)

(単位:千円)

区	分	2019年3月	2020年3月
内勤職員		356	362

(注) 平均給与月額は2020年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含んでいません。

平均給与(営業職員)

(単位:千円)

X	分	2019年3月	2020年3月
営業職員		299	312

- (注1) 平均給与月額は2020年3月中の税込定例給与であり、賞与、時間外手当および募集手当は含んでいません。
- (注2) 営業職員は、支店法人営業部または本社法人営業開発部総合法人部に所属している者(生命保険募集人に限る。)です。

主な個人向け商品一覧

(2020年4月1日現在)

	ご契約の目的	商品名
	一生涯の保障をお考え の方へ	定額型終身保険「新ながいきくん(定額型)」、 定額型終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(定額型)(低解約返戻金プラン)」
終身保険	一生涯の保障を確保し つつ働き盛りの保障を充 実させたい方へ	2倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型2倍)」、 2倍型終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(ばらんす型2倍)(低解約返戻金プラン)」、 5倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型5倍)」、 5倍型終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(ばらんす型5倍)(低解約返戻金プラン)」
一生涯の保障に「楽し 特別終身保険「新		特別終身保険「新ながいきくん(おたのしみ型)」、 特別終身保険 (低解約返戻金型)「新ながいきくん(おたのしみ型)(低解約返戻金プラン)」
│		引受基準緩和型普通終身保険「かんぽにおまかせ(終身タイプ)」、 引受基準緩和型普通終身保険(低解約返戻金型)「かんぽにおまかせ(終身タイプ)(低解約返戻金プラン)」
学資保険	教育資金の準備をお考えの方へ	学資保険(H24)「はじめのかんぽ」
	万一のことに備えながら、 必要な時期に合わせて 満期時に保険金を受け 取りたい方へ	普通養老保険「新フリープラン」、「新フリープラン(短期払込型)」
養老保険	万一のことに手厚く備え ながら、保険料を抑えつ つ、満期時に保険金を受 け取りたい方へ	2倍型特別養老保険「新フリープラン(2倍保障型)」、 5倍型特別養老保険「新フリープラン(5倍保障型)」、 10倍型特別養老保険「新フリープラン(10倍保障型)」
	満期時の楽しみを確保し ながら保障を備えたい方 で、健康に不安がある方	引受基準緩和型普通養老保険「かんぽにおまかせ(満期タイプ)」
定期保険	保険料の負担を抑えて保障は大きく備えたい方へ	普通定期保険「新普通定期保険」
長寿支援保険	長生きしたときの備えをお 考えの方へ	長寿支援保険(低解約返戻金型)「長寿のしあわせ」
財形保険	勤労者の財産形成に	財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険

主な法人向け商品一覧

	商品名
当社商品	普通養老保険「新フリープラン」 特別養老保険「新フリープラン(2・5・10倍保障型)」 引受基準緩和型普通養老保険「かんぽにおまかせ(満期タイプ)」
	普通定期保険「新普通定期保険」
受託商品 (定期保険)※	工ヌ工ヌ生命保険株式会社 定期保険「クオリティ」、無解約返戻金型定期保険「スマートターム」 定期保険(体解約返戻金型逓増定期特約Ⅲ「逓増定期 主契約・定期タイプ」 住友生命保険相互会社 低解約返戻金型無配当定期保険「エンブレムYOU プレミアム」 第一生命保険株式会社 長期定期保険(2018)「サクセス」、定期保険(無解約返還金)(2018)「ジャスト」 逓増定期保険(2018)「マジェスティ」 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 定期保険(無配当」、定期保険(無配当] 低解約返戻金特則付加「長割り定期」 低解約返戻金型逓増定期保険(無配当]、災害保障期間付定期保険[無配当] 日本生命保険相互会社 ニッセイ長期定期保険「スーパーフェニックス」「ジャストターム」 ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険「ブラチナフェニックス」 ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険「プラナフェニックス」 ニッセイのらいのカタチ「定期保険」、ニッセイ逓増定期保険 ネオファースト生命保険株式会社 一定期間災害保障重視型定期保険「ネオdeきぎょう」 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 定期保険 無配当、無解約返戻金型定期保険 無配当、逓増定期保険 無配当 明治安田生命保険相互会社 5年ごと利差配当付新定期保険「新定期保険」、新逓増定期保険 5年ごと配当付3年間災害保障型逓増定期保険(低解約返戻金型) メットライフ生命保険株式会社 長期平準定期保険(H19)、無配当平準定期保険
受託商品 (総合福祉団体定期保険)	メットライフ生命保険株式会社 総合福祉団体定期保険、ノンパーグループ保険(無配当総合福祉団体定期保険)
受託商品 (がん保険)	アフラック生命保険株式会社 〈がん保険〔低・無解約払戻金2018〕〉「生きるためのがん保険Days1」 〈特別がん保険〔無解約払戻金〕〉「生きるためのがん保険 寄りそうDays」

(注1) 社名は50音順です。

(注2) 上記商品に付加できる特約は一部に限定されています。

※2020年3月31日現在、受託商品(定期保険)に関しては、取扱を停止しております。取扱商品につきましては、今後、変更になることがございます。

主な特約一覧

特約の名称	特約の概要
無配当災害特約	不慮の事故でのケガによる死亡や身体障がいに備える特約
無配当傷害医療特約	不慮の事故でのケガによる所定の入院、手術、放射線治療に備える特約
無配当総合医療特約	病気または不慮の事故でのケガによる所定の入院、手術、放射線治療に備える特約
引受基準緩和型 無配当総合医療特約	引受基準を緩和した、病気または不慮の事故でのケガによる所定の入院、手術、放射線治療に備える 特約
無配当先進医療特約	病気または不慮の事故でのケガにより先進医療に該当する療養を受けたときに備える特約

(注) 詳細は、「商品別リーフレット」「保障設計書(契約概要)」「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

加入限度額について

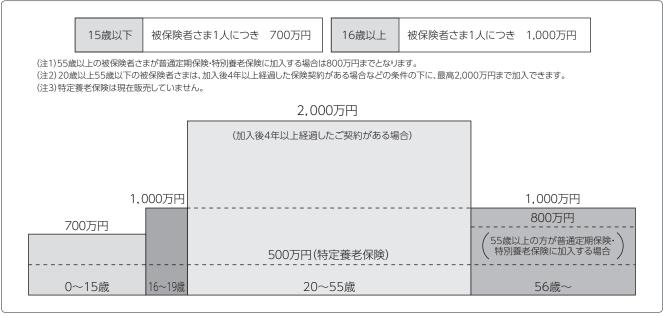
当社の保険契約については、郵政民営化法第137条等により、被保険者さま1人についてご加入いただける保険金額の限度(加入限度額)が定められています。この加入限度額を超えたお申し込みがあった場合は、そのお申し込みをお断りすることになります。また、ご契約または特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、そのご契約または

特約を解除させていただきます。

なお、郵政管理・支援機構が日本郵政公社から承継した 簡易生命保険契約にご加入されている被保険者さまの場合 には、当社の生命保険にご加入いただける保険金額は、加 入限度額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた 額となります。

保険(基本契約)の加入限度額(下の図中の年齢は満年齢です)

(2020年4月1日現在)



(注)上記の法令で定める加入限度額以外にも、満15歳未満の被保険者さまがご加入いただける保険金額など、被保険者さまの年齢や保険種類によって、ご加入いただける保険金額に一定の制限があります。

年金(基本契約)の加入限度額

・被保険者さま1人につき 初年度基本年金額90万円

長寿支援保険の年金額を含みます。

特約の加入限度額

特約種類	加入限度額	備考
(災害特約)	被保険者1人につき	●法令で定める加入限度額以外にも、基本契約の保険
無配当災害特約		の種類等により付加できる特約の保険金額に一定の
(介護特約)	合計 1,000万円	制限があります。
(傷害入院特約)		
(疾病入院特約)		
(疾病傷害入院特約)		 ●災害特約、無配当災害特約および介護特約とは別枠
(無配当傷害入院特約)	被保険者1人につき	です。
(無配当疾病傷害入院特約)		●法令で定める加入限度額以外にも、基本契約の保険
無配当傷害医療特約	合計 1,000万円	の種類等により付加できる特約の保険金額に一定の
無配当総合医療特約		制限があります。
引受基準緩和型無配当総合医療特約		
無配当先進医療特約		

払込保険料総額の加入限度額

・財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険 あわせて550万円

財形商品については、他に、関係法令による払込保険料総額などの制限があります。

重要事項の説明・デメリット情報の提供

お客さまのニーズとご意向を把握し、収入・資産状況、加入 状況、ライフプラン等を踏まえて、お客さまの利益にかない、ご 満足いただける提案を行います。

お客さまが商品や制度の内容を知らなかったために不利 益を被ることのないよう、保障内容、保険金支払に関する制 限事項、告知義務、加入限度額に関する事項など、お客さま に特にご確認いただきたい事項をまとめた「保障設計書(契 約概要) | 「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報) | など

を書面でお渡しして、お客さまの年齢、知識や経験等を踏まえ て、十分ご理解いただけるように、丁寧にわかりやすくご説明 します。

「保障設計書(契約概要)」および「ご契約に関する注意 事項(注意喚起情報) | をご契約前に必ずお読みいただき、 「ご契約のしおり・約款」とともに内容をご確認・ご理解のうえ、 お申し込みください。

ご契約内容のお知らせ

「ご契約内容のお知らせ」は、ご契約の内容を確認いただ き、必要に応じて情報を最新化していただくことで、安心して ご契約を継続し、保険金を確実にお受け取りいただくために 必要な情報として、毎年10月に「保険料払込証明書(生命 保険料控除証明書)」と併せてお送りしています。

保険金等の振込先口座や保険金受取人・登録ご家族の ご指定状況、ご加入中のご契約の保障内容、保険料の払い 込み状況、契約者配当金、契約者貸付の状況などをお知ら せし、ご契約の内容をご確認いただいています。

「お客さまの声(苦情)」の内容と件数

2019年4月1日から2020年3月31日までの間にお客さまから寄せられた、当社に関する「お客さまの声(苦情)」の件数は次のと おりです。

<注> 当社では、「お客さまからの不満足の表明」を「苦情」と定義し、件数には、簡易生命保険管理業務に関する苦情を含んでいます。

ф ф	2019年	F.度	ナカ東(PI
内容	件数	占率	主な事例
新契約関係 (保険契約へのご加入に関するもの)	318,359件	72.6%	・加入時の説明に関するご不満など ・引受審査に関するご不満など
収納関係 (保険料のお払い込み等に関するもの)	8,140件	1.9%	・口座振替、振り込みに関するご不満など
保全関係 (ご契約後のお手続き・配当金等に関するもの)	54,113件	12.3%	・解約手続に関するご不満など ・名義変更・住所変更に関するご不満など
保険金・給付金関係 (保険金・給付金のお支払いに関するもの)	34,969件	8.0%	・給付金のお支払手続に関するご不満など ・満期保険金のお支払手続に関するご不満など
その他 (態度・マナーに関するもの等)	22,819件	5.2%	・営業職員の態度・マナーに関するご不満など ・アフターサービスに関するご不満など
合 計	438,400件	100.0%	

感謝・賞賛の声

2019年4月1日から2020年3月31日までの間にお客さまから寄せられた、当社に関する「感謝・賞賛の声」の件数は148,615件でした。

くお客さまの声>

- ・ 入院保険金の請求をする際、以前は請求書の記入箇所が多くて大変でしたが、保険手続きサポートシステムが導入されて、記入 箇所が請求年月日と署名のみになり、請求が楽になりました。大変助かります。
- ・学資保険が満期になった際、改めて支払請求を行わなくても、登録していた振込先口座に自動的に満期保険金が振り込まれた ので、受け取りがスムーズで良かったです。子どもの進学費用にすぐ活用できて、感謝しています。

「お客さまの声」を経営に生かした改善事例

カテゴリ	お客さまの声	改善内容
保険契約の ご加入に関 するもの	新たに保険に加入しようとしたが、加入限度額の関係で一度既契約を解約した後でないと加入できないと言われた。保障が一時的になくなるのは困るので、どうにかしてほしい。	保障が途切れることなく契約内容の見直しを行えるように、2020年4月から、新規契約が成立したときにお客さまから請求のあった既契約の解約や契約変更等の効力が発生する条件付請求制度を導入しました。条件付請求の対象は、「解約・特約解約・減額変更・特約減額変更・保険料払済契約への変更」となります。
		※条件付請求制度は、お客さま保護の観点から導入したものです。当社の「乗換契約の勧奨を行わない」方針に変更はなく、当社募集人に対しては、お客さまに明確な解約のご意向や契約内容を見直す強いご意向がない場合は、乗換契約のお申し込みを受理することを禁止しています。
	保険契約を申し込みましたが、健康状態について 追加の告知を求められました。時間や手間がかか るので、契約するのに必要なことは申込時に一度 に聞いてくれませんか。	2017年4月から、保険契約のペーパーレス申込みに際し、追加で質問を行うことが多い一部の傷病について、営業用携帯端末の画面上で、契約の諾否を判断するうえで必要なことを一度にお聞きできるようになっており、この度、その対象の傷病を拡大しました。
その他	契約関係者の変更手続をしようと思っていますが、必要書類や税金に関することがよくわかりません。手続方法や注意事項をまとめた資料はありませんか。	2020年4月に、お客さまから契約関係者の変更の申し出を受けた場合に手交する書類「契約関係者異動請求にあたってのご案内」の記載内容を見直し、必要書類に加え、保険契約者の変更に伴う課税関係に関するご留意事項を記載することで、同ご案内により、契約関係者の変更手続の際の注意事項を網羅的に確認できるようにしました。

利益相反の管理

当社は、保険業法および金融商品取引法などを踏まえ、お客さまとの取引に伴う利益相反によりお客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反管理規程」を定め、法令および当社規程等を遵守し、適切に業務を管理・遂行しています。

また、日本郵政グループにおいても、「日本郵政グループにおける利益相反管理方針」を公表し、この方針に基づいて、グループ全体でお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理することとしています。

□ 日本郵政グループにおける利益相反管理方針

https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/pcy_cfl_index.html

保険契約者等の保護の取り組み

● 当社における取り組み

当社では、保険金のお支払いなどに関する苦情について、お客さま相談室などにおいて、その解決に向けて対応させていただいています。お客さま相談室などの説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご希望されるなど、お客さま相談対応のなかでその解決を図ることが困難となった場合(紛争が生じた場合)は、ご契約者さまなどからの審査の請求に基づき、社外の弁護士などにより構成される「査定審査会」において、中立かつ公平な審査を行うことによ

り、ご契約者さまなどの正当な利益の保護に資するとともに、 会社の査定等業務の適正な執行の維持を図ることとしてい ます。

また、2010年10月1日から、利用者保護の充実を図るため、生命保険業界などの金融分野において、裁判外での紛争解決手続(金融ADR制度)が実施されており、当社においても、利用者保護のより一層の充実を図る観点から、従来の「査定審査会」の機能強化を図っています。

査定審査会の概要

● 審査の対象

保険金のお支払いなど、生命保険に関する事項に係る紛争について審査を行います。

● 審査手続の流れ

ご契約者さまなどから提出していただいた審査請求書と、当社で取りまとめた答弁資料(当該紛争についての当社の対応方針および関係資料を整理したもの)に基づき審査を行い(書面審査)、審査結果を決定した場合は、審査結果決定書を送付します。

審査結果決定書には、ご契約者さまなどの請求を認めることができない場合はその旨およびその理由が、審査会が必要と認めた場合は和解案を提示してその受諾を勧告する旨およびその理由が、それぞれ記載されます。 当社は、審査結果を尊重する(和解案の受諾を含む。)ものとしています。

● 委員の構成

社外の弁護士、医師および消費者問題に見識のある者から構成されています。

● 生命保険業界における取り組み

前記のとおり、2010年10月1日から、利用者保護の充実 を図るため、生命保険業界などの金融分野において、裁判外 での紛争解決手続(金融ADR制度)が実施されたことを受 け、生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が、生 命保険の裁判外紛争解決手続を行う指定紛争解決機関として金融庁から指定され、当社においても、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する「手続実施基本契約」を締結しました。

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」について

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、来所・電話・文書(電子メール・FAXは不可)により、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています(全国各地に「連絡所」も設置されています。)。

【生命保険相談所】 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3階(生命保険協会内)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者さまなどと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、ご契約者さまなどの正当な利益の保護を図っています。

(注) 2007年9月30日以前にご契約いただいた簡易生命保険契約については、「生命保険相談所(裁定審査会)」でお取り扱いできるものとできないものがあります。 例) お取り扱いできるもの 2007年10月1日以降の当社の対応について損害賠償を求める場合 お取り扱いできないもの 保険金のお支払い、契約の取消しなどの契約措置を求める場合

牛命保険契約者保護機構

民営化後の当社の生命保険契約は、民営化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証は ありません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

● 生命保険契約者保護機構とは

生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいま す。)は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構 の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険 に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破 綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、 承継保険会社の経営管理、保険契約のお引き受け、補償 対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求 権などの買取りを行うなどにより、保険契約者等の保護を図 り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的と しています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破 綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難にな ることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構 が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行 い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実 績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除い た国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定 利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすること が、保険業法などで定められています(保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。(※4))。

なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金等の削 減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するため に、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死 亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、 これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。 併せて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約 の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間 特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もありま す。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死 亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約に係る特別 勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備 金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しない か否かは、個別の更生手続のなかで確定することとなります。)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約 を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以 下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場 合の弁済率が下限となります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険 料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、そ の90%が補償されるものではありません。

【高予定利率契約の補償率】=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

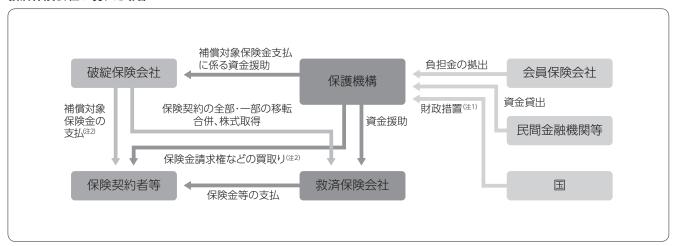
- (注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は 3%です(当社または保護機構のWebサイトで確認いただけます。)。
- (注2)ひとつの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予 定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予 定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすること になります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約 に該当するか否かを判断することになります。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

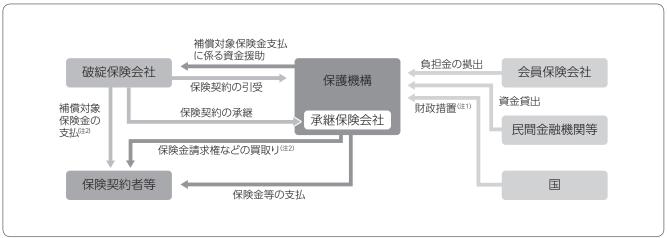
Web サイトアドレス https://www.seihohogo.jp/

● 仕組みの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



- (注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)。
- ※ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【参考】簡易生命保険契約の政府保証について

民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約は、管理業務が郵政管理・支援機構に引き継がれ、その簡易生命保険契約が消滅するまで管理されます。保険金等のお支払いについての政府保証も、その契約が消滅するまで継続します。

当社の生命保険契約は、簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

リスク区分別の管理

当社では、リスク区分ごとにリスク管理担当を定め、リスク管理を行っています。リスク管理統括部はこれを総括し、リスク管理担当からの報告を踏まえ、そのリスク管理状況などを把握し、分析・管理を行い、定期的にリスク管理委員会に報告を行っています。 リスク区分別の管理の内容は、次のとおりです。

保険引受リスク

生命保険契約は、お客さまが抱える死亡、病気、ケガなどのリスクを長期間にわたり保障する契約です。このため、保険引受時に今後、どのようなリスクの発生が予想されるのか、的確に把握・分析し、適切に保険料に反映させる必要があります。

このような観点から、当社では、保険料率の設定の検証および保険事故発生状況の把握・分析などを行っています。

保険引受リスク管理担当である主計部企画室において は、保険引受リスク量の計測、販売商品の商品別収益性評 価および医学上の引受基準の適正性の検証などを行うこと により、適切に保険引受リスクを管理しています。

また、当社では、保険引受リスクの管理上必要な場合に、 再保険会社の財務内容などについて十分な検討を行ったう えで出再を行っています。一方、再保険を引き受ける際には、 必要な情報を入手し、収益性やリスクの特性などを踏まえ、 保険引受リスクが経営に支障ない範囲内であるかを検証し たうえで、引き受けを行っています。

資産運用リスク

生命保険契約に基づき、お客さまからお預かりした資金 は、将来の保険金等のお支払いに備え、大切に運用する必 要があります。

このような観点から、当社では、健全な経営を維持し、お客さまに安心して当社をご利用いただけるよう、長期・固定金利という負債特性に応じ、公社債、貸付などの円金利資産への投融資により、安定的な運用を行うことを基本とし、資産運用リスクの許容可能な範囲で運用資産の多様化を進めることにより、収益性の向上を目指しています。

資産運用リスク管理担当であるリスク管理統括部、運用 審査部および総務部においては、業務を執行する本社各部 との相互牽制のもと、資産運用リスクをモニタリングし、適切 な管理を行っています。加えて、リスク管理統括部が、資産 運用リスクの総合的な管理を実施し、運用審査部および総 務部と連携を図りつつ、適切に資産運用リスクを管理してい ます。また、多様化する運用資産のリスク特性に応じた適切 なリスク管理態勢の整備を図っています。

資金繰りリスク

生命保険事業を運営するためには、保険金等のお支払いをはじめ、資金の運用を行うなど、お客さまや取引先との資金の受け払いが必要となりますが、受け払いの際、資金決済に支障が生じれば、関係者の方々にご迷惑をおかけするばかりでなく、会社運営そのものが行えなくなる事態につながることとなります。

このような観点から、当社では、資金繰りに支障をきたすことがないよう、日々の保険料・保険金等の入出金情報を把握

し、確実に資金管理を行っています。

資金繰りリスク管理担当である資金会計部においては、 資金繰り状況の逼迫度に応じた区分を定義し、それぞれの 区分ごとにリスク管理基準を設け、管理・検証することにより 適切に資金繰りリスクを管理しています。また、大量解約の 発生を想定した資金繰りリスクに係るストレステストを実施 し、資金繰り対応の改善を図っています。

市場流動性リスク

お客さまからお預かりした資金によって投資を行った資産を 売却する場合がありますが、この際に市場の混乱などにより 市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な 価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性 があります。

このような観点から、当社では、流動性の高い資産を中心

とした運用を行っています。

市場流動性リスク管理担当であるリスク管理統括部にお いては、流動性の低い有価証券などの保有を制限する管理 基準を設けるなど、管理・検証することにより、適切に市場流 動性リスクを管理しています。

オペレーショナルリスク

当社では、役員・社員などが、お客さまへのご迷惑や会社 損失などにつながるオペレーショナルリスクの未然防止と顕 在化時の適切な対応に努めています。オペレーショナルリス クの細目のリスク区分ごとに、リスク管理担当を定めて、会社 全体のオペレーショナルリスクの所在・規模・性質を特定、評

価し、重要度に応じた管理を行い、オペレーショナルリスクの 顕在化を抑制するとともに、顕在化時の損失の最小化を 図っています。また、リスク管理統括部では、各リスク管理担 当と連携を図りつつ、オペレーショナルリスクの総合的な管理 を行っています。

1) 事務リスク

事務の取扱上の事故などが発生するとお客さまに多大な ご迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失うことにもな ります。このため、当社では、本社、支店などの各組織におい て、過去に起きた事務事故および今後起こり得る可能性の ある事務事故などを自律的に把握・管理し、迅速かつ正確に

事務処理できるよう規程・基準などを策定・整備するとともに、 社員に対する指導・教育を行っています。

事務リスク管理担当である事務企画部においては、各組 織によるリスク管理が適切に実施されているかを評価・検証 し、事務リスクの抑制・極小化に取り組んでいます。

2) システムリスク

事務の取り扱いの広範な部分を情報システムに依存して いる現状においては、システムダウンなどの大きな障害が発 生した場合やシステム開発が遅延した場合などには、お客さ まに多大なご迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失う ことにもなります。このため、システムリスク管理担当であるシ ステム管理部においては、情報システムを所管する部署によ るリスク管理が適切に実施されているかを検証、統制するこ とにより、システムリスクの軽減を図っています。

なお、重大な障害が発生した場合の対応として、マニュア ルの策定などにより、迅速な対応を行うことができる態勢を整 備するとともに、当社のメインシステムであるかんぽ総合情報 システムについて、メインコンピュータセンターのシステムダウ ンなどに対応するために、バックアップセンターを設置していま す。また、万一、システム障害などが発生した場合には、お客さ まへの影響を調査し、原因分析などを行い、適切な対応策を 実施することにより、再発防止に努めています。

3) その他オペレーショナルリスク

その他オペレーショナルリスクの細目のリスク区分として、 法務リスク、人的リスク、風評リスク、有形資産リスク、外部委 託リスクを設け、各リスク区分のリスク管理担当を定めて、リ

スク管理に係る諸活動や態勢の充実に向けた取り組みを 行っています。



94	財産の状況	1
117	直近事業年度における事業の概況	2
	直近5事業年度における	3
117	主要な業務の状況を示す指標	
118	業務の状況を示す指標等	4
165	特別勘定に関する指標等	5
166	保険会社及びその子会社等の状況	6

⁽注1) 個別に注記している場合を除き、数値(%、‰を除く)は、単位未満切り捨てとしています。

⁽注2)「一」は該当がないことを、「0」は単位未満であることを示しています。

1	財産の状況	94	4 - 1	主要	な業務の状況を示す指標等	118
	WIE-2 DVG	0.			保有契約高及び新契約高	
	1 - 1 貸借対照表	94			年換算保険料	
					商品別新契約高	_
	1 - 2 損益計算書	96		, - ,	商品別保有契約高	
				,	保障機能別保有契約高	
	1-3 株主資本等変動計算書	97			個人保険及び個人年金保険契約種類別	121
				(0)	保有契約高	122
	1-4 債務者区分による債権の状況	107		(7)	個人保険及び個人年金保険契約種類別	122
				(- ,	保有契約年換算保険料	123
	1 - 5 リスク管理債権の状況	107		(8)	契約者配当の状況	
				(9)	エンベディッド・バリュー(EV)	128
	1 - 6 元本補塡契約のある信託に係る					
	貸出金の状況	107	4 - 2	保険	契約に関する指標等	131
				(1)	保有契約及び新契約増加率(件数、金額)	131
	1-7 保険金等の支払能力の充実の状況			(2)	新契約平均保険金及び保有契約平均保険金	
	(ソルベンシー・マージン比率)	108			(個人保険)	132
				(3)	新契約率(対年度始)	132
	1 - 8 実質純資産額	108		(4)	解約失効率(対年度始)	132
				(5)	個人保険新契約平均保険料(月払契約)	132
	1-9 有価証券等の時価情報(会社計)			(6)	死亡率(個人保険基本契約)	132
	(1)有価証券の時価情報	109		(7)	特約発生率(個人保険)	133
	(2)金銭の信託の時価情報	111		(8)	事業費率(対収入保険料)	133
	(3)デリバティブ取引の時価情報			(9)	保険契約を再保険に付した場合における、再保	
	(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)	112			険を引き受けた主要な保険会社等の数	133
				(10)	保険契約を再保険に付した場合における、再保	
	1-10 経常利益等の明細(基礎利益)	115			険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険	
					料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料	
	1-11 会社法に基づく会計監査人の監査	116			の割合	133
				(11)	保険契約を再保険に付した場合における、再保	
	1-12 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明	116			険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関に	
					よる格付に基づく区分ごとの支払再保険料	
	1-13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたっ			(40)	の割合	
	て事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じ				未だ収受していない再保険金の額	
	させるような事象又は状況その他保険会社の経営に			(13)	第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分	
	重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その				ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する	
	旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及				割合	134
	び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改		4 0	√⊽ ⊤⊞	/- BB 7 11/155/fr	404
	善するための対応策の具体的内容	116	4 - 3		に関する指標等	
				. ,	支払備金明細表	
					責任準備金明細表	
2	直近事業年度における事業の概況	117			責任準備金残高の内訳	
				(4)	個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立	
				(E)	方式、積立率、残高(契約年度別) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等	
3	直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	117		(3)	特別動圧を設けた休険契約であって、 休険金寺 の額を最低保証している保険契約に係る一般勘	
					ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	
					基礎となる係数	126
4	業務の状況を示す指標等	118		(6)	安保 C なる R 数	130
				/	分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥	
					NEW MARKET MARK CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF STREET,	400

(7)契約者配当準備金明細表	137	4-5 有価証券等の時価情報(一般勘定)
(8)引当金明細表	137	(1) 有価証券の時価情報 160
(9)特定海外債権引当勘定の状況	137	(2) 金銭の信託の時価情報 161
(10) 資本金等明細表	138	(3)デリバティブ取引の時価情報
(11) 保険料明細表	138	(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)
(12) 保険金明細表	139	
(13) 年金明細表	140	
(14) 給付金明細表	140	5 特別勘定に関する指標等 165
(15) 解約返戻金明細表	141	
(16) 減価償却費明細表	142	
(17) 事業費明細表	142	6 保険会社及びその子会社等の状況
(18) 税金明細表	143	
(19) リース取引	143	6-1 保険会社及びその子会社等の概況 166
(20) 借入金等残存期間別残高	143	(1) 主要な事業の内容及び組織の構成
, , , , ,		(2)子会社等に関する事項
4-4 資産運用に関する指標等(一般勘定)	144	(2) 1 4 14 (14 / 5)
(1) ポートフォリオの推移		6-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務
(2)運用利回り		(1) 直近事業年度における事業の概況
(3)主要資産の平均残高	_	(2) 主要な業務の状況を示す指標
(4) 資産運用収益明細表		(2) 工文 3 来初770000 27(7) 日本
(5) 資産運用費用明細表		6-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況
(6)利息及び配当金等収入明細表		(1)連結貸借対照表
(7)有価証券売却益明細表		(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(8)有価証券売却損明細表		(3) 連結キャッシュ・フロー計算書
(9)有価証券評価損明細表		(4) 連結株主資本等変動計算書
(10) 商品有価証券明細表		(4) 连帕怀工其本守友到时来首
(11) 商品有価証券売買高		6-4 リスク管理債権の状況(連結)187
(12) 有価証券明細表	_	0-4 リヘノ旨注損惟の仏儿(连和)107
(13) 有価証券残存期間別残高		6-5 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金
		等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マー
(14) 保有公社債の期末残高利回り(45) 415 (45)		ジン比率)
(15) 地方債地域別内訳		ラン比 率)107
(16) 業種別株式保有明細表		6-6 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充
(17) 貸付金明細表	_	9-0 丁云社寺である床幌云社の床幌玉寺の文仏能力の元 実の状況(ソルベンシー・マージン比率)
(18) 貸付金残存期間別残高		美の休別(ブルベンジー・マージン比率) 100
(19) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳		6-7 セグメント情報
(20) 貸付金業種別内訳	_	0-7 ピクメント1月半収
(21) 貸付金使途別内訳		
(22) 貸付金地域別内訳		6 - 8 財務報告に係る内部統制報告書の提出 188
(23) 貸付金担保別内訳		
(24) 有形固定資産明細表		6-9 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明 188
(25) 固定資産等処分益明細表		C 40 末米ケウナロにもいて、スク社体が何本にもよ
(26) 固定資産等処分損明細表	157	6-10 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたっ
(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	_	て事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じ
(28) 海外投融資の状況	_	させるような事象又は状況その他子会社等の経営に
(29) 海外投融資利回り		重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その
(30) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)	159	旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及
(31) 各種ローン金利	159	び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改
(32) その他の資産明細表	159	善するための対応策の具体的内容

1 財産の状況

1-1 貸借対照表

		(単位:百万円)
科目	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	911,343	1,406,640
現金	861	485
預貯金	910,481	1,406,154
コールローン	150,000	380,000
債券貸借取引支払保証金	2,792,202	3,191,710
買入金銭債権	354,958	318,581
金銭の信託	2,787,555	3,056,072
有価証券	58,452,565	55,871,541
国債	38,041,414	36,730,786
地方債	7,524,415	6,737,380
社債	5,562,928	5,486,350
株式	206,568	286,975
外国証券	5,284,936	4,687,342
その他の証券	1,832,301	1,942,706
貸付金	6,786,074	5,662,748
保険約款貸付	144,566	152,681
一般貸付	991,309	994,446
機構貸付	5,650,198	4,515,620
有形固定資産	107,865	109,704
土地	48,008	47,828
建物	43,078	41,556
リース資産	2,117	2,007
建設仮勘定	_	176
その他の有形固定資産	14,659	18,135
無形固定資産	158,574	140,696
ソフトウェア	158,555	140,679
その他の無形固定資産	18	16
代理店貸	21,960	45,587
再保険貸	3,872	4,057
その他資産	356,063	306,755
未収金	117,969	70,594
前払費用	2,293	2,285
未収収益	209,791	149,756
預託金	7,208	6,896
金融派生商品	14,908	72,301
金融商品等差入担保金	_	2,319
仮払金	1,652	916
その他の資産	2,240	1,685
繰延税金資産	1,021,999	1,173,751
貸倒引当金	△ 459	△ 448
資産の部合計	73,904,576	71,667,398

(単位:百万円)

		(単位・日万円	
科 目	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)	
(負債の部)			
保険契約準備金	67,093,751	64,191,926	
支払備金	519,568	461,224	
責任準備金	65,060,549	62,293,166	
契約者配当準備金	1,513,634	1,437,535	
再保険借	6,470	6,59	
社債	100,000	100,000	
その他負債	3,605,644	4,485,343	
債券貸借取引受入担保金	3,422,810	4,290,140	
未払法人税等	44,161	62,29	
未払金	16,615	18,17	
未払費用	33,226	24,75	
預り金	2,483	2,24	
機構預り金	43,948	42,23	
預り保証金	73	73	
金融派生商品	15,228	35,30	
リース債務	2,140	2,09	
資産除去債務	5		
仮受金	19,717	82	
その他の負債	5,232	7,18	
保険金等支払引当金	_	29,72	
退職給付引当金	68,450	68,83	
役員株式給付引当金	203	16	
価格変動準備金	897,492	858,33	
負債の部合計	71,772,012	69,740,92	
(純資産の部)			
資本金	500,000	500,00	
資本剰余金	500,044	405,04	
資本準備金	405,044	405,04	
その他資本剰余金	95,000	-	
利益剰余金	676,242	757,82	
利益準備金	47,569	60,48	
その他利益剰余金	628,672	697,34	
不動産圧縮積立金	5,805	5,54	
繰越利益剰余金	622,867	691,79	
自己株式	△ 450	△ 42	
株主資本合計	1,675,836	1,662,44	
その他有価証券評価差額金	456,694	264,00	
繰延へッジ損益	33	1	
評価・換算差額等合計	456,727	264,02	
純資産の部合計	2,132,564	1,926,47	
負債及び純資産の部合計	73,904,576	71,667,39	

1-2 損益計算書

科 目 経常収益 保険料等収入	18年度 _{₹4月1日から} _{‡3月31日まで})	2019年度 (2019年4月1日から (2020年3月31日まで)
		\2020年3月31日まで/
佐除料等顺 1	7,916,654	7,211,403
	3,959,928	3,245,541
保険料	3,945,380	3,229,518
再保険収入	14,548	16,022
資産運用収益	1,204,428	1,137,789
利息及び配当金等収入 預貯金利息	1,085,969 15	1,049,804
有価証券利息・配当金	941,377	924,098
貸付金利息	14,158	14,684
機構貸付金利息	124,096	105,830
その他利息配当金	6,322	5,167
金銭の信託運用益	78,902	51,560
有価証券売却益	38,981	35,699
有価証券償還益	395	614
貸倒引当金戻入額 その他運用収益	14 165	8 101
その他経常収益	2,752,296	2,828,072
支払備金戻入額	28,628	58,343
責任準備金戻入額	2,716,748	2,767,383
その他の経常収益	6,919	2,346
経常費用	7,651,510	6,924,573
保険金等支払金	6,868,893	6,191,369
保険金	5,489,510	4,889,175
	400,623 87,452	394,005 110,254
解約返戻金	645,211	602,583
その他返戻金	222,902	171,590
再保険料	23,193	23,760
責任準備金等繰入額	7	8
契約者配当金積立利息繰入額	7	8
資産運用費用	146,004	123,999
	1,064 62,255	2,130 32,020
有価証券評価損	02,233	2,689
有価証券償還損	4,762	6,847
金融派生商品費用	73,381	74,799
為替差損	1,124	2,085
その他運用費用	3,417	3,425
事業費 その他経常費用	518,416	472,177
税金	118,187 51,515	137,018 43,974
減価償却費	59,377	59,125
保険金等支払引当金繰入額	_	29,722
退職給付引当金繰入額	653	262
その他の経常費用	6,640	3,934
経常利益	265,143	286,829
特別利益 固定資産等処分益	19,251	39,546 393
回足員度等処力量 価格変動準備金戻入額	19,251	39,152
特別損失	1,708	303
固定資産等処分損	619	303
減損損失	1,088	_
契約者配当準備金繰入額	111,806	109,236
税引前当期純利益 法人税及び住民税	170,879 139,421	216,835 143,463
法人税条調整額	△ 89,499	△ 77,759
法人税等合計	49,921	65,703
当期純利益	120,958	151,132

株主資本等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株主資本								
			資本剰余金 利益剰					余金		
	資本金		その他	資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金		
	英什亚	資本準備金	資本剰余金	合計	利益準備金	不動産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	500,000	405,044	95,000	500,044	39,409	6,163	550,511	596,084		
当期変動額										
剰余金の配当					8,160		△ 48,960	△ 40,800		
当期純利益							120,958	120,958		
自己株式の処分										
不動産圧縮積立金の 取崩						△ 357	357	_		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	_	_	_	_	8,160	△ 357	72,356	80,158		
当期末残高	500,000	405,044	95,000	500,044	47,569	5,805	622,867	676,242		

	株主	 資本	Ē	平価・換算差額等	Σ F	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△ 466	1,595,661	403,913	32	403,946	1,999,608
当期変動額						
剰余金の配当		△ 40,800				△ 40,800
当期純利益		120,958				120,958
自己株式の処分	15	15				15
不動産圧縮積立金の 取崩		_				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			52,780	0	52,781	52,781
当期変動額合計	15	80,174	52,780	0	52,781	132,955
当期末残高	△ 450	1,675,836	456,694	33	456,727	2,132,564

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

2010 12 (2010 + 4)1111/ 52020 + 0/10								()	
		株主資本							
		資本剰余金					利益剰余金		
	資本金		その供	資本剰余金			益剰余金	利益剰余金	
	英件业	資本準備金 資本剰余金 資本剰余金		合計	利益準備金	不動産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	500,000	405,044	95,000	500,044	47,569	5,805	622,867	676,242	
当期変動額									
剰余金の配当					12,915		△ 77,494	△ 64,578	
当期純利益							151,132	151,132	
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却			△ 99,970	△ 99,970					
不動産圧縮積立金の 取崩						△ 259	259	_	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			4,970	4,970			△ 4,970	△ 4,970	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	△ 95,000	△ 95,000	12,915	△ 259	68,927	81,583	
当期末残高	500,000	405,044	_	405,044	60,485	5,545	691,794	757,826	

	株主	資本		平価・換算差額等	<u> </u>	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△ 450	1,675,836	456,694	33	456,727	2,132,564
当期変動額						
剰余金の配当		△ 64,578				△ 64,578
当期純利益		151,132				151,132
自己株式の取得	△ 99,999	△ 99,999				△ 99,999
自己株式の処分	57	57				57
自己株式の消却	99,970	_				_
不動産圧縮積立金の 取崩		_				-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		_				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 192,684	△ 16	△ 192,701	△ 192,701
当期変動額合計	28	△ 13,388	△ 192,684	△ 16	△ 192,701	△ 206,089
当期末残高	△ 422	1,662,447	264,009	16	264,026	1,926,474

注記事項

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表の注記)

2018年度

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準 じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有 価証券を含む。) の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)

② 責任準備金対応債券 (「保険業における「責任準備金対応債 券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第21号) に基づく責任準備金 対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

③ 子会社株式及び関連会社株式 (保険業法第2条第12項に規 定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規 定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び同条第4項に規 定する関連法人等が発行する株式をいう。)

移動平均法による原価法

- ④ その他有価証券
- (i) 時価のあるもの

期末日の市場価格等(株式については期末日以前1カ月の 市場価格等の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移 動平均法)

- (ii) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - (イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国 債券を含む。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直 入法により処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く。) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
 - (i) 建物

2年~60年

- (ii) その他の有形固定資産 2年~20年
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価 償却は、利用可能期間 (概ね5年) に基づく定額法によってお ります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の 減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産 の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づ き算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しており ます。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が 資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定 結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を 行っております。

2019年度

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準 じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有 価証券を含む。)の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)

② 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債 券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金 対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

③ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規 定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規 定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び同条第4項に規 定する関連法人等が発行する株式をいう。)

移動平均法による原価法

- ④ その他有価証券
- (i) 時価のあるもの

期末日の市場価格等(株式については期末日以前1カ月の 市場価格等の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移 動平均法)

- (ii)時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - (イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国 債券を含む。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直 入法により処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く。) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
 - (i) 建物

2年~60年

- (ii) その他の有形固定資産
 - 2年~20年
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価 償却は、利用可能期間 (概ね5年) に基づく定額法によってお ります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の 減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産 の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づ き算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しており ます。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が 資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定 結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を 行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の 事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的 に経営破綻に陥っている債務者をいう。) に対する担保・保証 付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等によ る回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額 として債権額から直接減額しており、その金額は232百万円で あります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計トしており

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年 度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基 準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額 法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処 理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理し ております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に 対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額 を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した 額を計上しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換 算しております。

- (7) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業 会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替り スクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部 に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特 例処理及び繰延ヘッジを行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

- (ii) ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…貸付金
- ③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リス クを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比 較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がある ことが明らかである為替予約、特例処理によっている金利ス ワップについては、有効性の評価を省略しております。

2019年度

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の 事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的 に経営破綻に陥っている債務者をいう。) に対する担保・保証 付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等によ る回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額 として債権額から直接減額しており、その金額は49百万円で あります

② 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客 さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約につ いて、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための 将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上し ております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しており

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年 度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基 準によっております

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額 法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処 理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理し ております

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に 対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額 を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した 額を計上しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換 算しております。

- (7) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業 会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替り スクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部 に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特 例処理及び繰延ヘッジを行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

- (ii) ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…貸付金
- ③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リス クを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比 較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がある ことが明らかである為替予約、特例処理によっている金利ス ワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める 方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保 険料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保 険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた 責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、管理機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当事業年度に積み立てた額は179,882百万円であります。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 2. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引につい て、連結財務諸表の「注記事項(連結貸借対照表の注記)」に同一 の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- 3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。
- (1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額は10,570,049百万円、時価は11,724,384百万円であります。
- (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分(残存年数30年以内の保険契約)
- ② かんぽ生命保険契約(一般)商品区分(すべての保険契約)
- ③ かんぽ生命保険契約(一時払年金)商品区分(一部の保険種類を除く。)

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分については、従来、残存年数20年以内の保険契約からなる小区分でありましたが、30年及び40年国債の発行規模が拡大したことに伴い、長期の保険契約群に対してデュレーション調整が容易となったことから、当事業年度より、残存年数30年以内の保険契約からなる小区分に変更いたしました。この変更による損益への影響はありません。

- 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は3,710,368百万円であります。
- 5. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

2019年度

(8) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める 方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保 険料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保 険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた 責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、郵政管理・支援機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当事業年度に積み立てた額は176,734百万円であります。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費 用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と 異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 2. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引につい て、連結財務諸表の「注記事項(連結貸借対照表の注記)」に同一 の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- 3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。
- (1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額は9,574,646百万円、時価は10,578,535百万円であります。
- (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分(残存年数30年以内の保険契約)
- ② かんぽ生命保険契約(一般)商品区分(すべての保険契約)
- ③ かんぽ生命保険契約(一時払年金)商品区分(一部の保険種類を除く。)
- 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は4,872,448百万円であります。
- 5. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを 猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日 の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権 放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金でありま す。

- 6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 14,751百万円であります。
- 7. 当事業年度末日が支払期日である機構貸付の元本377,726百万 円及び利息54,865百万円について、当事業年度末日が金融機関の 非営業日であったため、当社の内部規定に基づき、翌営業日である 2019年4月1日(月)を支払期日としております。このうち、事 前に払い込みを受けた12,822百万円については、支払期日が到来 していないため、仮受金に計上しております。
- 8. 有形固定資産の減価償却累計額は39.133百万円であります。
- 9. 関係会社に対する金銭債権の総額は418百万円、金銭債務の総額 は16.189百万円であります。
- 10. 繰延税金資産の総額は1,251,953百万円、繰延税金負債の総額は 223,922百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額と して控除した額は6,031百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金918,790 百万円、価格変動準備金208,438百万円、支払備金44,069百万 円、退職給付引当金19,167百万円及びその他有価証券評価差額金 40.496百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差 額金215,786百万円であります。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当事業年度期首現在高 1,622,889百万円 当事業年度契約者配当金支払額 220.769百万円 利息による増加等 7百万円 年金買増しによる減少 300百万円 契約者配当準備金繰入額 111,806百万円 当事業年度末現在高 1.513.634百万円

- 12. 関係会社の株式等の金額は5,990百万円であります。
- 13. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

2,900,087百万円 有価証券

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 3,422,810百万円 なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し 入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引 の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 388.753百万円

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条 第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下 「出再支払備金」という。)の金額は454百万円であり、同規則第 71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金 (以下「出再責任準備金」という。) の金額は985百万円でありま す。

2019年度

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを 猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日 の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権 放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金でありま す。

6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 17,717百万円であります。

- 7. 有形固定資産の減価償却累計額は45.242百万円であります。
- 8. 関係会社に対する金銭債権の総額は367百万円、金銭債務の総額 は14.803百万円であります。
- 9. 繰延税金資産の総額は1,413,436百万円、繰延税金負債の総額は 228,430百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額と して控除した額は11,254百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金995,598 百万円、価格変動準備金203,752百万円、支払備金42,014百万 円、退職給付引当金19,274百万円及びその他有価証券評価差額金 118.027百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差 額金219,330百万円であります。

- 10. 当事業年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税 率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内 訳は、評価性引当額の増減2.41%であります。
- 11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当事業年度期首現在高 1,513,634百万円 185,042百万円 当事業年度契約者配当金支払額 利息による増加等 8百万円 年金買増しによる減少 301百万円 契約者配当準備金繰入額 109,236百万円 当事業年度末現在高 1,437,535百万円

- 12. 関係会社の株式等の金額は10,907百万円であります。
- 13. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

3,622,145百万円 有価証券

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 4,290,140百万円 なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し 入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引 の担保として、次のものを差し入れております。

480,477百万円 有価証券 金融商品等差入担保金 2.319百万円

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条 第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下 「出再支払備金」という。) の金額は473百万円であり、同規則第 71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金 (以下「出再責任準備金」という。) の金額は967百万円でありま す。

15. 1株当たり純資産額は3,555円41銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控 除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において191,400株であります。

- 16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している 資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は3,193,785百万円であります。
- 17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は33,174百万円であります。

なお、当該負担金は、拠出した事業年度の事業費として処理して おります。

19. 管理機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額35,566,089百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金 1,491,491百万円、価格変動準備金661,836百万円を積み立ててお ります。

- 20. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、管理機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された管理機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。
- 21. 重要な後発事象の注記は、次のとおりであります。 (自己株式の取得)

当社は、2019年4月4日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づく同法第156条第1項の規定により、自己株式の取得に係る事項を決議し、2019年4月8日に取得を完了いたしました。

- (1) 自己株式取得に関する取締役会の決議事項
 - ① 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、株主還元の強化と共に、2019年4月4日に「株式売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出しを踏まえ、今後の当社親会社の日本郵政株式会社保有株式売却に係る株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

② 取得に係る事項の内容

(i) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(ii) 取得し得る株式の総数 50,000,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)

に対する割合8.3%)

(iii) 株式の取得価額の総額 1,000億円(上限)

(iv) 取得期間 2019年4月8日から2019年4

月12日まで

(v) 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株

式立会外買付取引

(ToSTNeT-3) による買付け

- (vi) その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長又はその指名する者に一任する。
- (2) 自己株式取得の実施内容
 - ① 取得対象株式の種類 当社普通株式

2019年度

15. 1株当たり純資産額は3,425円32銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において166,900株であります。

- 16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している 資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は3,545,026百万円であります。
- 17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は34,524百万円であります。

なお、当該負担金は、拠出した事業年度の事業費として処理して おります。

19. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額33,324,093百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金 1,320,677百万円、価格変動準備金631,990百万円を積み立ててお ります。

20. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。

2019年度 2018年度 ② 取得した株式の総数 37,411,100株 (3) 取得価額の総額 99,999,870,300円 ④ 取得日 2019年4月8日 ⑤ 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立 会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け (自己株式の消却) 当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2019年5月 31日に消却を実施いたしました。 (1) 消却する株式の種類 当社善通株式 (2)消却する株式の数 37,400,000株 (消却前の発行済株式総数に対する 割合6.2%) (3)消却日 2019年5月31日 (参考) 消却後の発行済株式総数 562,600,000株 21. ご契約調査及び改善に向けた取組 当社では、お客さま本位の業務運営の徹底を最重要経営課題のひ とつとして取り組んでおります。しかしながら、お客さまが保障を 見直される際の取り扱い等に関する社内調査を実施した結果、お客 さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある事例が判明し たため、お客さまへのご意向等の確認手法や、分析方法について、 独立した中立・公正な第三者により構成された特別調査委員会に適 宜ご説明し、ご意見をいただきながら、適正な手続きにより調査を 進めてまいりました。 その調査とは、特定事案調査(契約乗換によってお客さまに不利 益が発生した可能性がある類型に該当する契約に関するお客さまに 対して実態を把握するための調査)及び、全ご契約調査(特定事案 調査の対象を除くすべてのご契約に対して返信用はがきを同封した 書面をお送りし、お客さまのご意向及びお気づきの点について、あ らためて確認をお願いし、内容に応じて必要な対応を行う調査や、 その調査対象のうち、多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰 り返される等、その契約形態からお客さまのご意向に沿ったもので はない可能性が想定される事案の調査)となります。 当事業年度末までのこれらの調査の結果等を踏まえ、当事業年度 末時点において、将来のご契約の復元等により必要となる保険料の 返戻や保険金のお支払いに係る保険関係費用を合理的に見積もり、 保険金等支払引当金として29,722百万円計上しております 当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認 められたことにより、2019年12月27日、金融庁より保険業法に 基づく行政処分を受けました。当該処分を受け、業務改善計画を策 定し、2020年1月31日付けで金融庁へ提出しております。当社 は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、策定した業務改善計画の実 行を経営の最重要課題として位置付け、全社をあげて取り組んでい るところであります。 なお、これらの取り組みにより、当社の将来の業績に影響を与え る可能性があります。

(損益計算書の注記)

2018年度 2019年度 1. 関係会社との取引による収益の総額は6百万円、費用の総額は 1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は 13,910百万円であります。 14,505百万円であります。 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券1,204百万円、株式7,594 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券12,657百万円、株式 百万円、外国証券30.181百万円であります。 6.730百万円、外国証券16.310百万円であります。 3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券2,876百万円、株式 3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券802百万円、株式11,204 10,157百万円、外国証券48,160百万円、その他の証券1,059百万 百万円、外国証券18,307百万円、その他の証券1,705百万円であ 円であります。 ります。

4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券2.689百万円であります。

- 4. 金銭の信託運用益には、評価損が10,860百万円含まれております。
- 5. 金融派生商品費用には、評価損が367百万円含まれております。
- 6. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は61百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は39百万円であります。
- 7. 1株当たり当期純利益は201円66銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算に おいて控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において191,857株であります。

- 8. 保険料には、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が590,340百万円含まれております。
- 9. 保険金には、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が4,030,959百万円含まれております。
- 10. 管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、管理機構のため契約者配当準備金へ92,117百万円を繰り入れております。
- 11. 関連当事者との取引に関する事項は、次のとおりであります。 (1) 親会社及び主要株主 (会社等に限る。) 等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	被所有 直接89%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値使用料 の支払(※1)	3,076	未払金	276

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。
- (※2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高に は消費税等を含めております。
- (2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	日本郵便 株式会社	なし	保険業務 代理店 役員の兼任	代理店業務に係る 委託手数料の支払 (※1)	358,100	代理店借	40,615

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量を乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。
- (※2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高に は消費税等を含めております。

2019年度

- 5. 金銭の信託運用益には、評価損が32,103百万円含まれております。
- 6. 金融派生商品費用には、評価益が36,971百万円含まれております。
- 7. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の 金額は18百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再 責任準備金戻入額の金額は18百万円であります。
- 8. 1株当たり当期純利益は268円19銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算に おいて控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において176.573株であります。

- 9. 保険料には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が459,151百万円含まれております。
- 10. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保 険契約に基づく保険金が3,349,302百万円含まれております。
- 11. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ93,775百万円を繰り入れております。
- 12. 関連当事者との取引に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	被所有 直接 64.48%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値使用料 の支払(※1)	2,958	未払金	271

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1)当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。
- (※2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高に は消費税等を含めております。
- (2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	日本郵便 株式会社	なし	保険業務 代理店 役員の兼任	代理店業務に係る 委託手数料の支払 (※1)	248,798	代理店借	15,416

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量を乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。
- (※2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高に は消費税等を含めております。
- (※3) 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2019年度から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることなっております。なお、当事業年度に当社が郵政管理・支援機構に支払った拠出金の額は57,574百万円であります。

自己株式 普通株式

(株主資本等変動計算書の注記)

2018年度

自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度期首 株式数

(単位:千株) 当事業年度末 株式数

当事業年度 減少株式数

- (※1) 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式 数は、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数であり、そ れぞれ198千株、191千株であります。
- (※2) 普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少であります。

2019年度

自己株式の種類及び株式数に関する事項

				(単位:千株)
	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	191	37,411	37,424	178

- (※1) 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式 数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数が含まれ ており、それぞれ191千株、166千株であります。
- (※2) 普通株式の自己株式の株式数の増加37,411千株は、2019年 4月4日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増 加であります。
- (※3) 普通株式の自己株式の株式数の減少37,424千株は、2019年 5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による 減少37,400千株及び株式給付信託(BBT)の給付による減少 24千株であります。

1-4 債務者区分による債権の状況

(単位: 百万円、%)

区分	2018年度末	2019年度末		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	_	_		
危険債権	_	_		
要管理債権	_	_		
小計	_	_		
(対合計比)	(-)	(-)		
正常債権	7,976,887	7,412,339		
合計	7,976,887	7,412,339		

- (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (注3) 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。 なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩 和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
- (注4) 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

1-5 リスク管理債権の状況

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

1-6 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

1-7 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
ルベンシー・マージン総額 (A)	5,649,027	5,168,42
資本金等	1,632,636	1,641,069
価格変動準備金	897,492	858,33
危険準備金	1,962,755	1,797,36
一般貸倒引当金	45	3
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	568,785	328,78
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△ 2,336	1
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	489,649	442,80
負債性資本調達手段等	100,000	100,00
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	_	
控除項目	_	
その他	_	
スクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	950,952	967,02
保険リスク相当額 R1	142,209	137,19
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	59,172	54,17
予定利率リスク相当額 R2	141,866	136,65
最低保証リスク相当額 R7	_	
資産運用リスク相当額 R3	764,830	788,45
経営管理リスク相当額 R4	22,161	22,32
ルベンシー・マージン比率		
(A) (1/2)×(B) ×100	1,188.0%	1,068.9

⁽注)上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

1-8 実質純資産額

(単位:百万円、%)

	2018年度末	2019年度末
実質純資産額	13,531,906	12,347,875
(一般勘定資産に対する比率)	(18.3)	(17.2)

⁽注)「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条第2項の規定に基づいて算出しています。

1-9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1)有価証券の時価情報

1) 売買目的有価証券の評価損益

2018年度末、2019年度末において、売買目的有価証券は保有していません。

2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

		2	018年度末				2	019年度末		
区 分	hE 尔尔/亚纳石	n±/=		差 損 益		hE 尔尔 /工 水石	吐圧		差損益	
	帳簿価額	時価		差益	差損	帳簿価額	時価		差益	差損
満期保有目的の債券	36,391,299	43,113,443	6,722,144	6,722,582	438	35,735,724	41,953,389	6,217,664	6,217,743	7
責任準備金対応債券	10,570,049	11,724,384	1,154,334	1,154,883	548	9,574,646	10,578,535	1,003,888	1,007,456	3,56
子会社·関連会社株式	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
その他有価証券	14,191,166	14,824,637	633,471	776,624	143,152	13,651,666	14,021,785	370,119	786,871	416,75
公社債	4,197,397	4,265,410	68,012	69,713	1,701	3,700,415	3,742,144	41,729	46,711	4,98
株式	1,475,620	1,756,060	280,440	355,130	74,690	1,710,037	1,765,197	55,159	265,192	210,03
外国証券	5,503,242	5,778,632	275,390	326,368	50,978	4,754,442	5,159,292	404,849	448,638	43,78
公社債	4,826,642	5,010,788	184,146	230,918	46,772	4,048,995	4,424,175	375,180	378,559	3,3
株式等	676,599	767,843	91,243	95,450	4,206	705,447	735,117	29,669	70,078	40,40
その他の証券	2,257,142	2,264,575	7,432	23,214	15,781	2,635,194	2,501,569	△ 133,625	24,323	157,9
買入金銭債権	352,762	354,958	2,196	2,196	_	316,576	318,581	2,005	2,005	
譲渡性預金	405,000	405,000	_	_	_	535,000	535,000	_	_	
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合 計	61,152,515	69,662,466	8,509,950	8,654,090	144,139	58,962,037	66,553,710	7,591,672	8,012,071	420,3
公社債	51,060,746	59,003,919	7,943,172	7,945,860	2,688	48,912,786	56,175,830	7,263,044	7,271,672	8,62
株式	1,475,620	1,756,060	280,440	355,130	74,690	1,710,037	1,765,197	55,159	265,192	210,0
外国証券	5,601,242	5,877,951	276,709	327,687	50,978	4,852,442	5,257,531	405,088	448,877	43,7
公社債	4,924,642	5,110,107	185,465	232,237	46,772	4,146,995	4,522,414	375,418	378,798	3,3
株式等	676,599	767,843	91,243	95,450	4,206	705,447	735,117	29,669	70,078	40,4
その他の証券	2,257,142	2,264,575	7,432	23,214	15,781	2,635,194	2,501,569	△ 133,625	24,323	157,9
買入金銭債権	352,762	354,958	2,196	2,196	_	316,576	318,581	2,005	2,005	
譲渡性預金	405,000	405,000	_	_	_	535,000	535,000	_	_	
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

⁽注1) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

⁽注2) 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、2018年度末が2,190,833百万円、392,859百万円、2019年度末が2,549,094百万円、73,086百万円です。

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	区 分		2018年度末		2019年度末			
	<u> </u>	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時	価が貸借対照表計上額を超えるもの	36,272,504	42,995,086	6,722,582	35,729,524	41,947,268	6,217,743	
	公社債	36,174,504	42,895,767	6,721,263	35,631,524	41,849,029	6,217,504	
	外国証券	98,000	99,319	1,319	98,000	98,238	238	
	その他	_	_	_	_	-	_	
時	価が貸借対照表計上額を超えないもの	118,795	118,357	△ 438	6,200	6,120	△ 79	
	公社債	118,795	118,357	△ 438	6,200	6,120	△ 79	
	外国証券	_	_	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	_	_	_	

○責任準備金対応債券

(単位:百万円)

	区分		2018年度末		2019年度末			
	E N	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時	価が貸借対照表計上額を超えるもの	10,521,279	11,676,162	1,154,883	9,322,412	10,329,868	1,007,456	
	公社債	10,521,279	11,676,162	1,154,883	9,322,412	10,329,868	1,007,456	
	外国証券	_	_	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	_	_	_	
時	価が貸借対照表計上額を超えないもの	48,770	48,221	△ 548	252,234	248,667	△ 3,567	
	公社債	48,770	48,221	△ 548	252,234	248,667	△ 3,567	
	外国証券	_	_	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	_	_	_	

○その他有価証券

区分		2018年度末		2019年度末			
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	8,024,434	8,346,127	321,693	7,489,235	7,936,545	447,309	
公社債	3,993,200	4,062,914	69,713	2,834,438	2,881,150	46,711	
株式	64,387	70,824	6,436	60,634	64,520	3,885	
外国証券	3,341,886	3,572,999	231,113	3,885,173	4,263,999	378,826	
その他の証券	602,197	614,430	12,232	687,411	703,292	15,880	
買入金銭債権	22,762	24,958	2,196	21,577	23,583	2,005	
譲渡性預金	-	_	_	_	_	_	
その他	-	_	_	_	_	_	
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	3,975,898	3,894,817	△ 81,081	3,613,336	3,463,059	△ 150,276	
公社債	204,197	202,495	△ 1,701	865,976	860,994	△ 4,981	
株式	147,337	130,024	△ 17,312	261,433	216,735	△ 44,697	
外国証券	1,664,756	1,613,936	△ 50,819	336,489	325,343	△ 11,146	
その他の証券	1,224,606	1,213,360	△ 11,246	1,319,437	1,229,986	△ 89,450	
買入金銭債権	329,999	329,999	_	294,998	294,998	_	
譲渡性預金	405,000	405,000	_	535,000	535,000	_	
その他	_	_	_	_	_	_	

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	_	_
非上場外国債券	_	_
その他	_	_
責任準備金対応債券	_	_
子会社·関連会社株式	5,990	10,907
その他有価証券	161,193	305,190
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	4,239	4,239
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	_	_
非上場外国債券	_	_
その他	156,953	300,951
合 計	167,184	316,098

- (注1) 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含んでいます(2018年度末:156,953百万円、2019年度末:300,951百万円)。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産の為替を評価した差損益は次のとおりです(2018年度末:△1,440百万円、2019年度末:△4,633百万円)。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

		2018年度末					2019年度末				
	☑ 分	貸借対照表 計上額	対照表時価		差 損 益		貸借対照表	時価	差 損 益		£
			計上額	h-立 IMI		差益	差損	計上額	中寸川川		差益
金	:銭の信託	2,627,236	2,627,236	_	_	_	2,744,305	2,744,305	_	_	_

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託は含んでいません(2018年度末:160,318百万円、2019年度末:311,766百万円)。

1) 運用目的の金銭の信託

2018年度末、2019年度末において、運用目的の金銭の信託は保有していません。

2) 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

			2	2018年度末			2019年度末				
X	分	帳簿価額	時価	差損益		帳簿価額	時価	差損益			
	収得Ⅲ	饭净叫锅	h4JIM		差益	差損	1次/等	h4JIM		差益	差損
満期保有目 金銭の信言		_	_	_		_	_	_	_	1	_
責任準備金 金銭の信託		_	_			_	_	_	_	-	_
その他の 金銭の信		2,234,377	2,627,236	392,859	454,931	62,071	2,671,219	2,744,305	73,086	339,561	266,474
国内梯	扶	1,263,894	1,555,211	291,316	348,694	57,377	1,387,969	1,483,941	95,971	261,306	165,334
外国棋	捻	269,669	345,537	75,868	75,868	_	297,237	323,512	26,275	52,834	26,558
外国債	券	528,080	550,314	22,234	26,508	4,274	736,002	698,499	△ 37,503	23,453	60,956
その他	,	172,732	176,172	3,440	3,859	419	250,009	238,353	△ 11,656	1,967	13,623

- (注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託は含んでいません(2018年度末:160,318百万円、2019年度末:311,766百万円)。
- (注2) 「国内株式」、「外国株式」及び「外国債券」には、個別銘柄の株式・債券のほか、それぞれの資産のみを投資対象とする投資信託を含んでいます。
- (注3) 「その他」にはバンクローン、不動産ファンド等を含んでいます。

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)

1) 定性的情報

①取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は、以下のとお りです。

- ・通貨関連:為替予約取引、通貨オプション取引
- ・金利関連:金利スワップ取引
- ・債券関連:債券店頭オプション取引

②取組方針

主として運用に関する資産の金利・為替リスクに対するヘッ ジ手段としてデリバティブ取引を行っています。

③利用目的

主として外貨建資産に係る為替リスクをコントロールするこ とを目的とした通貨関連のデリバティブ取引、貸付金の変動 金利を固定化することを目的とした金利関連のデリバティブ 取引を行っています。なお、当社が行うデリバティブ取引を利 用したヘッジ会計の概要は以下であります。

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に 対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価 ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジと して金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行ってい ます。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - (イ) ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建債券
 - (ロ) ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…貸付金
- (3) ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する 金利リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の 累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変 動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性 を評価しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間 に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特 例処理によっている金利スワップについては、有効性の 評価を省略しています。

④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、市場リスク(為 替・金利等の変動によるリスク)と信用リスク(取引相手が倒 産等により債務不履行に陥るリスク)があります。

当社では、デリバティブ取引を、主として運用に関する資産 のリスクをヘッジする目的として利用しているため、デリバティ ブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものであると認 識しています。

また、当社では格付等を勘案し信用度が高いと判断される 取引相手を選別しているため、デリバティブ取引のもつ信用リ スクについては、限定的なものであると認識しています。なお、 取引形態は店頭取引としています。

⑤リスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を定め、デリバティブ取引に ついては運用方針等を規定化し、主にヘッジ目的として利用 しています。

また、取引先ごとの与信限度額を設定することでリスクを抑 制し、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が 高いと判断される取引先を選別しています。

なお、各リスクを総合的に管理する組織として、「リスク管理 統括部」を設置し、内部管理体制の強化を図っています。

⑥定量的情報に関する補足説明

- ・信用リスクに関する補足説明 デリバティブ取引については、当社ではカレント・エク スポージャー方式で信用リスク相当額を算出していま す。
- ・時価算定に係る補足説明 時価の算定にあたっては、以下の基準としています。 【為替予約取引】

期末日の先物相場

【通貨オプション取引】

取引金融機関から提示された価格

【金利スワップ取引】

公表されている市場金利を基準として、将来のキャッ シュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格 【債券店頭オプション取引】

取引金融機関から提示された価格

・差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を、主として運用に関す る資産の市場リスクをヘッジする手段として利用してお り、いわゆるトレーディング目的の取引はありません。

デリバティブ取引とヘッジ対象となる運用に関する資 産の損益はトータルで認識しており、金利・為替リスクが 減殺されている効果を確認しています。

2) 定量的情報

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	X	分	②金利関連	③通貨関連	④株式関連	⑤債券関連	⑥その他	合計
2 0	ヘッジ会	計適用分	1,210	122	_	_	_	1,332
8 年	ヘッジ会	計非適用分	_	△ 490	_	_	_	△ 490
8年度末		合 計	1,210	△ 367	_	_	_	842
2 0	ヘッジ会	計適用分	980	36,973	_	_	_	37,954
9 年	ヘッジ会	計非適用分	_	△ 2	_	_	_	△ 2
9年度末		合 計	980	36,971	_	_	_	37,952

- (注1) 2018年度末のヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連122百万円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上され
- (注2) 2019年度末のヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連36,973百万円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上

ヘッジ会計が適用されていないもの

②金利関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

③通貨関連

(単位:百万円)

				20183	丰度末		2019年度末			
区 分		種類	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
				うち1年超	中国	左頂並		うち1年超	中国	左頂盆
		為替予約								
店	頭	売建	43,936	_	△ 490	△ 490	204	_	△ 2	△ 2
/	27.	(うち米ドル)	43,936	_	△ 490	△ 490	204	_	△ 2	△ 2
		買建	_	_	-	_	_	_	-	_
	合	計				△ 490				△ 2

- (注1) 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
- (注2) 為替予約の時価は、差損益を記載しています。

4株式関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⑤債券関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⑥ その他

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

②金利関連

- > A = I		主な	2	2018年度末		2	2019年度末	
ヘッジ会計 の方法	種類	ヘッジ	契約額	預等	時価	契約	契約額等	
		対象		うち1年超	h红 IMI		うち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払	貸付金	6,150	6,150	47	6,150	3,900	24
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払	貸付金	30,100	26,050	1,162	26,050	23,950	956
合	計				1,210			980

⁽注) 金利スワップの時価(現在価値)は差損益を記載しています。

(参考)金利スワップ残存期間別残高

(単位:百万円、%)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
	受取側固定 スワップ想定元本	4,050	10,050	12,150	5,000	5,000	_	36,250
2	平均受取固定金利	0.49	0.48	0.90	0.99	1.12	_	0.78
0 1	平均支払変動金利	0.07	0.04	0.13	0.11	0.08	_	0.09
8年度末	支払側固定 スワップ想定元本	_	_	_	_	_	_	_
未	平均支払固定金利	_	_	_	_	_	_	_
	平均受取変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	4,050	10,050	12,150	5,000	5,000	_	36,250
	受取側固定 スワップ想定元本	4,350	8,600	14,250	5,000	_	_	32,200
2	平均受取固定金利	0.55	0.61	0.92	1.12	_	_	0.82
0	平均支払変動金利	0.05	0.07	0.06	0.08	_	_	0.06
2019年度末	支払側固定 スワップ想定元本	_	_	_	_	_	_	_
末	平均支払固定金利	_	_	_	_	_	_	_
	平均受取変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	4,350	8,600	14,250	5,000	_	_	32,200

③通貨関連

(単位:百万円)

				0040左座士			0040左座士		
4 25 A = L		主な		2018年度末	木 201		2019年度末	川9年及不	
ヘッジ会計 の方法	種類	ヘッジ	契約	額等	時価	契約額等		時価	
		対象		うち1年超	14寸 1両		うち1年超	M4.11m	
	為替予約								
	売 建		3,879,964	_	122	3,382,993	_	36,973	
	(うち米ドル)	7.0/1	2,621,488	_	1,452	2,093,405	_	△ 32,310	
時価ヘッジ	(うちユーロ)	その他有価証券	568,644	_	1,222	523,596	_	6,238	
	(うち豪ドル)	131111111111111111111111111111111111111	246,076	_	△ 2,185	256,452	_	30,310	
	(うちその他)		443,754	_	△ 366	509,538	_	32,734	
	買建		_	_	_	_	_	_	
合		計			122			36,973	

⁽注1)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

4株式関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⑤債券関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⑥その他

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⁽注2)為替予約の時価は、差損益を記載しています。

1-10 経常利益等の明細(基礎利益)

		(単位:白力)
項 目	2018年度	2019年度
基礎収益	7,891,925	7,213,587
保険料等収入	3,959,928	3,245,541
資産運用収益	1,151,410	1,128,627
その他経常収益	2,780,586	2,839,418
うち責任準備金戻入額	2,745,037	2,778,729
	7,514,749	6,812,978
保険金等支払金	6,868,893	6,191,369
責任準備金等繰入額	7	3
資産運用費用	9,243	12,400
事業費	518,416	472,17
その他経常費用	118,187	137,018
 基礎利益 A	377,176	400,609
キャピタル収益	117,883	87,260
金銭の信託運用益	78,902	51,560
売買目的有価証券運用益	_	
有価証券売却益	38,981	35,699
金融派生商品収益		
為替差益	_	
その他キャピタル収益	_	-
	201,626	189,69
金銭の信託運用損	_	-
売買目的有価証券運用損	_	-
有価証券売却損	62,255	32,02
有価証券評価損	-	2,68
金融派生商品費用	73,381	74,79
為替差損	1,124	2,08
その他キャピタル費用	64,865	78,09
キャピタル損益 B	△ 83,743	△ 102,433
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	293,433	298,17
臨時収益	151,592	165,38
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	151,592	165,38
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	_	-
臨時費用	179,882	176,73
再保険料	- 170,002	-
危険準備金繰入額	_	_
個別貸倒引当金繰入額	_	-
特定海外債権引当勘定繰入額	_	_
貸付金償却		
その他臨時費用	179,882	176,73
には、「このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	△ 28,289	
^{輪時損益} A+B+C	265,143	286,829

⁽注1)「資産運用収益」及び「資産運用費用」は、キャピタル損益に係る額を除いています。

⁽注2) 「責任準備金戻入額」は、臨時収益に係る額(危険準備金戻入額)を除き、臨時費用に係る額(危険準備金繰入額及び保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額)を含めています。

⁽注3) 金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額(2018年度:64,865百万円、2019年度:78,097百万円)を「その他キャピタル費用」に計上し、「資産運用収益」に含めています。

⁽注4) 「その他臨時費用」には、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額(2018年度:179,882百万円、2019年度:176,734百万円)を記載しています。

(参考)基礎利益の内訳

(単位:百万円)

項目	2018年度	2019年度
基礎利益	377,176	400,609
利差(順ざや/逆ざや)	58,460	80,466
保険関係損益	318,715	320,142

利差(順ざや/逆ざや)の状況

予定利率により見込んでいる運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。2019年度にお いては、804億円の順ざやとなりました。

利差(順ざや/逆ざや)については、次の方法で算出しています。

順ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率)×一般勘定責任準備金 [804億円] [1.69%] [61兆2,789億円] [1.82%]

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる運用収支(一般勘定の資産運用損益)から契約者配当金積立利息繰入額 を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ・平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しています。 (期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2
- ・責任準備金及び予定利息は、実際積立額基準で算出しています。

1-11 会社法に基づく会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類等について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けています。

1412 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2019年度の有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられてい る当社の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けています。

- (注) 当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更し て記載しています。
- 1-13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続 するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保 険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨 及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当 該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

2 直近事業年度における事業の概況

当事業年度における当社の主要な業績は、営業面では、募集品質に係る諸問題を受けた営業活動の自粛等によって、新契約の年換算保険料は、個人保険が1,469億円(前年度比58.2%減)、第三分野が221億円(同64.1%減)と前年度比で大きく落ち込みました。その結果、保有契約年換算保険料は、個人保険が4兆3,186億円(前年度末比7.7%減)(受再している簡易生命保険契約(保険)を含む)、第三分野が7,155億円(同5.0%減)(受再している簡易生命保険契約を含む)といずれも減少となりました。資産運用面では、昨今の低金利環境を踏まえ、引き続き、資産運用の多様化を進めたことなどによって、804億円(前年度比37.6%増)の順ざやを確保しています。

当事業年度末にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、個人の生活、企業経営に大きな影響が生じることとなりました。この非常事態を受け、当社は、契約者向けの普通貸付利率の減免措置や、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた場合には、保険金を倍額お支払いするなど、生命保険会社としての社会的責任を適切に果たすための施策も実施してきました。

経常収益は、保険料等収入3兆2,455億円(前年度比18.0%減)、資産運用収益1兆1,377億円(同5.5%減)、その他経常収益2兆8,280億円(同2.8%増)を合計した結果、7兆2,114億円(同8.9%減)となりました。

経常費用は、保険金等支払金6兆1,913億円(同9.9%減)、資産運用費用1,239億円(同15.1%減)、事業費4,721億円(同8.9%減)、その他経常費用1,370億円(同15.9%増)等を合計した結果、6兆9,245億円(同9.5%減)となりました。

この結果、経常利益は2,868億円(同8.2%増)となり、経常利益に特別損益を加減し、契約者配当準備金繰入額及び法人税等合計を差し引いた当期純利益は1,511億円(同24.9%増)となりました。

3 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	96,058	86,594	79,529	79,166	72,114
経常利益	4,130	2,793	3,088	2,651	2,868
基礎利益	4,642	3,900	3,861	3,771	4,006
当期純利益	863	885	1,043	1,209	1,511
~ ↓ △ ○ 宛 Ђ フ シ シ シ シ ン ☆ 辻 → へ 炊 ※ ★	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
資本金の額及び発行済株式の総数	(600,000千株)	(600,000千株)	(600,000千株)	(600,000千株)	(562,600千株)
総資産	815,436	803,364	768,325	739,045	716,673
うち特別勘定資産	_	_	_	_	_
責任準備金残高	723,625	701,752	677,772	650,605	622,931
貸付金残高	89,784	80,609	76,271	67,860	56,627
有価証券残高	636,108	634,862	601,318	584,525	558,715
ソルベンシー・マージン比率	1,568.1%	1,289.1%	1,130.5%	1,188.0%	1,068.9%
従業員数	7,378名	7,424名	7,490名	7,617名	7,638名
保有契約高	478,827	532,291	551,022	553,313	518,462
個人保険	444,062	500,979	523,597	530,018	499,155
個人年金保険	34,764	31,311	27,425	23,294	19,306
団体保険	_	_	_	_	_
団体年金保険保有契約高	_	_	_	_	_

⁽注1)発行済株式の総数については、2015年8月1日付けで普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っています。 また、2019年5月31日付けで自己株式の消却を行い、37,400千株減少しています。

⁽注2) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。

4 業務の状況を示す指標等

4-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高及び新契約高

1)保有契約高

(単位:件、百万円、%)

		2018	丰度末		2019年度末			
区分	件	数	金	額	件	数	金	額
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	18,095,226	101.0	53,001,882	101.2	17,163,300	94.8	49,915,586	94.2
個人年金保険	1,268,171	95.1	2,329,471	84.9	1,164,059	91.8	1,930,642	82.9
団体保険	_	_	_	_	_	_	_	_
団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_	_

⁽注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。

2)新契約高

(単位:件、百万円、%)

		20182		2019年度								
	件	数		金	額		件	数		金	額	
区分		前年度比		前年度比	新契約	転換に よる純 増加		前年度比		前年度比	新契約	転換に よる純 増加
個人保険	1,711,410	98.4	5,563,886	101.8	5,563,886	_	644,499	37.7	1,893,727	34.0	1,893,727	_
個人年金保険	406	63.3	1,974	65.8	1,974	_	549	135.2	3,527	178.7	3,527	_
団体保険	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

⁽注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

(2)年換算保険料

1)保有契約

(単位:百万円、%)

区分	2018호	丰度末	2019호	2019年度末	
<u> </u>		前年度末比		前年度末比	
個人保険	3,363,941	99.9	3,144,610	93.5	
個人年金保険	452,478	92.1	412,062	91.1	
合計	3,816,419	98.9	3,556,673	93.2	
うち医療保障・生前給付保障等	410,929	107.5	393,881	95.9	

⁽注1) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料 を保険期間等で除した金額)。

⁽注2) 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障が いを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

2)新契約

(単位:百万円、%)

区分	2018	年度	2019	年度
<u></u>		前年度比		前年度比
個人保険	351,398	93.4	146,966	41.8
個人年金保険	171	64.8	314	183.6
合計	351,570	93.4	147,280	41.9
うち医療保障・生前給付保障等	61,618	104.1	22,132	35.9

- (注1) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料 を保険期間等で除した金額)。
- (注2) 医療保障·生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障が いを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(3) 商品別新契約高

(単位:件、百万円)

	区 分	2018	年度	2019年度		
	<u>に</u> ル	件数	金額	件数	金額	
	普通終身保険	636,106	1,954,761	163,628	502,026	
	定額型	231,280	459,720	60,445	119,377	
	倍 型	404,826	1,495,041	103,183	382,648	
	(再掲)普通終身保険(低解約返戻金型)	134,920	366,532	31,100	83,323	
	定額型	62,621	121,544	14,583	27,939	
	倍 型	72,299	244,987	16,517	55,383	
個	引受基準緩和型普通終身保険	_	_	64,491	60,207	
人	(再掲)引受基準緩和型普通終身保険(低解約 返戻金型)	_	_	13,094	10,741	
 保	特別終身保険	102,765	372,244	24,918	89,608	
IA	(再掲)特別終身保険(低解約返戻金型)	25,082	88,410	5,558	19,599	
険	普通定期保険	2,742	5,865	767	1,604	
	普通養老保険	447,018	1,338,130	189,254	616,914	
	引受基準緩和型普通養老保険	_	_	33,837	34,405	
	特別養老保険	394,335	1,635,460	121,460	495,456	
	特定養老保険	653	836	8	10	
	学資保険(H24)	127,791	256,587	46,136	93,494	
	小計	1,711,410	5,563,886	644,499	1,893,727	
金個保人	長寿支援保険(低解約返戻金型)	406	1,974	549	3,527	
険年	小計	406	1,974	549	3,527	
財	財形積立貯蓄保険	2	0	2	0	
財形保険	財形住宅貯蓄保険	_	_	_	_	
険	小計	2	0	2	0	
金財保形険年	財形終身年金保険	_	_	_	_	
険年	小計	_	_	_	_	

- (注1) 財形保険、財形年金保険の件数は、被保険者数です。
- (注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
- (注3) 財形保険の金額は、第1回保険料額です。

(4)商品別保有契約高

(単位:件、百万円)

		2018年		2019年度末		
	区分	件数	金額	件数	金額	
	普通終身保険	3,566,628	11,016,442	3,473,737	10,600,951	
	定額型	1,296,811	2,941,955	1,261,517	2,834,704	
	倍型	2,269,817	8,074,487	2,212,220	7,766,247	
	(再掲)普通終身保険(低解約返戻金型)	206,815	556,571	218,490	586,198	
	定額型	95,091	185,211	99,891	193,727	
	倍型	111,724	371,360	118,599	392,470	
	引受基準緩和型普通終身保険	_	_	57,768	53,214	
	(再掲)引受基準緩和型普通終身保険(低解 約返戻金型)	_	-	11,782	9,574	
個	特別終身保険	1,942,657	6,537,779	1,893,885	6,319,678	
	(再掲)特別終身保険(低解約返戻金型)	38,942	133,950	41,453	142,074	
人	介護保険金付終身保険	110	288	108	261	
-	普通定期保険	5,673	19,516	5,402	21,165	
保	普通養老保険	6,528,280	16,923,823	5,936,109	15,407,654	
険	引受基準緩和型普通養老保険	_	_	31,095	31,713	
决	特別養老保険	3,216,983	12,881,483	2,975,441	11,925,917	
	特定養老保険	45,957	85,729	34,299	65,212	
	学資保険	1,057,806	1,885,640	1,021,115	1,838,202	
	育英年金付学資保険	84,392	163,039	81,928	158,511	
	学資保険(H24)	1,646,355	3,486,538	1,652,038	3,491,595	
	夫婦保険	34	101	34	101	
	終身年金保険付終身保険	350	1,494	340	1,402	
	夫婦年金保険付夫婦保険	1	3	1	3	
	小計	18,095,226	53,001,882	17,163,300	49,915,586	
	長寿支援保険(低解約返戻金型)	950	4,511	1,334	7,090	
	即時終身年金保険	937	3,521	872	3,241	
/œ	据置終身年金保険	9,827	76,764	9,668	75,305	
個人	介護割増年金付終身年金保険	5	51	5	51	
年金保険	即時定期年金保険	317,912	307,548	254,666	206,342	
葆	据置定期年金保険	938,529	1,937,001	897,504	1,638,554	
険	即時夫婦年金保険	1	3	1	3	
	据置夫婦年金保険	10	70	9	54	
	小計	1,268,171	2,329,471	1,164,059	1,930,642	
財	財形積立貯蓄保険	82	82	57	59	
財形保険	財形住宅貯蓄保険	4	4	4	5	
険	小計	86	86	61	64	
金財	財形終身年金保険	12	51	11	47	
金財 保形 険年	小計	12	51	11	47	

⁽注1) 財形保険、財形年金保険の件数は、被保険者数です。

⁽注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したも のです。

⁽注3) 財形保険の金額は、責任準備金額です。

⁽注4) 学資保険(H24)には、学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)を含んでいます。

(5)保障機能別保有契約高

死亡保障 災害 その条件 満期 生存保障 年金 その	区分 通死亡 書死亡 か他の 件付死亡	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 団体保険 団体保険 団体保険 団体保険 個人保険 個人年金保険 での他共計 個人保険	((((((((((((((((((((18年度末 49,515,343 - - 73,624,135 60,702,433) 13,645) -) -) 106,663,268)	2019年度末 46,423,990 — — 67,322,726 (58,397,757 (12,460 (—
死亡保障 その 条件 生存保障 年金 その	害死亡	個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険		- - 73,624,135 60,702,433) 13,645) -)	- - 67,322,726 (58,397,757 (12,460 (- (-
死亡保障 ぞの 条件 生存保障 年金 その	害死亡	団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険		60,702,433) 13,645) -)	(58,397,757 (12,460 (– (–
死亡保障 ぞの 条件 満期 生存保障 年金	害死亡	団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険	((((((((((((((((((((60,702,433) 13,645) -)	(58,397,757 (12,460 (– (–
その条件 満期 生存保障 年金	の他の	その他共計 個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険		60,702,433) 13,645) -)	(58,397,757 (12,460 (– (–
その条件 満期 生存保障 年金	の他の	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険	((((((((((((((((((((60,702,433) 13,645) -)	(58,397,757 (12,460 (– (–
その条件 満期 生存保障 年金	の他の	個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険	(13,645) -) -)	(12,460 (– (–
その条件 満期 生存保障 年金	の他の	団体保険 団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険	(_) _)	(– (–
その条件 満期 生存保障 年金	の他の	団体年金保険 その他共計 個人保険 個人年金保険	(<u> </u>	<u> </u>
生存保障年金		その他共計 個人保険 個人年金保険	(,	<u> </u>
生存保障年金		個人保険 個人年金保険	(106,663,268)	
生存保障年金		個人年金保険	((99,297,614
生存保障年金			(-)	(–
生存保障年金		団休保险	\	-)	(–
生存保障年金	件付外匸		(-)	(–
生存保障年金		団体年金保険	(-)	(–
生存保障年金		その他共計	(-)	(–
生存保障年金		個人保険		3,486,538	3,491,595
生存保障 年金	満期·生存給付	個人年金保険		583,096	441,993
生存保障 年金		団体保険			_
その		団体年金保険		- 1	_
その		その他共計		5,857,305	5,509,104
その	年金	個人保険	(20,042)	(19,493
その		個人年金保険	(454,865)	(419,888
その		団体保険	(—)	(–
		団体年金保険	(_)	(–
		その他共計	(1,119,867)	(1,002,768
		個人保険	,	_	_
		個人年金保険		1,746,375	1,488,648
	その他	団体保険		_	
災害		団体年金保険		_	_
災害		その他共計		10,785,233	10,506,515
災害		個人保険	(52,905)	(49,644
災害		個人年金保険	(33)	(30
7.7-	害入院	団体保険	(-)	(–
		団体年金保険	(_)	(–
		その他共計	(91,286)	(83,908
		個人保険	(52,327)	(49,146
		個人年金保険	(8)	(7
	病入院	団体保険	(_)	(–
1		団体年金保険	(<u> </u>	(–
		その他共計	(90,587)	(83,308
		個人保険	(7,101)	(6,404
		個人年金保険	(5)	(4
	その他の	団体保険	((_
条件	り他の	団体年金保険	(_) _)	(
	の他の 件付入院	その他共計	(11,188)	(10,219

⁽注1)()内数値は基本契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

⁽注2) 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。

⁽注3) 生存保障の年金欄の金額は年金年額を表します。

⁽注4) 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後契約)の責任準備金額を表します。

⁽注5) 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。

(単位:件)

区分		保有件数			
	<u>Δ</u> π		2018年度末		2019年度末
	個人保険	(11,045,043)	(10,317,191)
	個人年金保険	(3,757)	(3,441)
障がい保障	団体保険	(—)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(20,908,807)	(19,137,690)
	個人保険	(13,464,905)	(12,883,121)
	個人年金保険	(6,112)	(5,637)
手術保障	団体保険	(-)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(24,283,260)	(22,929,616)

⁽注)())内数値は基本契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

(6)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

X	分	保有	有金額	
区	ガ	2018年度末	2019年度末	
	終身保険	17,554,511	16,974,106	
死亡保険	定期付終身保険	_	_	
光 二 沐 陕	定期保険	19,516	21,165	
	その他共計	17,575,525	16,996,677	
	養老保険	29,891,036	27,430,498	
生死混合保険	定期付養老保険	_	_	
土光ルロ体際	生存給付金付定期保険	_	_	
	その他共計	31,939,817	29,427,313	
生存保険		3,486,538	3,491,595	
年金保険	個人年金保険	2,329,471	1,930,642	
	災害特約	26,320,372	23,766,485	
介護特約		190	188	
	傷害入院特約	3	2	
	疾病入院特約	0	0	
	疾病傷害入院特約	597	552	
	無配当傷害入院特約	530	428	
災害·疾病関係特約	無配当疾病傷害入院特約	41,710	37,658	
	無配当災害特約	4,234,582	4,760,829	
	無配当傷害医療特約	69	89	
	無配当総合医療特約	10,027	10,812	
	引受基準緩和型無配当総合 医療特約	_	130	
	無配当先進医療特約	_	143,449件	

⁽注1)個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。

⁽注2) 入院・医療特約の金額は、入院給付金日額を表します。

⁽注3) 無配当先進医療特約は、件数を表します。

(7)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

区分		保有契約年換算保険料		
	<u> </u>	2018年度末	2019年度末	
	終身保険	804,785	788,598	
 死亡保険	定期付終身保険	_	_	
	定期保険	206	195	
	その他共計	805,100	788,898	
	養老保険	2,186,899	1,989,087	
生死混合保険	定期付養老保険	_	_	
生光ル古体映	生存給付金付定期保険	_	_	
その他共計		2,323,810	2,120,346	
生存保険		235,030	235,365	
年金保険	個人年金保険	452,478	412,062	

⁽注) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を 保険期間等で除した金額)。

(8)契約者配当の状況

1)2019年度決算に基づく契約者配当

2019年度決算に基づき、109,236百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

- ・ かんぽ生命保険契約について、15.460百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。
- ・ 簡易生命保険契約について、郵政管理・支援機構との再保険契約に基づき、当該受再保険に係る区分で発生した損益等か ら、93,775百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

○かんぽ生命の保険契約に対する2019年度決算に基づく契約者配当率

契約者配当金は、基本、特約種類ごとに次のa,b,c,dの合計額とします。

a.死差配当

危険保険金に被保険者の年齢、性別及び予定死亡率 表等の区分に応じた死差配当率を乗じた金額

(例)普通養老保険、年齢40歳、男性

(危険保険金額 100 万円当たり)

加入年月	死差配当率	
2007年10月~2016年3月	660円	

b.特約支払差配当

特約保険金に被保険者の年齢、性別及び予定特約支 払率表等の区分に応じた特約支払差配当率を乗じた金 額

(例)災害特約、年齢40歳、男性

(特約保険金額 100 万円当たり)

加入年月	特約支払差配当率	
2007年10月~2016年3月	280円	

c.利差配当

責任準備金に加入年度及び予定利率の区分に応じた利 差配当率を乗じた金額

(例)普通養老保険

加入年月	利差配当率
2007年10月~2008年3月	1.3%一予定利率
2008年 4月~2009年3月	1.2%一予定利率
2009年 4月~2010年3月	1.1%一予定利率
2010年 4月~2012年3月	1.0%-予定利率
2012年 4月~2013年3月	0.9%-予定利率
2013年 4月~2014年3月	0.8%一予定利率
2014年 4月~2015年3月	0.6%一予定利率
2015年 4月~2016年3月	0.5%一予定利率

d.費差配当

保険金等に費差配当率を乗じた金額

(例)普通養老保険

費差配当率	
保険金比例費差配当率 (保険金額100万円当たり)	0円
保険料比例費差配当率 (口座月払保険料額10,000円当たり)	0円

ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。 また、一時払年金及びそれに付加した特約については0円 とします。

○かんぽ生命の保険契約に対する2019年度決算に基づく契約者配当金の例示

例1 普通養老保険

40歳加入、50歳満期、保険料口座月払、満期保 険金100万円

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2015年度	男性	103,320円	0円
<5年>	女性	102,840円	0円

例2 特別養老保険

40歳加入、60歳満期、保険料口座月払、死亡保 険金200万円、満期保険金100万円

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2015年度	男性	55,440円	0円
<5年>	女性	52,800円	0円

例3 普通定期保険

40歳加入、50歳満期、保険料口座月払、死亡保 険金200万円

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2015年度	男性	10,080円	1,887円
<5年>	女性	7,680円	1,043円

例4 学資保険(H24)

被保険者0歳加入、契約者40歳加入、全期間払 込18歳満期、保険料口座月払、基準保険金額 100万円、被保険者と契約者の性別は同一、契約 者が死亡等した場合に以後の保険料の払込を免 除する契約

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2015年度	男性	54,120円	0円
<5年>	女性	53,640円	0円

例5 普通終身保険

40歳加入、60歳払込満了、保険料口座月払、 死亡保険金100万円(保険料払込満了後は20 万円)

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2015年度	男性	12,600円	761円
<5年>	女性	10,200円	370円

例6 災害特約

40歳加入、保険料口座月払、特約保険金額100 万円、普通養老保険(40歳加入、50歳満期)に 付加

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2015年度	男性	600円	260円
<5年>	女性	360円	190円

(注) 簡易生命保険契約に対する契約者配当は、郵政管理・支援機構が定めることとなっています。具体的な内容につきましては、郵政管理・支援機構の報道発表 等をご覧ください。

2)2018年度決算に基づく契約者配当

2018年度決算に基づき、111,806百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

- ・ かんぽ生命保険契約について、19,689百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。
- ・ 簡易生命保険契約について、郵政管理・支援機構との再保険契約に基づき、当該受再保険に係る区分で発生した損益等か ら、92,117百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

○かんぽ生命の保険契約に対する2018年度決算に基づく契約者配当率

契約者配当金は、基本、特約種類ごとに次のa,b,c,dの合計額とします。

a.死差配当

危険保険金に被保険者の年齢、性別及び予定死亡率 表等の区分に応じた死差配当率を乗じた金額

(例)普通養老保険、年齢40歳、男性

(危険保険金額 100 万円当たり)

加入年月	死差配当率	
2007年10月~2016年3月	660円	

b.特約支払差配当

特約保険金に被保険者の年齢、性別及び予定特約支 払率表等の区分に応じた特約支払差配当率を乗じた金

(例)災害特約、年齢40歳、男性

(特約保険金額 100 万円当たり)

加入年月	特約支払差配当率	
2007年10月~2016年3月	280円	

責任準備金に加入年度及び予定利率の区分に応じた利 差配当率を乗じた金額

(例)普通養老保険

加入年月	利差配当率
2007年10月~2008年3月	1.3%-予定利率
2008年 4月~2010年3月	1.2%-予定利率
2010年 4月~2012年3月	1.0%-予定利率
2012年 4月~2013年3月	0.9%-予定利率
2013年 4月~2014年3月	0.8%-予定利率
2014年 4月~2015年3月	0.6% 一 予定利率
2015年 4月~2016年3月	0.5%一予定利率

d.費差配当

保険金等に費差配当率を乗じた金額

(例)普通養老保険

費差配当率	
保険金比例費差配当率	Ф.
(保険金額100万円当たり)	015
保険料比例費差配当率	ОШ
(口座月払保険料額10,000円当たり)	0円

ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。 また、一時払年金及びそれに付加した特約については0円 とします。

○かんぽ生命の保険契約に対する2018年度決算に基づく契約者配当金の例示

例1 普通養老保険

40歳加入、50歳満期、保険料口座月払、満期保 険金100万円

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2014年度	男性	103,320円	0円
<5年>	女性	102,840円	0円

例2 特別養老保険

40歳加入、60歳満期、保険料口座月払、死亡保 険金200万円、満期保険金100万円

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2014年度	男性	55,440円	0円
<5年>	女性	52,800円	0円

例3 普通定期保険

40歳加入、50歳満期、保険料口座月払、死亡保 険金200万円

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2014年度	男性	10,080円	1,894円
<5年>	女性	7,680円	1,047円

例4 学資保険(H24)

被保険者0歳加入、契約者40歳加入、全期間払 込18歳満期、保険料口座月払、基準保険金額 100万円、被保険者と契約者の性別は同一、契約 者が死亡等した場合に以後の保険料の払込を免 除する契約

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2014年度	男性	54,120円	0円
<5年>	女性	53,640円	0円

例5 普通終身保険

40歳加入、60歳払込満了、保険料口座月払、 死亡保険金100万円(保険料払込満了後は20 万円)

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2014年度	男性	12,600円	799円
<5年>	女性	10,200円	402円

例6 災害特約

40歳加入、保険料口座月払、特約保険金額100 万円、普通養老保険(40歳加入、50歳満期)に 付加

加入年度 <経過年数>	性別	保険料 (年換算)	当年度配当金
2014年度	男性	600円	260円
<5年>	女性	360円	190円

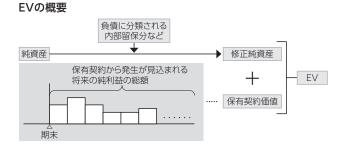
(注) 簡易生命保険契約に対する契約者配当は、郵政管理・支援機構が定めることとなっています。具体的な内容につきましては、郵政管理・支援機構の報道発表 等をご覧ください。

(9) エンベディッド・バリュー(EV)

「エンベディッド・バリュー」(以下「EV」といいます。)とは、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつです。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっています。

現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握していますが、EVは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価するものです。具体的には、過去の事業活動から生じた損



益の反映である「修正純資産」と、保有契約から将来発生が見込まれる損益の現在価値である「保有契約価値」から構成されます。

当社は、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うものとして、2012年度末よりヨーロピアン・エンベディッド・バリュー (EEV)原則に基づいたEVを開示しています。

(注) EEV原則とは、EVの計算方法、開示などについて一貫性と透明性の改善を図る目的で、2004年5月にヨーロッパの主要保険会社のCFO(最高財務責任者) の集まりである、CFOフォーラムが制定したものです。

1) 当社のEVについて

(単位:億円)

	0010年度士	2019)19年度末	
	2018年度末		増減	
EV	39,257	33,242	△ 6,015	
修正純資産	22,371	22,124	△ 247	
純資産の部計(注1)	16,755	16,616	△ 138	
価格変動準備金(注2)	2,356	2,263	△ 93	
危険準備金(注2)	4,712	4,766	54	
その他(注3)	730	618	△ 111	
上記項目に係る税効果	△ 2,184	△ 2,141	42	
保有契約価値	16,886	11,118	△ 5,767	
確実性等価将来利益現価	21,315	18,067	△ 3,247	
オプションと保証の時間価値	△ 2,979	△ 4,560	△ 1,581	
必要資本を維持するための費用	△ 0	△ 0	△ 0	
ヘッジ不能リスクに係る費用	△ 1,449	△ 2,388	△ 939	

		2018年度	2019	年度
		2010平及		増減
亲	f契約価値(注4)	2,238	606	△ 1,631
	確実性等価将来利益現価	2,399	701	△ 1,698
	オプションと保証の時間価値	△ 75	△ 57	18
	必要資本を維持するための費用	△ 0	△ 0	0
	ヘッジ不能リスクに係る費用	△ 85	△ 37	48

⁽注1) 計算対象に子会社を含めているため、連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しています。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いています。 また、自己株式に計上している株式給付信託の帳簿価額を加えています。

⁽注2) 簡易生命保険契約に係る部分を除いています。

⁽注3) 有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金(保険契約に係る資産を除く)、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しています。)並びに劣後債の含み損益を計上しています。

⁽注4) 新契約価値には、2017年10月に販売を開始した特約の切替加入による価値の増減分を含めています。

2) 前年度末EVからの変動要因

(単位:億円)

	修正純資産	保有契約価値	EV
2018年度末EV	22,371	16,886	39,257
2018年度末EVの調整	△ 1,645	_	△ 1,645
2018年度末EV(調整後)	20,725	16,886	37,612
2019年度新契約価値	_	606	606
期待収益(リスク・フリー・レート分)	△ 29	683	653
期待収益(超過収益分)	40	519	560
保有契約価値からの移管	1,199	△ 1,199	_
うち2018年度末保有契約	1,335	△ 1,335	_
うち2019年度新契約	△ 136	136	_
前提条件(非経済前提)と実績の差異	289	△ 402	△ 112
前提条件(非経済前提)の変更	_	△ 2,768	△ 2,768
前提条件(経済前提)と実績の差異	△ 101	△ 3,206	△ 3,308
2019年度末EV	22,124	11,118	33,242

3) 前提条件を変更した場合の感応度(センシティビティ)

(単位:億円)

前提条件	EV		新契約価値		
則灰栄計		増減額		増減額	
2019年度末	33,242	_	606	_	
感応度 1:リスク・フリー・レート50bp上昇(注1)	36,777	3,534	787	181	
感応度 2:リスク・フリー・レート50bp低下(注1、2)	27,696	△ 5,545	340	△ 265	
感応度 3:株式·不動産価値10%下落	32,050	△ 1,192	606	_	
感応度 4:事業費率(維持費)10%減少	35,871	2,629	658	52	
感応度 5:解約失効率10%減少	33,218	△ 24	633	26	
感応度 6:保険事故発生率(死亡保険)5%低下	34,658	1,416	660	54	
感応度 7:保険事故発生率(年金保険)5%低下	31,651	△ 1,591	606	△ 0	
感応度 8: 必要資本を法定最低水準に変更	33,242	0	606	0	
感応度 9:株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	32,087	△ 1,154	600	△ 5	
感応度10:金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	32,521	△ 721	615	8	

⁽注1) リスク・フリー・レートについて補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しています。

⁽注2) リスク・フリー・レートの正負を判定せず、下限を設けずに50bp低下させています。

4) EV計算における主な前提条件

①経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保 有資産などを考慮し、リスク・フリー・レートとして、評価日時点 の国債を使用しています。

計算に使用したリスク・フリー・レート(スポット・レート換算)の 年限別数値は右表のとおりです。参照金利のない超長期の 金利は、マクロ経済的な手法等に基づき決定される長期的 に均衡するフォワード・レート(終局金利)に終局的に収束させ る手法により補外しています。

具体的には終局金利として2018年度は3.5%、2019年 度は3.8%を仮定し、日本国債の流動性などを踏まえ補外開 始年度を30年目と設定しました。31年目以降のフォワード・ レートは補外開始年度以降30年間で終局金利の水準に収 束するようにSmith-Wilson法により補外しています。

	保有契約価値の 計算に使用			価値の こ使用
期間	2019年 3月31日	2020年 3月31日	2018年度の 新契約価値 (2018年 12月31日)	2019年度の 新契約価値 (2019年 12月31日)
1年	△ 0.178%	△ 0.150%	△ 0.148%	△ 0.129%
2年	△ 0.183%	△ 0.130%	△ 0.139%	△ 0.134%
3年	△ 0.195%	△ 0.148%	△ 0.155%	△ 0.139%
4年	△ 0.211%	△ 0.119%	△ 0.158%	△ 0.133%
5年	△ 0.202%	△ 0.115%	△ 0.152%	△ 0.130%
10年	△ 0.081%	0.032%	0.014%	△ 0.015%
15年	0.165%	0.286%	0.297%	0.154%
20年	0.358%	0.319%	0.530%	0.285%
25年	0.492%	0.405%	0.690%	0.379%
30年	0.538%	0.427%	0.765%	0.421%
40年	0.981%	0.923%	1.186%	0.932%
50年	1.446%	1.455%	1.614%	1.463%
60年	1.782%	1.837%	1.921%	1.845%

(データ: 財務省 補正後)

②非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、直近 までの経験値及び期待される将来の実績を勘案して(最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提)予測しています。

5)注意事項

- (1) 簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金については、戻入による利益を、郵政管理・支援機構との再保険契約に 基づき、再保険配当の原資に含めており、EVの計算においては、この郵政管理・支援機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反 映しています。このため、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は、修正純資産には含めず、将来にわたって戻入 する前提で保有契約価値に含めて計算しています。
- ②EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用しており、将来の実績がこれらの前提条件 と大きく異なる場合もあります。使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。
- ③当社は、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EVに係る前提条件及び計算方法などについ て、検証を依頼し意見書を受領しています。意見書などの詳細は、当社Webサイト(https://www.jp-life.japanpost.jp/information/ press/2020/abt_prs_id001550.html)をご覧ください。

4-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約及び新契約増加率(件数、金額)

1)保有契約

(単位:件、百万円、%)

	2018年度末				20193	年度末		
区 分	件	数	金	額	件	数	金	額
		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	18,095,226	1.0	53,001,882	1.2	17,163,300	△ 5.2	49,915,586	△ 5.8
死亡保険	5,515,419	8.3	17,575,525	7.0	5,431,241	△ 1.5	16,996,677	△ 3.3
生死混合保険	10,933,452	△ 3.1	31,939,817	△ 2.1	10,080,021	△ 7.8	29,427,313	△ 7.9
生存保険	1,646,355	6.1	3,486,538	5.5	1,652,038	0.3	3,491,595	0.1
個人年金保険	1,268,171	△ 4.9	2,329,471	△ 15.1	1,164,059	△ 8.2	1,930,642	△ 17.1
団体保険	_	_	_	_	_	_	_	_
団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_	_
財形保険	86	△ 20.4	86	△ 14.1	61	△ 29.1	64	△ 25.5
財形年金保険	12	△ 7.7	51	△ 7.5	11	△ 8.3	47	△ 8.7

⁽注1) 財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。

2)新契約

(単位:件、百万円、%)

								· 11([231 3(707
	2018年度				2019	年度		
区分	件	数	金	額	件	数	金	額
		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	1,711,410	△ 1.6	5,563,886	1.8	644,499	△ 62.3	1,893,727	△ 66.0
死亡保険	741,613	△ 3.8	2,332,871	0.3	253,804	△ 65.8	653,446	△ 72.0
生死混合保険	842,006	1.2	2,974,427	4.0	344,559	△ 59.1	1,146,785	△ 61.4
生存保険	127,791	△ 6.4	256,587	△ 8.1	46,136	△ 63.9	93,494	△ 63.6
個人年金保険	406	△ 36.7	1,974	△ 34.2	549	35.2	3,527	78.7
団体保険	_	_	_	_	_	_	_	_
団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_	_
財形保険	2	△ 33.3	0	△ 31.8	2	0.0	0	△ 66.7
財形年金保険	_	_	_	_	_	_	_	_

⁽注1) 財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。

⁽注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。

⁽注3) 財形保険の金額は、責任準備金額です。

⁽注2) 個人年金保険、財形年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

⁽注3) 財形保険の金額は、第1回保険料です。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区分	新身	2約	保有契約		
<u> </u>	2018年度	2019年度	2018年度末	2019年度末	
個人保険	3,251	2,938	2,929	2,908	
死亡保険	3,145	2,574	3,186	3,129	
生死混合保険	3,532	3,328	2,921	2,919	
生存保険	2,007	2,026	2,117	2,113	

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区 分	2018年度	2019年度
個人保険	10.6	3.6
個人年金保険	0.1	0.2
団体保険	_	_

⁽注) 年度始保有金額に対する新契約金額の率です。

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区分	2018年度	2019年度
個人保険	5.5	5.1
個人年金保険	1.0	1.0
団体保険	_	_

⁽注1) 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により、解約・失効高を修正して算出した率です。

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

区 分	2018年度	2019年度	
個人保険	240,249	254,427	

⁽注) 月払契約の年間保険料です。

(6)死亡率(個人保険基本契約)

(単位:‰)

区分	2018年度	2019年度
件数率	1.87	2.02
金額率	1.51	1.63

⁽注1) 死亡率は、分子を死亡発生契約、分母を経過契約として算出した率です。

⁽注2) 個人年金保険は、年金支払開始前契約の率です。

⁽注2) 経過契約は、(年度始保有+年度末保有+死亡発生契約)÷2を使用しています。

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

区分		2018年度	2019年度
/// chart - 1/1/8 ch + 17/4	件数	0.12	0.10
災害死亡保障契約	金額	0.09	0.09
障がい保障契約	件数	0.23	0.25
	金額	0.06	0.07
/// ch 7 Bh /C Bh + 17/4	件数	5.73	5.99
災害入院保障契約	金額	0.17	0.19
疾病入院保障契約	件数	45.37	48.20
	金額	0.95	1.01
成人病入院保障契約	件数	_	_
以入 内 入阮休 毕 奕 前	金額	_	_
疾病・傷害手術保障契約	件数	33.58	37.29
成人病手術保障契約	件数	_	

⁽注1) 特約発生率は、分子を特約保障発生契約、分母を経過契約として算出した率です。

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

2018年度	2019年度
13.14	14.62

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(畄位・計)

	(十四・江/
2018年度	2019年度
3	4

⁽注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の 額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

2018年度	2019年度
100.0	100.0

⁽注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

⁽注2) 経過契約は、(年度始保有+年度末保有+特約保険金10割支払契約)÷2を使用しています。

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関に よる格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	2018年度	2019年度
A以上	100.0	100.0
BBB以上	_	_
その他	_	_

⁽注1)格付は各年度末時点のS&P(スタンダード&プアーズ)社によるものに基づいており、「A以上」にはA一以上を、「BBB以上」にはBBB一以上A一未満を記載して います。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位:百万円)

2018年度	2019年度
3,278	3,432

⁽注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

区 分	2018年度	2019年度
第三分野発生率	39.7	38.5
医療(疾病)	31.7	31.6
がん	_	_
介護	68.9	62.3
その他	86.8	80.0

4-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

	区分	2018年度末	2019年度末
	死亡保険金	12,361	12,484
	災害保険金	2,300	2,164
保険金	高度障がい保険金	1,413	1,298
金	満期保険金	50,984	76,844
	その他	396,102	308,115
	小計	463,162	400,908
年金	Ž	9,166	7,534
給作	计金	22,554	23,647
解約	的返戻金	22,059	28,035
保险	食金据置支払金	_	_
	その他共計	519,568	461,224

⁽注2)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(2) 責任準備金明細表

(単位:百万円)

区分		20)18年度末	2019年度末	
	個人保険		25,254,454		25,282,332
	(一般勘定)	(25,254,454)	(25,282,332)
	(特別勘定)	(—)	(-)
	個人年金保険		2,277,140		1,889,285
	(一般勘定)	(2,277,140)	(1,889,285)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	団体保険		_		_
また 洗 供 人	(一般勘定)	(—)	(<u>—</u>)
責任準備金	(特別勘定)	(—)	(<u>—</u>)
(除危険準備金)	団体年金保険		_		_
	(一般勘定)	(—)	(—)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	その他		35,566,198		33,324,181
	(一般勘定)	(35,566,198)	(33,324,181)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	小計		63,097,793		60,495,799
	(一般勘定)	(63,097,793)	(60,495,799)
	(特別勘定)	(_)	(-)
危険準備金	1		1,962,755		1,797,366
合			65,060,549		62,293,166
	(一般勘定)	(65,060,549)	(62,293,166)
	(特別勘定)	(-)	(_) ·
(注) その他には財形保険、財形年金保険及び受再保険を含みます。					

⁽注) その他には財形保険、財形年金保険及び受再保険を含みます。

(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	숌 計
2018年度末	53,742,836	9,354,956	_	1,962,755	65,060,549
2019年度末	52,589,960	7,905,839	_	1,797,366	62,293,166

(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

1) 責任準備金の積立方式、積立率

		2018年度末	2019年度末	
積立方式	標準責任準備金 対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式 (標準責任準備金)	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式 (標準責任準備金)	
惧业刀式	標準責任準備金 対象外契約	_	_	
積立率(危険準備金を除く) 100.0%		100.0%		

⁽注1) 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、財形保険、財形年金保険及び受再保険は上記には含んでいませんが、平準純保険料式により積み立てています。

⁽注2) 積立率については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

2) 責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2007年度~2010年度	5,757,601	1.00% ~ 1.50%
2011年度	3,061,749	0.80% ~ 1.50%
2012年度	3,126,242	0.70% ~ 1.50%
2013年度	3,102,516	0.70% ~ 1.00%
2014年度	3,409,757	0.55% ~ 1.00%
2015年度	2,898,248	0.50% ~ 1.00%
2016年度	2,872,869	0.50% ~ 1.00%
2017年度	1,533,928	0.25%
2018年度	1,090,342	0.25%
2019年度	318,360	0.25%

⁽注1) 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。

(5)特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の 責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

2018年度末、2019年度末において、該当ありません。

(6) 保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性

1) 第三分野における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

法令等に基づき、負債十分性テスト、ストレステストを行い、十分な責任準備金の積立水準が確保できるように取り組んでいます。 なお、ストレステスト実施対象に簡易生命保険の該当する商品を含みます。

2) 負債十分性テスト、ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

入院保険金等の支払実績に基づき、将来10年間にわたり、入院保険金等のお支払いの変動を一定の確率(99%及び97.7%) でカバーする発生率を算定し、危険発生率を設定しています。

3) 負債十分性テスト、ストレステストの結果

第三分野保険について、あらかじめ設定した予定発生率が将来発生すると見込まれるリスクを十分にカバーしており、ストレステスト により危険準備金、責任準備金を追加して積み立てる必要がないことを確認しています。

⁽注2) 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(7)契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	X	分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合 計
	当期首現在	生高	95,679	1,254	_	_	_	1,525,955	1,622,889
	利息による	増加	7	0	_	_	_	_	7
0	配当金支持	ムによる減少	15,147	10	_	_	_	205,611	220,769
8	年金買増し	による減少	_	2	_	_	_	297	300
· 8 年 度	当期繰入額	項	19,687	2	_	_	_	92,117	111,806
IX.	当期末現在	在高	100,226	1,244	_	_	_	1,412,163	1,513,634
			(79,442)	(1,241)	(-)	(-)	(-)	(-)	(80,684)
	当期首現在	在高	100,226	1,244	1	_	_	1,412,163	1,513,634
	利息による	増加	8	0	_	_	_	_	8
2 0	配当金支持	ムによる減少	13,788	8	_	_	_	171,245	185,042
9	年金買増し	による減少	_	2	_	_	_	298	301
9年度	当期繰入額	頂	15,458	2	_	_	_	93,775	109,236
又	当期末現在	在高	101,905	1,234	_	_	_	1,334,395	1,437,535
			(85,197)	(1,232)	(-)	(-)	(-)	(-)	(86,429)

⁽注)()内はうち積立配当金額です。なお、郵政管理・支援機構からの受再保険に係る配当準備金(2018年度:1,412,163百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円、2019年度:1,334,395百万円で2019年度:1,344 円)は再保険契約に基づき郵政管理・支援機構へ分配・支払をすることとしています。

(8)引当金明細表

(単位:百万円)

							(十四・日/川川
	区分		2018年度			2019年度	
	<u> </u>	当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金		60	45	△14	45	37	△8
貸倒引当金	貸倒引当金個別貸倒引当金		413	△221	413	411	△1
	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_	_
保険金等支払引	当金	_	_	_	_	29,722	29,722
退職給付引当金		67,649	68,450	801	68,450	68,831	380
役員株式給付引	当金	172	203	30	203	164	△38
価格変動準備金		916,743	897,492	△19,251	897,492	858,339	△39,152

⁽注) 計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表の注記)に記載しているため省略しています。

(9)特定海外債権引当勘定の状況

2018年度、2019年度において、該当ありません。

(10)資本金等明細表

(単位:百万円)

	区	分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
Ì	資本金		500,000	_	_	500,000	
	うち既	(普通株式)	(600,000千株)	_	(37,400千株)	(562,600千株)	自己株式の 消却による減少
	発行株式		500,000 - 500,		500,000		
		計	500,000	_		500,000	
		(資本準備金)	405,044	_	_	405,044	
]	資本剰余金	(その他資本剰余金)	95,000	_	95,000	_	自己株式の 消却による減少
		計	500,044	_	95,000	405,044	

(11)保険料明細表

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
個人保険	3,335,024	2,753,753
(うち一時払)	_	_
(うち年払)	_	_
(うち半年払)	_	_
(うち月払)	3,335,024	2,753,753
個人年金保険	18,095	14,072
(うち一時払)	_	_
(うち年払)	_	_
(うち半年払)	_	_
(うち月払)	18,095	14,072
団体保険	_	_
団体年金保険	_	_
その他共計	3,945,380	3,229,518

⁽注) その他共計には財形保険、財形年金保険、受再保険を含みます。

•収入年度別保険料明細表

	区分	2018年度	2019年度
/田 /口 今	初年度保険料	403,426	237,643
個人保険 個人年金保険	次年度以降保険料	2,949,694	2,530,182
四八十五休陕	小計	3,353,120	2,767,826
日休伊险	初年度保険料	_	_
団体保険 団体年金保険	次年度以降保険料	_	_
四件工作院	小計	_	_
	初年度保険料	404,282	238,434
その他共計	次年度以降保険料	3,541,097	2,991,083
	슴 計	3,945,380	3,229,518

⁽注) その他共計には財形保険、財形年金保険、受再保険を含みます。

(12)保険金明細表

1)保険金明細表(金額)

(単位:百万円)

	}	死亡保険金	災害保険金	高度障がい 保険金	満期保険金	その他	合 計
個人保険		75,438	5,878	2,103	1,374,471	_	1,457,892
個人年金保険		_	_	_	_	_	_
団体保険		_	_	_	_	_	_
団体年金保険		_	_	_	_	_	_
財形保険·財形	年金保険	_	_	_	24	_	24
その他の保険		_	_	_	_	4,031,594	4,031,594
合 計	t	75,438	5,878	2,103	1,374,495	4,031,594	5,489,510
個人保険		80,344	5,551	2,015	1,450,927	_	1,538,838
個人年金保険		_	_	_	_	_	_
団体保険		_	_	_	_	_	_
団体年金保険		_	_	_	_	_	_
財形保険·財形	年金保険	_	_	_	26	_	26
その他の保険		_	_	_	_	3,350,310	3,350,310
合 計	t	80,344	5,551	2,015	1,450,954	3,350,310	4,889,175
	個人年金保険 団体保険 団体年金保険 財形保険・財形 その他の保険 合 言 個人保金保険 団体保金保険 団体年金保険 財形保険・財形 その他の保険 合 言	個人年金保険 団体保険 団体年金保険 財形保険・財形年金保険 その他の保険 合計 個人保険 個人年金保険 団体保険 団体保険 団体保険 団体保険 対形保険・財形年金保険 オの他の保険 その他の保険 合計	個人年金保険 - 団体保険 - 団体年金保険 - 財形保険・財形年金保険 - その他の保険 - 合計 75,438 個人保険 80,344 個人年金保険 - 団体保険 - 団体年金保険 - 財形保険・財形年金保険 - その他の保険 - 合計 80,344	個人年金保険 - - 団体保険 - - 団体年金保険 - - お形保険・財形年金保険 - - その他の保険 - - 合計 75,438 5,878 個人保険 80,344 5,551 個人年金保険 - - 団体保険 - - 団体年金保険 - - 財形保険・財形年金保険 - - その他の保険 - - 合計 80,344 5,551	個人年金保険 - - 団体保険 - - 団体年金保険 - - 財形保険・財形年金保険 - - その他の保険 - - 合計 75,438 5,878 2,103 個人保険 80,344 5,551 2,015 個人年金保険 - - - 団体保険 - - - 団体年金保険 - - - 財形保険・財形年金保険 - - - その他の保険 - - -	個人年金保険	個人年金保険

⁽注) その他の保険には受再保険を含みます。

2)保険金明細表(件数)

(単位:件)

	区 分	死亡保険金	災害保険金	高度障がい 保険金	満期保険金	その他	合 計
	個人保険	31,527	2,787	771	671,439	_	706,524
	個人年金保険	_	_	_	_	_	_
2	団体保険	_	_	_	_	_	_
8	団体年金保険	_	_	_	_	_	_
8年度	財形保険·財形年金保険	_	_	_	18	_	18
反	その他の保険	_	_	_	_	12,847,720	12,847,720
	合 計	31,527	2,787	771	671,457	12,847,720	13,554,262
	個人保険	33,789	2,517	787	710,162	_	747,255
	個人年金保険	_	_	_	_	_	_
2 0	団体保険	_	_	_	_	_	_
9	団体年金保険	_	_	_	_	_	_
· 9 年 度	財形保険·財形年金保険	_	_	_	20	_	20
汉	その他の保険	_	_	_	_	11,435,367	11,435,367
	合 計	33,789	2,517	787	710,182	11,435,367	12,182,642

⁽注) その他の保険には受再保険を含みます。

(13)年金明細表

(単位:百万円)

_														
			2	2018年度				2019年度						
	個人 保険	個人 年金 保険	団体保険	団体 年金 保険	財保 財 財 年 保 保	その他の保険	合計	個人 保険	個人 年金 保険	団体保険	団体 年金 保険	財保 財 財 年 保 保 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	その他の保険	合計
	78	400,544	_	_	_	_	400,623	80	393,924	_	_	_	_	394,005

(14)給付金明細表

1) 給付金明細表(金額)

	区	分	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障がい 給付金	生存給付金	その他	合 計
	個人保険		47	39,029	27,430	1,935	17,892	1,074	87,410
	個人年金保險	È	_	25	12	4	_	0	42
2	団体保険		_	_	_	_	_	_	_
8	団体年金保険	è	_	_	_	_	_	_	_
· 8 年 度	財形保険·財	形年金保険	_	_	_	_	_	_	_
100	その他の保険		_	_	_	_	_	_	_
	合	計	47	39,054	27,442	1,939	17,892	1,075	87,452
	個人保険		73	40,643	29,301	1,971	37,055	1,161	110,207
	個人年金保險	Ę	-	26	10	10	_	0	47
2 0	団体保険		-	_	_	_	_	_	_
9	団体年金保険	Ę	_	_	_	_	_	_	_
-9年度	財形保険·財	形年金保険	_	_	_	_	_	_	_
1×	その他の保険		_	_	_	_	_	_	_
	合	計	73	40,669	29,311	1,981	37,055	1,162	110,254

2) 給付金明細表(件数)

(単位:件)

	区 分	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障がい 給付金	生存給付金	その他	合 計
	個人保険	121	700,425	396,908	2,411	69,951	16,120	1,185,936
	個人年金保険	_	199	127	1	_	4	331
0	団体保険	_	_	_	_	_	_	_
8	団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_
· 8 年 度	財形保険·財形年金保険	_	_	_	_	_	_	_
IX.	その他の保険	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	121	700,624	397,035	2,412	69,951	16,124	1,186,267
	個人保険	129	784,233	436,208	2,557	156,749	16,593	1,396,469
	個人年金保険	_	209	117	6	_	8	340
2 0	団体保険	_	_	_	_	_	_	_
9	団体年金保険	_	_	_	_	_	_	_
9年度	財形保険·財形年金保険	_	_	_	_	_	_	_
又	その他の保険	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	129	784,442	436,325	2,563	156,749	16,601	1,396,809

(15)解約返戻金明細表

												(1.	T . [1]
			2018年度	:			2019年度						
個人保険	個人 年金 保険	団体保険	団体 年金 保険	財保 財保 財 年 保 保	その他の保険	合計	個人保険	個人 年金 保険	団体保険	団体 年金 保険	財保 財 財 年 保 保	その他の保険	合計
636,81	1 8,390	_	_	9	_	645,211	596,086	6,485	_	_	10	_	602,583

(16)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

	区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
	有形固定資産	98,989	7,516	39,133	59,856	39.5
	建物	62,702	2,979	19,623	43,078	31.3
0	リース資産	4,225	619	2,107	2,117	49.9
8	その他の有形固定資産	32,062	3,916	17,402	14,659	54.3
· 8 年 度	無形固定資産	461,152	51,809	302,578	158,574	65.6
IX	その他	615	52	336	278	54.7
	合 計	560,757	59,377	342,048	218,709	61.0
	有形固定資産	106,941	8,139	45,242	61,699	42.3
	建物	63,895	3,278	22,338	41,556	35.0
Ö	リース資産	4,265	675	2,257	2,007	52.9
9	その他の有形固定資産	38,781	4,185	20,645	18,135	53.2
2019年度	無形固定資産	492,353	50,934	351,657	140,696	71.4
1X	その他	709	52	380	329	53.6
	合 計	600,005	59,125	397,280	202,725	66.2

⁽注1)「建物」については、建物、建物付属設備及び構築物を合計した金額を計上しています。

(17)事業費明細表

区分	2018年度	2019年度
営業活動費	157,168	111,079
営業管理費	18,154	15,003
一般管理費	343,093	346,095
合 計	518,416	472,177

⁽注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対して拠出した負担金(2018年度:2,377百万円、2019年度:2,474百万 円)を含めています。

⁽注2)「無形固定資産」には、ソフトウェア仮勘定を含めています。

(18)税金明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
国税	34,175	29,339
消費税	30,315	26,390
地方法人特別税	3,148	2,589
印紙税	635	358
登録免許税	65	0
その他の国税	10	0
地方税	17,339	14,635
地方消費税	8,180	7,282
法人事業税	7,558	6,213
固定資産税	1,078	890
不動産取得税	260	_
事業所税	261	248
その他の地方税	0	_
승 計	51,515	43,974
(注) 因完資産税には奴古計画税を含みます		

⁽注) 固定資産税には都市計画税を含みます。

(19)リース取引

リース取引(借主側)

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引] 2018年度、2019年度において、該当ありません。

(20)借入金等残存期間別残高

	区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
2	社債	_	-	_	_	I	100,000	100,000
2018年度末	債券貸借取引受入担保金	3,422,810	-		_		_	3,422,810
末	合 計	3,422,810	_	_	_	_	100,000	3,522,810
2	社債	_	_	_	_	_	100,000	100,000
2019年度末	債券貸借取引受入担保金	4,290,140	_	-	_	-	_	4,290,140
末	合 計	4,290,140	_	_	_	_	100,000	4,390,140

4-4 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1)ポートフォリオの推移

・資産の構成と増減

E /\		2018年度末	ŧ	2019年度末		
区分	金額	占率	増減	金額	占率	増減
現預金・コールローン	1,061,343	1.4	△ 97,847	1,786,640	2.5	725,296
買現先勘定	_	_	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金	2,792,202	3.8	△ 504,020	3,191,710	4.5	399,508
買入金銭債権	354,958	0.5	178,889	318,581	0.4	△ 36,376
商品有価証券	_	_	_	_	_	_
金銭の信託	2,787,555	3.8	△ 27,318	3,056,072	4.3	268,516
有価証券	58,452,565	79.1	△ 1,679,328	55,871,541	78.0	△ 2,581,023
公社債	51,128,759	69.2	△ 2,447,667	48,954,516	68.3	△ 2,174,242
株式	206,568	0.3	10,189	286,975	0.4	80,406
外国証券	5,284,936	7.2	937,371	4,687,342	6.5	△ 597,593
公社債	5,108,788	6.9	873,303	4,522,175	6.3	△ 586,613
株式等	176,147	0.2	64,068	165,167	0.2	△ 10,979
その他の証券	1,832,301	2.5	△ 179,222	1,942,706	2.7	110,405
貸付金	6,786,074	9.2	△ 841,072	5,662,748	7.9	△ 1,123,326
保険約款貸付	144,566	0.2	9,252	152,681	0.2	8,114
一般貸付	991,309	1.3	72,257	994,446	1.4	3,136
機構貸付	5,650,198	7.6	△ 922,583	4,515,620	6.3	△ 1,134,577
不動産	91,087	0.1	7,166	89,561	0.1	△ 1,525
うち投資用不動産	_	_	_	_	_	_
繰延税金資産	1,021,999	1.4	67,862	1,173,751	1.6	151,751
その他	557,248	0.8	△ 32,499	517,239	0.7	△ 40,009
貸倒引当金	△ 459	△ 0.0	236	△ 448	△ 0.0	10
一般勘定計	73,904,576	100.0	△ 2,927,931	71,667,398	100.0	△ 2,237,178
うち外貨建資産	5,513,137	7.5	764,624	4,980,015	6.9	△ 533,121

⁽注1)「機構貸付」とは、郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付です。

⁽注2) 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2)運用利回り

(単位:%)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_
買入金銭債権	0.23	0.17
商品有価証券	_	_
金銭の信託	3.31	1.99
有価証券	1.42	1.47
うち公社債	1.51	1.53
うち株式	1.42	1.24
うち外国証券	0.83	0.97
貸付金	2.00	1.94
うち一般貸付	1.28	1.12
不動産	_	_
一般勘定計	1.42	1.41
うち海外投融資	0.94	1.21

- (注1) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。
- (注2) 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めています。
- (注3)「海外投融資」とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

(3)主要資産の平均残高

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	914,084	871,393
買現先勘定	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_
買入金銭債権	187,434	245,585
商品有価証券	_	_
金銭の信託	2,384,539	2,590,039
有価証券	59,274,091	57,277,536
うち公社債	52,279,294	50,390,583
うち株式	219,177	246,486
うち外国証券	4,884,171	4,817,411
貸付金	6,978,997	6,225,901
うち一般貸付	968,150	1,011,092
不動産	90,860	90,107
一般勘定計	74,314,735	72,010,400
うち海外投融資	5,709,425	5,618,940

- (注1) 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めています。
- (注2)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。
- (注3) 「海外投融資」とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

(4) 資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
利息及び配当金等収入	1,085,969	1,049,804
商品有価証券運用益	_	_
金銭の信託運用益	78,902	51,560
売買目的有価証券運用益	_	_
有価証券売却益	38,981	35,699
有価証券償還益	395	614
金融派生商品収益	_	_
為替差益	_	_
貸倒引当金戻入額	14	8
その他運用収益	165	101
合 計	1,204,428	1,137,789

(5) 資産運用費用明細表

区分	2018年度	2019年度
支払利息	1,064	2,130
商品有価証券運用損	_	_
金銭の信託運用損	_	_
売買目的有価証券運用損	_	_
有価証券売却損	62,255	32,020
有価証券評価損	_	2,689
有価証券償還損	4,762	6,847
金融派生商品費用	73,381	74,799
為替差損	1,124	2,085
貸倒引当金繰入額	_	_
貸付金償却	_	_
賃貸用不動産等減価償却費	_	_
その他運用費用	3,417	3,425
合 計	146,004	123,999

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
預貯金利息	15	23
有価証券利息·配当金	941,377	924,098
うち公社債利息	793,659	762,037
うち株式配当金	5,870	7,646
うち外国証券利息配当金	131,495	129,742
貸付金利息	14,158	14,684
機構貸付金利息	124,096	105,830
不動産賃貸料	_	_
その他共計	1,085,969	1,049,804

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国債等債券	1,204	12,657
株式等	7,594	6,730
外国証券	30,181	16,310
その他共計	38,981	35,699

(8)有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国債等債券	2,876	802
株式等	10,157	11,204
外国証券	48,160	18,307
その他共計	62,255	32,020

(9)有価証券評価損明細表

区分	2018年度	2019年度
国債等債券	_	_
株 式 等	_	_
外国証券	_	2,689
その他共計	_	2,689

(10) 商品有価証券明細表

2018年度末、2019年度末において、該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

2018年度末、2019年度末において、該当ありません。

(12)有価証券明細表

区分	2018年度末		2019年度末	
<u>ω</u> π	金額	占率	金額	占率
公社債	51,128,759	87.5	48,954,516	87.6
国債	38,041,414	65.1	36,730,786	65.7
地方債	7,524,415	12.9	6,737,380	12.1
社債	5,562,928	9.5	5,486,350	9.8
うち公社・公団債等	3,560,864	6.1	3,516,937	6.3
株式	206,568	0.4	286,975	0.5
外国証券	5,284,936	9.0	4,687,342	8.4
公社債	5,108,788	8.7	4,522,175	8.1
株式等	176,147	0.3	165,167	0.3
その他の証券	1,832,301	3.1	1,942,706	3.5
合 計	58,452,565	100.0	55,871,541	100.0

(13)有価証券残存期間別残高

	区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
	有価証券	2,726,679	5,211,853	4,901,537	3,646,240	10,062,242	31,904,011	58,452,565
	国債	1,244,719	1,715,765	1,917,980	1,951,150	7,269,309	23,942,489	38,041,414
	地方債	917,796	2,272,304	1,627,120	660,634	601,076	1,445,483	7,524,415
	社債	483,110	968,641	836,047	370,834	588,028	2,316,266	5,562,928
2	株式	_	_	_	_	_	206,568	206,568
2018年度末	外国証券	81,053	255,142	520,389	663,621	1,603,828	2,160,901	5,284,936
<u>ġ</u>	公社債	81,053	255,142	520,389	663,621	1,603,828	1,984,754	5,108,788
度	株式等		_	_	_	_	176,147	176,147
末	その他の証券	_	_	_	_	_	1,832,301	1,832,301
	買入金銭債権	329,999	_	_	_	_	24,958	354,958
	譲渡性預金	405,000	_	_	_	_	_	405,000
	その他	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	3,461,679	5,211,853	4,901,537	3,646,240	10,062,242	31,928,970	59,212,524
	有価証券	2,236,029	5,058,151	4,651,108	3,986,343	10,245,029	29,694,878	55,871,541
	国債	455,383	1,939,008	1,884,588	2,732,186	7,764,053	21,955,566	36,730,786
	地方債	1,207,198	1,862,098	1,352,690	567,258	239,569	1,508,564	6,737,380
	社債	445,162	1,063,949	478,359	263,174	665,094	2,570,610	5,486,350
2	株式	_	_	_	_	_	286,975	286,975
2019年度末	外国証券	128,285	193,095	935,470	423,724	1,576,312	1,430,454	4,687,342
9	公社債	128,285	193,095	935,470	423,724	1,576,312	1,265,287	4,522,175
度	株式等	_	_	-	_	_	165,167	165,167
末し	その他の証券	_	_	_	_	_	1,942,706	1,942,706
	買入金銭債権	294,998	_	1	_	_	23,583	318,581
	譲渡性預金	535,000	_	_	_	_	_	535,000
	その他	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	3,066,028	5,058,151	4,651,108	3,986,343	10,245,029	29,718,461	56,725,123
()	「全融商品に関する	^ = I ++ '++ I / ^ - \!- ^	=1 ++ >++ ++++ + = = 1 \ / - +	+ ~ / + / = = + 1/4 1 -	プロリオフェル のよ 人 っ			

⁽注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含みます。

(14)保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区 分	2018年度末	2019年度末	
公社債	1.52	1.52	
外国公社債	2.66	2.61	

(15)地方債地域別内訳

		(十四・日23137
区分	2018年度末	2019年度末
北海道	150,368	144,133
東北	75,784	62,937
関東	1,699,905	1,570,288
中部	806,047	703,516
近 畿	857,766	823,720
中国	243,836	221,468
四国	54,682	41,827
九州	528,970	500,847
その他	3,107,053	2,668,640
合 計	7,524,415	6,737,380

⁽注)「その他」は共同発行市場公募地方債の残高です。

(16)業種別株式保有明細表

大産・農林業	区分		2018年	F度末	2019年度末		
放業			金額	占率	金額	占率	
建設業 8,455 4.1 7,435 2.6 食料品 3,937 1.9 2,118 0.7 繊維製品 823 0.4 737 0.3 パルプ・紙 - - - - 佐薬品 11,296 5.5 17,438 6.1 石油・石炭製品 - - 1,420 0.5 ゴム製品 - - 1,405 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄鋼 - - - - 基属限品 - - - - 養婦 - - - - 金属限品 - - - - - 養婦人 - - - - - 養婦 2,291 0.8 - - - - 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 電の機器 6,514 3.2 10,593 3.7 電の機器 13,790 1.8 7,851 2.7 海運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 12,317 6.0 12,6	水産・農林業		_	_	_	_	
食料品 3,937 1.9 2,118 0.7 繊維製品 823 0.4 737 0.3 バルブ・紙 - - - - 化学 26,486 12.8 38,102 13.3 医薬品 11,296 5.5 17,438 6.1 石油・石炭製品 - - 1,405 0.5 ゴム製品 - - 1,405 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄鋼 - - - - - 産属製品 - - 3,401 1.2 2 金属製品 - - 3,401 1.2 2 2 1.4 4 3 4 1.2 2 1.2 1.8 3 4 1.2 2 1.2 1.2 4 3 4 1.2 2 2.5 6.5 6.5 5 4 3 4,472 1.2 7 4 4 3 4 7.1 1.2 2 4 5 7,109 2.5 <t< td=""><td>鉱業</td><td></td><td>_</td><td>_</td><td>842</td><td>0.3</td></t<>	鉱業		_	_	842	0.3	
繊維製品 823 0.4 737 0.3 バルブ・紙 - - - - 化学 26,486 12.8 38,102 13.3 医薬品 11,296 5.5 17,438 6.1 石油・石炭製品 - - 1,405 0.5 ゴム製品 - - 1,405 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄銅 - - - - 毒臓具品 - - 3,401 1.2 金属製品 - - 3,401 1.2 金属製品 - - 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電電・方面業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 12,317	建設業		8,455	4.1	7,435	2.6	
水ルブ・紙 - - - - - 化学 26,486 12.8 38,102 13.3 医薬品 11,296 5.5 17,438 6.1 石油・石炭製品 - - 1,405 0.5 ゴム製品 - - 1,405 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄鋼 - - - - - 金属製品 - - 3,401 1.2 - 金属製品 - - 2,291 0.8 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - <		食料品	3,937	1.9	2,118	0.7	
根学 26,486 12.8 38,102 13.3 医薬品 11,296 5.5 17,438 6.1 石油・石炭製品 - - 1,420 0.5 ゴム製品 - - 1,405 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄鋼 - - - - 非鉄金属 - - 3,401 1.2 金属製品 - - 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電電 海運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運業 13,855		繊維製品	823	0.4	737	0.3	
製造業 11,296 5.5 17,438 6.1 石油・石炭製品 - - 1,420 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄鋼 - - - - 非鉄金属 - - 3,401 1.2 金属製品 - - 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業 - - - - 産産業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸財連業 - - - - 情報・通信業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀商業 11,163 5.4 13,169 4.6 企業 11,163 5.4 13,169 </td <td></td> <td>パルプ・紙</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td>		パルプ・紙	_	_	_	_	
製造業 石油・石炭製品 ー ー 1,420 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄鋼 ー ー ー ー 非鉄金属 ー ー 3,401 1.2 金属製品 ー ー 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 精密機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸別連業 ー ー ー ー 空運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸制関連業 ー ー ー ー 市 13,65 6.7 22,554 7.9 小売業 </td <td></td> <td>化学</td> <td>26,486</td> <td>12.8</td> <td>38,102</td> <td>13.3</td>		化学	26,486	12.8	38,102	13.3	
製造業 ゴム製品 ー ー 1,405 0.5 ガラス・土石製品 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄銅 ー ー ー - ー 非鉄金属 ー ー 3,401 1.2 金属製品 ー ー 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 3,392 1.6 1,419 0.5 電業 3,392 1.6 1,419 0.5 電事・運業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀売業 13,855 6.7 22,554		医薬品	11,296	5.5	17,438	6.1	
製造業 ガラス・土石製品 鉄銅 4,119 2.0 3,922 1.4 鉄銅 - - - - - 非鉄金属 - - 3,401 1.2 金属製品 - - 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸関連業 - - - - 空業 13,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸開連業 - - - - ウ素 1,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 13,169 4.6 金融・ (保		石油・石炭製品	_	_	1,420	0.5	
製造業 鉄鋼 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー		ゴム製品	_	_	1,405	0.5	
鉄鋼 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	#IN# ₩	ガラス・土石製品	4,119	2.0	3,922	1.4	
金属製品 - - 2,291 0.8 機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業 - - - - - - 電前・情報・情報 通信業 12,317 6.0 12,647 4.4 4.4 海運業 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - <t< td=""><td>製道業</td><td>鉄鋼</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td></t<>	製道業	鉄鋼	_	_	_	_	
機械 8,904 4.3 18,522 6.5 電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 指密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業		非鉄金属	_	_	3,401	1.2	
電気機器 21,438 10.4 36,472 12.7 輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業		金属製品	_		2,291	0.8	
輸送用機器 9,269 4.5 7,109 2.5 精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 重輸・情報 通信業 E運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 - - - - 空運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸関連業 - - - - 情報・通信業 24,642 11.9 39,367 13.7 商業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 金融・ 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		機械	8,904	4.3	18,522	6.5	
精密機器 6,514 3.2 10,593 3.7 その他製品 3,790 1.8 7,851 2.7 電気・ガス業		電気機器	21,438	10.4	36,472	12.7	
その他製品		輸送用機器	9,269	4.5	7,109	2.5	
電気・ガス業		精密機器	6,514	3.2	10,593	3.7	
運輸・情報 通信業 性運業 12,317 6.0 12,647 4.4 海運業 - - - - 空運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸関連業 - - - - 情報・通信業 24,642 11.9 39,367 13.7 商業 却売業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 金融・ 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		その他製品	3,790	1.8	7,851	2.7	
運輸・情報 通信業 海運業 - - - - 空運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸関連業 - - - - 情報・通信業 24,642 11.9 39,367 13.7 商業 卸売業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 金融・ 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5	電気・ガス業	\$	_	_	_	_	
運輸・情報 通信業 空運業 3,392 1.6 1,419 0.5 倉庫・運輸関連業 - - - - 情報・通信業 24,642 11.9 39,367 13.7 商業 卸売業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 金融・ 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		陸運業	12,317	6.0	12,647	4.4	
通信業空連業 倉庫・運輸関連業 情報・通信業3,3921.61,4190.5情報・通信業24,64211.939,36713.7商業卸売業 小売業13,855 18,4526.7 8.922,554 16,8557.9銀行業 金融・ 保険業11,163 205.4 3,19913,169 4.64.6 4.6保険業 その他金融業- 4,647 4,647 4,647- 2.2 4,6291.6不動産業 サービス業11,071 5.45.4 7,1097,109 2.5	\\ = +\\	海運業	_	_	_	_	
倉庫・連輸関連業 - - - - 情報・通信業 24,642 11.9 39,367 13.7 商業 卸売業 13,855 6.7 22,554 7.9 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		空運業	3,392	1.6	1,419	0.5	
商業卸売業13,8556.722,5547.9小売業18,4528.916,8555.9銀行業11,1635.413,1694.6証券、商品先物取引業4950.24950.2保険業3,1991.1その他金融業4,6472.24,6291.6不動産業1,4930.75,8622.0サービス業11,0715.47,1092.5	週 信兼	倉庫・運輸関連業	_		_	_	
商業 小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 金融・ 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		情報・通信業	24,642	11.9	39,367	13.7	
小売業 18,452 8.9 16,855 5.9 銀行業 11,163 5.4 13,169 4.6 証券、商品先物取引業 495 0.2 495 0.2 保険業 - - 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5	\	卸売業	13,855	6.7	22,554	7.9	
金融・ 保険業証券、商品先物取引業4950.24950.2保険業3,1991.1その他金融業4,6472.24,6291.6不動産業1,4930.75,8622.0サービス業11,0715.47,1092.5	冏耒	小売業	18,452	8.9	16,855	5.9	
保険業 ー ー 3,199 1.1 その他金融業 4,647 2.2 4,629 1.6 不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		銀行業	11,163	5.4	13,169	4.6	
その他金融業4,6472.24,6291.6不動産業1,4930.75,8622.0サービス業11,0715.47,1092.5		証券、商品先物取引業	495	0.2	495	0.2	
不動産業 1,493 0.7 5,862 2.0 サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		保険業	_	_	3,199	1.1	
サービス業 11,071 5.4 7,109 2.5		その他金融業	4,647	2.2	4,629	1.6	
	不動産業	不動産業		0.7	5,862	2.0	
合計 206,568 100.0 286,975 100.0	サービス業		11,071	5.4	7,109	2.5	
		合 計	206,568	100.0	286,975	100.0	

⁽注)業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(17)貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
保険約款貸付	144,566	152,681
契約者貸付	144,565	152,680
保険料振替貸付	1	1
一般貸付	6,641,507	5,510,067
(うち非居住者貸付)	(-)	(-)
企業貸付	5,816,553	4,674,702
(うち国内企業向け)	(5,816,553)	(4,674,702)
国·国際機関·政府関係機関貸付	_	_
公共団体·公企業貸付	824,954	835,365
住宅ローン	_	_
消費者ローン	_	_
その他	_	_
合 計	6,786,074	5,662,748

⁽注) 郵政管理·支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の業種別貸出金調査表の業種分 類一覧表において、「金融・保険業」に区分されているため、「企業貸付」に計上しています。

(18)貸付金残存期間別残高

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
2	変動金利	4,050	10,607	12,926	5,776	6,164	3,839	43,364
1 8 年	固定金利	1,172,068	1,657,199	1,179,582	869,343	808,607	911,342	6,598,143
8年度末	一般貸付計	1,176,118	1,667,806	1,192,508	875,119	814,771	915,182	6,641,507
2 0	変動金利	4,592	9,525	15,175	5,925	1,388	4,112	40,721
19日	固定金利	756,780	1,507,699	1,054,594	707,671	678,722	763,877	5,469,346
9年度末	一般貸付計	761,372	1,517,225	1,069,770	713,597	680,111	767,989	5,510,067

⁽注1)「固定金利」には、郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金を含んでいます。

⁽注2) 郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金のうち、簡易生命保険契約に係る保険約款貸付は、法定弁済期までの期間を残存期間として計上し ています。

(19) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

区分		2018年度	末	2019年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	23	67.6	23	65.7
人正来 	金額	134,570	2.3	126,970	2.7
中堅企業	貸付先数	_	_	_	_
中至正未	金額	_	_	_	_
中小企業	貸付先数	11	32.4	12	34.3
中小正未	金額	5,681,983	97.7	4,547,732	97.3
国内企業向け貸付計	貸付先数	34	100.0	35	100.0
四内正未刊() 頁[] 司	金額	5,816,553	100.0	4,674,702	100.0

- (注1) 郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の企業規模別区分に基づき「中小 企業」に区分しています。
- (注2)業種の区分は以下のとおりです。
- (注3) 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②~④を 除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 - 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員	資本金 10億円以上	従業員	資本金 10億円以上	従業員 100名超	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満	50名超 かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	100名超 かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円 常用する従業	以下又は 員100人以下

(20)貸付金業種別内訳

	E	2018年度	·····································	2019年度	(単位:百万円、%) 表
	区分	金額	占率	金額	占率
	製造業	29,250	0.4	22,650	0.4
	食料	_	_	_	_
	繊維	_	_	_	_
	木材·木製品	_	_	_	_
	パルプ・紙	11,950	0.2	8,950	0.2
	印刷	_	_	_	_
	化学	8,650	0.1	6,100	0.1
	石油•石炭	1,650	0.0	600	0.0
	窯業·土石	7,000	0.1	7,000	0.1
	鉄鋼	_	_	_	_
	非鉄金属	_	_	_	_
	金属製品	_	_	_	_
	はん用・生産用・業務用機械	_	_	_	_
	電気機械	_	_	_	_
	輸送用機械	_	_	_	_
	その他の製造業	_	_	_	_
	農業・林業	_	_	_	_
	漁業	_	_	_	_
国	鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_
国内向け	建設業	900	0.0	900	0.0
け	電気・ガス・熱供給・水道業	8,248	0.1	19,582	0.4
	情報通信業	2,750	0.0	2,750	0.0
	運輸業、郵便業	37,493	0.6	31,611	0.6
	卸売業	40,900	0.6	39,900	0.7
	小売業		- 0.0		0.7
	金融業、保険業	5,675,198	85.5	4,535,620	82.3
	不動産業	21,812	0.3	21,687	0.4
	物品賃貸業	21,012	0.5	21,007	0.4
	学術研究、専門・技術サービス業	_	_	_	_
	宿泊業			_	
	飲食業	_	_	_	_
	が良来 生活関連サービス業、娯楽業			_	
	(本語) また			_	
	教育、子首又抜来 医療・福祉	_	_	_	_
	とでは、 その他のサービス	_	_	_	_
		004.054	10.4	925.265	15.0
	地方公共団体	824,954	12.4	835,365	15.2
	個人(住宅・消費・納税資金等)	6.044.507	100.0	F F10 007	100.0
	合 計	6,641,507	100.0	5,510,067	100.0
海	政府等	_	_	_	_
海外向け	金融機関	_	_	_	_
けけ	商工業(等)	_	_	_	_
	合 計		_	-	- 100.0
	一般貸付計	6,641,507	100.0	5,510,067	100.0

⁽注1) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

⁽注2) 郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の業種別貸出金調査表の業種分 類一覧表に基づき、「金融・保険業」に区分しています。

(21)貸付金使途別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2018年度	末	2019年度末	
<u> </u>	金額	占率	金額	占率
設備資金	695,052	10.5	711,821	12.9
運転資金	5,946,455	89.5	4,798,246	87.1
合 計	6,641,507	100.0	5,510,067	100.0

⁽注) 郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金は、「運転資金」に区分しています。

(22)貸付金地域別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2018年度	末	2019年度末	
<u> </u>	金額	占率	金額	占率
北海道	3,000	0.0	2,901	0.1
東北	45,651	0.7	43,523	0.8
関東	6,046,869	91.0	4,912,383	89.2
中部	181,850	2.7	194,282	3.5
近 畿	198,192	3.0	190,618	3.5
中国	49,621	0.7	54,637	1.0
四国	7,842	0.1	7,248	0.1
九州	108,480	1.6	104,472	1.9
合 計	6,641,507	100.0	5,510,067	100.0

⁽注1) 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。

(23)貸付金担保別内訳

区分	2018年度	末	2019年度末	
<u>⊳</u> 27°	金額	占率	金額	占率
担保貸付	10,584	0.2	21,711	0.4
有価証券担保貸付		_	-	_
不動産・動産・財団担保貸付	_	_	_	_
指名債権担保貸付	10,584	0.2	21,711	0.4
保証貸付	21,840	0.3	16,840	0.3
信用貸付	958,884	14.4	955,895	17.3
その他	5,650,198	85.1	4,515,620	82.0
一般貸付計	6,641,507	100.0	5,510,067	100.0
うち劣後特約付貸付	1,000	0.0	1,000	0.0

⁽注) 郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金は、「その他」に区分しています。

⁽注2) 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⁽注3) 郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付金は、同機構の所在地が東京都であることから、「関東」に区分しています。

(24)有形固定資産明細表

1) 有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計 額	償 却 累計率
	土地	43,066	5,294	352 (352)	_	48,008	_	_
2	建物	32,705	14,617	1,265 (727)	2,979	43,078	19,623	31.3
Ō	リース資産	2,161	581	4	619	2,117	2,107	49.9
8	建設仮勘定	8,149	7,965	16,114	_	_	_	_
2018年度	その他の有形固定資産	14,486	4,162	72 (9)	3,916	14,659	17,402	54.3
	合 計	100,568	32,622	17,809 (1,088)	7,516	107,865	39,133	_
	うち賃貸等不動産	_	_	_	_	_	_	_
	土地	48,008	_	179	_	47,828	_	_
2	建物	43,078	1,818	62	3,278	41,556	22,338	35.0
Ģ	リース資産	2,117	568	3	675	2,007	2,257	52.9
9	建設仮勘定	_	2,260	2,084	_	176	_	_
2019年度	その他の有形固定資産	14,659	7,755	94	4,185	18,135	20,645	53.2
	合 計	107,865	12,402	2,423	8,139	109,704	45,242	-
	うち賃貸等不動産	_	_	_	_	_	_	_

- (注1)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。
- (注2)「建物」については、建物、建物付属設備及び構築物を合計した金額を計上しています。

2) 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位:百万円、棟)

区 分	2018年度末	2019年度末		
不動産残高	91,087	89,561		
営業用	91,087	89,561		
賃貸用	_	_		
賃貸用ビル保有数	_	-		

⁽注)「不動産残高」については、土地、建物(建物付属設備及び構築物を含む。)及び建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(25) 固定資産等処分益明細表

区 分	2018年度	2019年度
有形固定資産	_	393
土地	_	390
建物	_	2
リース資産	_	_
その他	_	_
無形固定資産	_	_
その他	_	_
合 計	_	393
うち賃貸等不動産	_	_

(26) 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
有形固定資産	615	181
土地	_	_
建物	553	83
リース資産	4	3
その他	58	94
無形固定資産	3	122
その他	_	_
<u></u>	619	303
うち賃貸等不動産	_	_

(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

2018年度、2019年度において、該当ありません。

(28)海外投融資の状況

1)資産別内訳

(単位:百万円、%)

	区分	2018年月	度末	2019年度末		
	$rac{1}{2}$	金額	占率	金額	占率	
	公社債	5,073,472	82.6	4,250,940	76.1	
外貨建資産	株式	345,537	5.6	323,512	5.8	
ア貝炷貝佐	現預金・その他	94,127	1.5	405,563	7.3	
	小計	5,513,137	89.8	4,980,015	89.1	
円貨額が確定した	公社債	_	_		_	
外貨建資産	現預金・その他	_	_	-	_	
77貝娃貝娃	小計	_	_		_	
	非居住者貸付	_	_	_	_	
円貨建資産	公社債(円建外債)・その他	627,408	10.2	606,909	10.9	
	小計	627,408	10.2	606,909	10.9	
· ;	毎外投融資合計	6,140,545	100.0	5,586,925	100.0	

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

2) 地域別構成

(単位:百万円、%)

	- a	外国証	券	/3.±1./d	=	T# T: 44	-	非居住者貸付	
	区 分	ガ		公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
	北米	3,875,586	64.9	3,557,471	66.4	318,115	51.6	_	
	ヨーロッパ	972,622	16.3	945,200	17.7	27,422	4.5	_	_
2	オセアニア	136,727	2.3	136,727	2.6	_	_	_	_
1	アジア	22,134	0.4	22,134	0.4	_	_	_	_
8	中南米	571,850	9.6	301,175	5.6	270,675	43.9	_	_
8年度末	中東	_	_	_	_	_	_	_	_
未	アフリカ	_	_	_	_	_	_	_	_
	国際機関	392,239	6.6	392,239	7.3	_	_	_	_
	合 計	5,971,160	100.0	5,354,947	100.0	616,212	100.0	_	_
	北米	3,387,006	62.0	3,089,472	68.3	297,533	31.6	_	_
	ヨーロッパ	873,964	16.0	837,936	18.5	36,028	3.8	_	_
2	オセアニア	55,364	1.0	55,364	1.2	_	_	_	_
0	アジア	91,365	1.7	91,365	2.0	_	_	_	_
9	中南米	655,456	12.0	48,937	1.1	606,519	64.5	_	_
9年度末	中東	_	_	_	_	_	_	_	_
末	アフリカ	_	_	_	_	_	_	_	_
	国際機関	399,099	7.3	399,099	8.8	_	_	_	_
	合 計	5,462,256	100.0	4,522,175	100.0	940,081	100.0	_	_

3) 外貨建資産の通貨別構成

区分	2018年度	表	2019年度末		
	金額	占率	金額	占率	
米ドル	4,058,354	73.6	3,627,238	72.8	
ユーロ	648,565	11.8	587,927	11.8	
オーストラリアドル	331,123	6.0	229,497	4.6	
カナダドル	159,609	2.9	153,378	3.1	
ポーランド・ズロチ	97,969	1.8	129,785	2.6	
スウェーデン・クローナ	104,410	1.9	115,010	2.3	
ニュージーランドドル	93,452	1.7	87,301	1.8	
シンガポールドル	_	_	29,852	0.6	
スターリングポンド	19,650	0.4	20,024	0.4	
合 計	5,513,137	100.0	4,980,015	100.0	

(29)海外投融資利回り

(単位:%)

区 分	2018年度	2019年度
海外投融資利回り	0.94	1.21

(30)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

(単位:百万円)

	区 分	2018年度	2019年度	
	国債	_	_	
△#/≇	地方債	_	_	
公共債	公社·公団債	6	5	
	小 計	6	5	
	政府関係機関	_	_	
貸付	公共団体·公企業	144,982	51,669	
	小 計	144,982	51,669	
合 計		144,988	51,674	

(31)各種ローン金利

2018年度、2019年度において、該当ありません。

(32) その他の資産明細表

資産	の種類	取得原価	期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却 累計額	期末残高	摘要
2010年前	その他	2,240	2,489	4,601	4,850	_	2,240	
2018年度	合 計	2,240	2,489	4,601	4,850	_	2,240	
2019年度	その他	1,685	2,240	2,457	3,012	_	1,685	
	合 計	1,685	2,240	2,457	3,012	_	1,685	

4-5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1)有価証券の時価情報

1) 売買目的有価証券の評価損益

2018年度末、2019年度末において、売買目的有価証券は保有していません。

2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

		2	018年度末		2019年度末					
区 分	#F/\$A (工作)	n+ /xx		差損益		#E 555 / III 475	n+ /==		差損益	
	帳簿価額	時価		差益	差損	帳簿価額	時価		差益	差損
満期保有目的の債券	36,391,299	43,113,443	6,722,144	6,722,582	438	35,735,724	41,953,389	6,217,664	6,217,743	7
責任準備金対応債券	10,570,049	11,724,384	1,154,334	1,154,883	548	9,574,646	10,578,535	1,003,888	1,007,456	3,56
子会社·関連会社株式	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
その他有価証券	14,191,166	14,824,637	633,471	776,624	143,152	13,651,666	14,021,785	370,119	786,871	416,7
公社債	4,197,397	4,265,410	68,012	69,713	1,701	3,700,415	3,742,144	41,729	46,711	4,98
株式	1,475,620	1,756,060	280,440	355,130	74,690	1,710,037	1,765,197	55,159	265,192	210,03
外国証券	5,503,242	5,778,632	275,390	326,368	50,978	4,754,442	5,159,292	404,849	448,638	43,78
公社債	4,826,642	5,010,788	184,146	230,918	46,772	4,048,995	4,424,175	375,180	378,559	3,3
株式等	676,599	767,843	91,243	95,450	4,206	705,447	735,117	29,669	70,078	40,4
その他の証券	2,257,142	2,264,575	7,432	23,214	15,781	2,635,194	2,501,569	△ 133,625	24,323	157,9
買入金銭債権	352,762	354,958	2,196	2,196	_	316,576	318,581	2,005	2,005	
譲渡性預金	405,000	405,000	_	_	_	535,000	535,000	_	_	
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合 計	61,152,515	69,662,466	8,509,950	8,654,090	144,139	58,962,037	66,553,710	7,591,672	8,012,071	420,3
公社債	51,060,746	59,003,919	7,943,172	7,945,860	2,688	48,912,786	56,175,830	7,263,044	7,271,672	8,6
株式	1,475,620	1,756,060	280,440	355,130	74,690	1,710,037	1,765,197	55,159	265,192	210,0
外国証券	5,601,242	5,877,951	276,709	327,687	50,978	4,852,442	5,257,531	405,088	448,877	43,7
公社債	4,924,642	5,110,107	185,465	232,237	46,772	4,146,995	4,522,414	375,418	378,798	3,3
株式等	676,599	767,843	91,243	95,450	4,206	705,447	735,117	29,669	70,078	40,4
その他の証券	2,257,142	2,264,575	7,432	23,214	15,781	2,635,194	2,501,569	△ 133,625	24,323	157,9
買入金銭債権	352,762	354,958	2,196	2,196	_	316,576	318,581	2,005	2,005	
譲渡性預金	405,000	405,000				535,000	535,000	_	_	
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

⁽注1) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

⁽注2) 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、2018年度末が2,190,833百万円、392,859百万円、2019 年度末が2,549,094百万円、73,086百万円です。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2018年度末	2019年度末	
満期保有目的の債券	_	_	
非上場外国債券	_	_	
その他	_	_	
責任準備金対応債券	-	_	
子会社·関連会社株式	5,990	10,907	
その他有価証券	161,193	305,190	
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	4,239	4,239	
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	_	_	
非上場外国債券	_	_	
その他	156,953	300,951	
合 計	167,184	316,098	

- (注1) 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含んでいます(2018年度末:156,953百万円、2019年度末:300,951百万円)。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産の為替を評価した差損益は次のとおりです(2018年度末:△1,440百万円、2019年度末:△4,633百万円)。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

			2018	3年度末			2019年度末				
X	分	貸借対照表	時価	差 損 益		貸借対照表	時価	ź	差 損 益	£	
		計上額	h4.JIII		差益	差損	計上額	h4J.IIII		差益	差損
金金	浅の信託	2,627,236	2,627,236	_	_	_	2,744,305	2,744,305	_	_	_

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託は含んでいません(2018年度末:160,318百万円、2019年度末:311,766百万円)。

1) 運用目的の金銭の信託

2018年度末、2019年度末において、運用目的の金銭の信託は保有していません。

2) 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

			2	018年度末				2	019年度末		
<u>X</u>	分	帳簿価額	時価	Ž	差 損 益		帳簿価額	時価	ž	差 損 益	
		1次/等	中寸川川		差益 差損 🕆		1次/学		差益		差損
満期保有目 金銭の信託		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
責任準備金対 金銭の信託	対応の	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他の 金銭の信	託	2,234,377	2,627,236	392,859	454,931	62,071	2,671,219	2,744,305	73,086	339,561	266,474
国内株式	式	1,263,894	1,555,211	291,316	348,694	57,377	1,387,969	1,483,941	95,971	261,306	165,334
外国株:	式	269,669	345,537	75,868	75,868	_	297,237	323,512	26,275	52,834	26,558
外国債	券	528,080	550,314	22,234	26,508	4,274	736,002	698,499	△ 37,503	23,453	60,956
その他		172,732	176,172	3,440	3,859	419	250,009	238,353	△ 11,656	1,967	13,623

- (注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託は含んでいません(2018年度末:160,318百万円、2019年度末:311,766百万円)。
- (注2)「国内株式」、「外国株式」及び「外国債券」には、個別銘柄の株式・債券のほか、それぞれの資産のみを投資対象とする投資信託を含んでいます。
- (注3)「その他」にはバンクローン、不動産ファンド等を含んでいます。

3) 金銭の信託の有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

								(十四・日2717)
運	残存期間別用種目	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
2	国内株式						1,555,211	
2 0 1	外国証券						686,224	
8年度末	公社債						-	2,739,206
度	株式等						686,224	
末	その他の証券						497,711	
2	国内株式						1,483,941	
2 0 1	外国証券						774,913	
9	公社債						1	2,918,498
9年度末	株式等						774,913	
末	その他の証券						659,643	

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託を含んでいます。

4) 金銭の信託の通貨別構成

				(+	
区分	2018年度	末	2019年度末		
<u> </u>	金額	占率	金額	占率	
日本円	2,102,916	76.8	2,190,226	75.0	
米ドル	582,806	21.3	667,211	22.9	
ユーロ	48,647	1.8	56,834	1.9	
その他	4,836	0.2	4,225	0.1	
合 計	2,739,206	100.0	2,918,498	100.0	

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託を含んでいます。 なお、現預金等は除いています。

5) 金銭の信託の国内株式の業種別構成

	年度末	2018年原	度末	2019年度	表
業	種別	時価	構成比	時価	構成比
フ	K産・農林業	1,676	0.1	1,288	0.1
釒	広業	3,951	0.3	2,805	0.2
3	建設業	54,090	3.5	48,501	3.3
	食料品	68,267	4.4	59,833	4.0
	繊維製品	9,600	0.6	7,947	0.5
	パルプ・紙	3,914	0.3	3,036	0.2
	化学	114,314	7.4	108,991	7.3
	医薬品	85,679	5.5	81,769	5.5
	石油·石炭製品	8,950	0.6	6,313	0.4
	ゴム製品	20,806	1.3	16,114	1.1
製	ガラス・土石製品	12,336	0.8	11,682	0.8
製造業	鉄鋼	13,737	0.9	11,137	0.8
	非鉄金属	14,125	0.9	11,117	0.7
	金属製品	7,449	0.5	7,906	0.5
	機械	77,357	5.0	72,457	4.9
	電気機器	207,507	13.3	211,855	14.3
	輸送用機器	141,378	9.1	121,821	8.2
	精密機器	29,222	1.9	34,973	2.4
	その他製品	27,670	1.8	29,609	2.0
	電気・ガス業	26,531	1.7	20,878	1.4
運	陸運業	67,166	4.3	55,385	3.7
輸	海運業	1,898	0.1	1,603	0.1
情報	空運業	10,012	0.6	6,496	0.4
運輸·情報通信業	倉庫·運輸関連業	2,429	0.2	2,127	0.1
業	情報·通信業	143,494	9.2	159,812	10.8
商業	卸売業	81,753	5.3	79,500	5.4
業	小売業	65,831	4.2	60,462	4.1
全	銀行業	86,863	5.6	69,836	4.7
金融·保険業	証券、商品先物取引業	11,177	0.7	10,276	0.7
保険	保険業	36,891	2.4	55,149	3.7
業	その他金融業	19,152	1.2	19,369	1.3
7	下動産業	35,226	2.3	30,096	2.0
+	ナービス業	64,745	4.2	63,779	4.3
	合 計	1,555,211	100.0	1,483,941	100.0

(3) デリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	区 分	②金利関連	③通貨関連	④株式関連	⑤債券関連	⑥その他	合計
2 0	ヘッジ会計適用分	1,210	122	_	_	_	1,332
	ヘッジ会計非適用分	_	△ 490	_	_	_	△ 490
8年度末	合 計	1,210	△ 367	_	_	_	842
2 0	ヘッジ会計適用分	980	36,973	_	_	_	37,954
-9年度末	ヘッジ会計非適用分	_	△ 2	_	_	_	△ 2
度末	合 計	980	36,971	_	_	_	37,952

- (注1) 2018年度末のヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連122百万円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上され
- (注2) 2019年度末のヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連36,973百万円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上 されています。

②金利関連

(単位:百万円)

			2018	年度末		2019年度末				
区分	種類	契約額等 うち1年超		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	
			751年超				うち1年超			
-	金利スワップ									
店頭	固定金利受取/ 変動金利支払	36,250	32,200	1,210	1,210	32,200	27,850	980	980	
	合 計				1,210				980	

(注) 「差損益」欄には、スワップ取引については時価(現在価値)を記載しています。

(参考)金利スワップ残存期間別残高

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2 0	受取側固定 スワップ想定元本	4,050	10,050	12,150	5,000	5,000		36,250
1 8 た	平均受取固定金利	0.49	0.48	0.90	0.99	1.12	_	0.78
8年度末	平均支払変動金利	0.07	0.04	0.13	0.11	0.08	_	0.09
木	合 計	4,050	10,050	12,150	5,000	5,000	_	36,250
2 0	受取側固定 スワップ想定元本	4,350	8,600	14,250	5,000	_	-	32,200
9 2	平均受取固定金利	0.55	0.61	0.92	1.12	_	-	0.82
9年度末	平均支払変動金利	0.05	0.07	0.06	0.08	_	_	0.06
末	合 計	4,350	8,600	14,250	5,000	_	_	32,200

③通貨関連

(単位:百万円)

			2018	年度末			2019	年度末		
区分	種類	契約	額等	時価	差損益	契約	額等	時価	差損益	
			うち1年超	h4 IIII	左伊金		うち1年超	中中里	左損益	
	為替予約									
	売 建	3,923,901	_	△ 367	△ 367	3,383,197	_	36,971	36,971	
١.	(うち米ドル)	2,665,425	_	961	961	2,093,610	_	△ 32,312	△ 32,312	
店頭	(うちユーロ)	568,644	_	1,222	1,222	523,596	_	6,238	6,238	
	(うち豪ドル)	246,076	_	△ 2,185	△ 2,185	256,452	_	30,310	30,310	
	(うちその他)	443,754	_	△ 366	△ 366	509,538	_	32,734	32,734	
	買建	_	_	_	_	_	_	_	_	
	合 計				△ 367				36,971	

- (注1) 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
- (注2) 為替予約の時価は、差損益を記載しています。

4株式関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⑤債券関連

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

⑥その他

2018年度末、2019年度末において、該当の残高はありません。

5 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

6 保険会社及びその子会社等の状況

6-1 保険会社及びその子会社等の概況

(1)主要な事業の内容及び組織の構成

連結される子会社及び子法人等数 1社

(2)子会社等に関する事項

名称	所在地	資本金の額	事業の内容	設立年月日	総株主又は総出資 者の議決権に占め る当社の保有議決 権の割合	者の議決権に占め
かんぽシステム	東京都		情報システムの設	1985年3月8日		
ソリューション	品川区	500百万円	計、開発、保守及び	(株式取得年月日	100%	_
ズ株式会社			運用業務の受託	2011年10月3日)		

6-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

(1) 直近事業年度における事業の概況

かんぽシステムソリューションズ株式会社は、当社の業務を支えるシステムのソフトウェア設計・開発・保守を主要な業務としており、 2019年度においては、当社と一体となって、次期オープン系システム構築プロジェクトや、当社の募集品質に係る業務改善計画等を 着実に推進するとともに、人材増強の推進、最適なコストの追求等に取り組みました。

(2)主要な業務の状況を示す指標

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	9,605,743	8,659,444	7,952,951	7,916,655	7,211,405
経常利益	411,504	279,755	309,233	264,870	286,601
親会社株主に帰属する当期純利益	84,897	88,596	104,487	120,480	150,687
包括利益	△ 68,218	4,342	185,868	172,795	△ 42,235

項目	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
総資産	81,545,182	80,336,760	76,831,261	73,905,017	71,664,781
連結ソルベンシー・マージン比率	1,570.3%	1,290.6%	1,131.8%	1,189.8%	1,070.9%

6-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

(1)連結貸借対照表

科目	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	917,708	1,410,298
コールローン	150,000	380,000
債券貸借取引支払保証金	2,792,202	3,191,710
買入金銭債権	354,958	318,581
金銭の信託	2,787,555	3,056,072
有価証券	58,451,581	55,870,557
貸付金	6,786,074	5,662,748
有形固定資産	108,422	110,219
土地	48,008	47,828
建物	43,246	41,710
リース資産	2,313	2,203
建設仮勘定	25	176
その他の有形固定資産	14,827	18,300
無形固定資産	153,271	135,010
ソフトウェア	153,252	134,993
その他の無形固定資産	18	16
代理店貸	21,960	45,587
再保険貸	3,872	4,057
その他資産	355,776	306,596
· 繰延税金資産	1,022,091	1,173,789
貸倒引当金	△ 459	△ 448
資産の部合計	73,905,017	71,664,781
(負債の部)		
保険契約準備金	67,093,751	64,191,926
支払備金	519,568	461,224
責任準備金	65,060,549	62,293,166
契約者配当準備金	1,513,634	1,437,535
再保険借	6,470	6,595
社債	100,000	100,000
債券貸借取引受入担保金	3,422,810	4,290,140
その他負債	183,889	193,449
保険金等支払引当金	_	29,722
退職給付に係る負債	65,262	66,060
役員株式給付引当金	203	164
価格変動準備金	897,492	858,339
負債の部合計	71,769,880	69,736,400
(純資産の部)		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	500,044	405,044
利益剰余金	675,526	756,665
自己株式	△ 450	△ 422
株主資本合計	1,675,120	1,661,286
その他有価証券評価差額金	456,694	264,009
繰延ヘッジ損益	33	16
退職給付に係る調整累計額	3,289	3,067
その他の包括利益累計額合計	460,017	267,094
純資産の部合計	2,135,137	1,928,380
負債及び純資産の部合計	73,905,017	71,664,781

(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

		(羊位・日川川)
科目	2018年度 (2018年4月1日から (2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から (2020年3月31日まで)
経常収益	7,916,655	7,211,405
保険料等収入	3,959,928	3,245,541
	· · ·	
資産運用収益	1,204,428	1,137,789
利息及び配当金等収入	1,085,969	1,049,804
金銭の信託運用益	78,902	51,560
有価証券売却益	38,981	35,699
有価証券償還益	395	614
貸倒引当金戻入額	14	8
その他運用収益	165	101
その他経常収益	2,752,298	2,828,074
支払備金戻入額	28.628	58,343
責任準備金戻入額	2,716,748	2,767,383
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
その他の経常収益	6,921	2,348
経常費用	7,651,785	6,924,803
保険金等支払金	6,868,893	6,191,369
保険金	5,489,510	4,889,175
年金	400,623	394,005
給付金	87,452	110,254
解約返戻金	645,211	602,583
その他返戻金	222,902	171,590
再保険料	23.193	23.760
責任準備金等繰入額	7	20,700
契約者配当金積立利息繰入額	7	8
等的有能	-	
	146,005	124,000
支払利息	1,064	2,132
有価証券売却損	62,255	32,020
有価証券評価損	_	2,689
有価証券償還損	4,762	6,847
金融派生商品費用	73,381	74,799
為替差損	1,124	2,085
その他運用費用	3,417	3,425
事業費	519,840	473,871
その他経常費用	117,038	135,553
経常利益	264,870	286,601
特別利益	19,251	39,546
固定資産等処分益	-	393
ー 国 に 資 注 守 込 ガ 血 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	19,251	39,152
特別損失	1,709	303
特別損失 固定資産等処分損	620	303
		303
減損損失	1,088	-
契約者配当準備金繰入額	111,806	109,236
税金等調整前当期純利益	170,605	216,607
法人税及び住民税等	139,586	143,539
法人税等調整額	△ 89,461	△ 77,618
法人税等合計	50,125	65,920
当期純利益	120,480	150,687
非支配株主に帰属する当期純利益	_	_
親会社株主に帰属する当期純利益	120,480	150,687
	120,400	130,007

(連結包括利益計算書)

科目	2018年度 (2018年4月1日から (2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から (2020年3月31日まで)
当期純利益	120,480	150,687
その他の包括利益	52,315	△ 192,923
その他有価証券評価差額金	52,780	△ 192,684
繰延ヘッジ損益	0	△ 16
退職給付に係る調整額	△ 466	△ 221
包括利益	172,795	△ 42,235
親会社株主に係る包括利益 非支配株主に係る包括利益	172,795	△ 42,235 —

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書

		(単位・日万円)
科目	2018年度 (2018年4月1日から (2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から (2020年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額(△は減少) 責任準備金の増減額(△は減少) 契約者配当準備金繰入額 契約者配当準備金繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増減額(△は減少) 保険金等支払引当金の増減額(△は減少) 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) で負殊変動準備金の増減額(△は減少) 価格変動準備金の増減額(△は減少) 和息及び配当金等収入 有価証券関係損益(△は益) 有形固定資産関係損益(△は益) 有形固定資産関係損益(△は益) 有形固定資産関係損益(△は増加) 再保険貸の増減額(△は増加) 再保険貸の増減額(△は増加) 再保険貸の増減額(△は増加) その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	170,605 58,076 1,088 △ 28,628 △ 2,716,748 7 111,806 △ 236 — 1,522 30 △ 19,251 △ 1,085,969 27,640 1,064 1,124 394 11,754 △ 645 3,775	216,607 57,496 — \$\triangle\$ 58,343 \$\triangle\$ 2,767,383 \$\triangle\$ 109,236 \$\triangle\$ 10 29,722 \$\triangle\$ 798 \$\triangle\$ 38,152 \$\triangle\$ 1,049,804 \$5,243 21,32 20,85 \$\triangle\$ 272 \$\triangle\$ 23,627 \$\triangle\$ 185 \$47,682
再保険借の増減額(△は減少) その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー	436 6,616 △ 2,744 △ 3,458,277 1,170,197 △ 863 △ 220,769 △ 181,996 △ 2,691,710	125
コールローンの取得による支出 コールローンの償還による収入 債券貸借取引支払保証金の純増減額(△は増加) 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少) その他 資産運用活動計	△ 8,535,000 8,650,000 504,020 △ 1,319,999 1,141,145 △ 380,229 352,235 △ 3,946,108 5,761,118 △ 890,808 1,731,605 △ 240,736 △ 111,644 2,715,597	△ 8,110,000 7,880,000 △ 399,508 △ 1,524,997 1,561,185 △ 578,400 26,627 △ 2,089,450 4,484,366 △ 718,896 1,842,215 867,329 53,220 3,293,691
(営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 無形固定資産の取得による支出 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー リース債務の返済による支出 社債の発行による収入	23,887 △ 27,026 6 △ 35,297 △ 275 2,653,004 △ 698 99,398	703,477 △ 10,040 573 △ 36,618 603 3,248,209 △ 875
自己株式の取得による支出 配当金の支払額 財務活動によるキャッシュ・フロー 現金及び現金同等物に係る換算差額 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) 現金及び現金同等物期首残高 現金及び現金同等物期末残高	△ 40,790 57,909 — 19,203 898,504 917,708	△ 99,999 △ 64,529 △ 165,405 — 492,590 917,708 1,410,298

(4)連結株主資本等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(畄位	否下	\square
- (里山	ロル	m_{I}

2010 1 /2 (2010 + 4/11 1/2) 2010 + 0/10					(+14 - 1771)
			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	500,044	595,846	△ 466	1,595,424
当期変動額					
剰余金の配当			△ 40,800		△ 40,800
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,480		120,480
自己株式の処分				15	15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	79,680	15	79,695
当期末残高	500,000	500,044	675,526	△ 450	1,675,120

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	403,913	32	3,755	407,701	2,003,126
当期変動額					
剰余金の配当					△ 40,800
親会社株主に帰属する 当期純利益					120,480
自己株式の処分					15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,780	0	△ 466	52,315	52,315
当期変動額合計	52,780	0	△ 466	52,315	132,011
当期末残高	456,694	33	3,289	460,017	2,135,137

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	500,044	675,526	△ 450	1,675,120
当期変動額					
剰余金の配当			△ 64,578		△ 64,578
親会社株主に帰属する 当期純利益			150,687		150,687
自己株式の取得				△ 99,999	△ 99,999
自己株式の処分				57	57
自己株式の消却		△ 99,970		99,970	_
利益剰余金から 資本剰余金への振替		4,970	△ 4,970		1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	△ 95,000	81,138	28	△ 13,833
当期末残高	500,000	405,044	756,665	△ 422	1,661,286

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	456,694	33	3,289	460,017	2,135,137
当期変動額					
剰余金の配当					△ 64,578
親会社株主に帰属する 当期純利益					150,687
自己株式の取得					△ 99,999
自己株式の処分					57
自己株式の消却					_
利益剰余金から 資本剰余金への振替					_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 192,684	△ 16	△ 221	△ 192,923	△ 192,923
当期変動額合計	△ 192,684	△ 16	△ 221	△ 192,923	△ 206,756
当期末残高	264,009	16	3,067	267,094	1,928,380

注記事項

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結財務諸表の作成方針)

2018年度 2019年度 1. 連結の範囲に関する事項 1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結される子会社及び子法人等数 (1) 連結される子会社及び子法人等数 1 社 会社名 かんぽシステムソリューションズ株式会社 会社名 かんぽシステムソリューションズ株式会社 (2) 非連結の子会社及び子法人等数 八汁 (2) 非連結の子会社及び子法人等数 0社 2. 持分法の適用に関する事項 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 O 計 (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 八計 (2) 持分法適用の関連法人等数 八計 (2) 持分法適用の関連法人等数 八計 (3) 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等数 (3) 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等数 0社 0社 (4) 持分法を適用していない関連法人等 (4) 持分法を適用していない関連法人等 JPインベストメント株式会社他2社については、当期純損益 JPインベストメント株式会社他2社については、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額) その他の (持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額) その他の 項目からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全 項目からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全 体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外して 体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外して おります。 おります。 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致して 連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致して おります。 おります。

(連結貸借対照表の注記)

2018年度

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準 じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有 価証券を含む。)の評価は、次のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法(定額法)
- 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債 券 | に関する当面の会計 | 及び監査 | の取扱い | (日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第21号) に基づく責任準備金 対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

- 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ④ その他有価証券
- (i) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等(株式については連結会計 年度末日以前1カ月の市場価格等の平均) に基づく時価法 (売却原価の算定は移動平均法)

- (ii) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - (イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国 債券を含む。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

(ロ) 上記以外の有価証券 移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直 入法により処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く。) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
 - (i) 建物

2年~60年

2019年度

- 1. 会計方針に関する事項
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準

じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有 価証券を含む。)の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)

② 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債 券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第21号) に基づく責任準備金 対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

- ③ 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ④ その他有価証券
- (i) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等(株式については連結会計 年度末日以前1カ月の市場価格等の平均) に基づく時価法 (売却原価の算定は移動平均法)

- (ii)時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - (イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国 債券を含む。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

(ロ) 上記以外の有価証券 移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直 入法により処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く。) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
 - (i) 建物

2年~60年

(ii) その他の有形固定資産 2年~20年

無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価 償却は、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法によってお ります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の 減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が 資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定 結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を 行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の 事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的 に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証 付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等によ る回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額 として債権額から直接減額しており、その金額は232百万円で あります。

② 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に 対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額 を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計 年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基 準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以 内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理してお ります。

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した 額を計上しております。

(7) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨 に換算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

2019年度

(ii) その他の有形固定資産

2年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価 償却は、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法によってお ります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の 減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が 資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定 結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を 行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の 事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的 に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証 付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等によ る回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額 として債権額から直接減額しており、その金額は49百万円で あります。

② 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に 対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額 を計上しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計 年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基 準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した 額を計上しております。

(7) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨 に換算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (i) ヘッジ手段…為替予約
 - ヘッジ対象…外貨建債券
- (ii) ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…貸付金
- ③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リス クを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比 較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がある ことが明らかである為替予約、特例処理によっている金利ス ワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であ り、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める 方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保 除料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保 険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた 責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、管理機構からの受再保険の一部を対象 に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を 10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これ に伴い、当連結会計年度に積み立てた額は179,882百万円であ ります。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2019年度

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (i) ヘッジ手段…為替予約
 - ヘッジ対象…外貨建債券
- (ii) ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…貸付金
- ③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リス クを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比 較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がある ことが明らかである為替予約、特例処理によっている金利ス ワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であ り、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める 方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保 険料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保 険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた 責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、郵政管理・支援機構からの受再保険の 一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責 任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしており ます。これに伴い、当連結会計年度に積み立てた額は176,734 百万円であります。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019 年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年 7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適 用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計 基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開 発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められまし た。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂さ れ、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められ ました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

2. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引 当社は、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報 酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1)取引の概要

当社は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の執行役に対し、事業年度における業績等により定まる数のポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした執行役に対し、当該累計付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭を本信託(株式給付信託(BBT))から給付いたします。

執行役に対し給付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は450百万円、株式数は191千株であります。

- 3. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のマッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等の収益追求資産への運用にも取り組んでおります。

なお、当社では、デリバティブ取引を運用に関する資産の為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段として位置付けており、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、ALMの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。また、変動金利の貸付金を保有しており、金利リスクに晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引及び金利スワップ取引があります。当社ではこれらを為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。そのため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分し管理しております。金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として金利資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

2019年度

3. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引 当社は、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報 酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1)取引の概要

当社は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の執行役に対し、事業年度における業績等により定まる数のポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした執行役に対し、当該累計付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭を本信託(株式給付信託(BBT))から給付いたします。

執行役に対し給付する株式については、予め当社が信託設定 した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得 し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は393百万円、株式数は166千株であります。

- 4. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のマッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等の収益追求資産への運用にも取り組んでおります。

なお、主として運用に関する資産の為替・金利リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、ALMの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。また、変動金利の貸付金を保有しており、金利リスクに晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引及び金利スワップ取引があります。当社ではこれらを為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。また、その他のデリバティブ取引についても、主にヘッジ目的として利用しており、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分し管理しております。金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

当社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化 が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出し た会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、 会社全体のリスクを管理しております。

(ii) 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資 産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失 し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投 融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準 を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ 及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付 に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設け て管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にリスク管 理委員会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価 格がない場合には合理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用してい るため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。

また、「(5) デリバティブ取引に関する事項」におけるデ リバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありませ

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次 のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、 次表には含まれておらず、「(注2)」に記載しております。

			(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	917,708	917,708	_
うち、その他有価証券 (譲渡性預金)	405,000	405,000	-
②コールローン	150,000	150,000	_
③債券貸借取引支払保証金	2,792,202	2,792,202	_
④買入金銭債権	354,958	354,958	_
その他有価証券	354,958	354,958	_
⑤金銭の信託(※1)	2,627,236	2,627,236	_
⑥有価証券	58,442,334	66,318,814	7,876,479
満期保有目的の債券	36,391,299	43,113,443	6,722,144
責任準備金対応債券	10,570,049	11,724,384	1,154,334
その他有価証券	11,480,985	11,480,985	_
⑦貸付金	6,786,029	7,304,801	518,772
保険約款貸付	144,566	144,566	_
一般貸付(※2)	991,309	1,062,099	70,836
機構貸付(※2)	5,650,198	6,098,135	447,936
貸倒引当金(※3)	△45	_	_
資産計	72,070,470	80,465,722	8,395,251
①社債	100,000	100,830	830
②債券貸借取引受入担保金	3,422,810	3,422,810	_
負債計	3,522,810	3,523,640	830
デリバティブ取引(※4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(490)	(490)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	169	169	_
デリバティブ取引計	(320)	(320)	_

- (※1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備全対応以外の全銭の信託であります。 (※2) 差額欄は、貸団引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。 (※3) 貸付金に対応する貸団引当金を控除しております。 (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

2019年度

当社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化 が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出し た会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、 会社全体のリスクを管理しております。

(ii) 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資 産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失 し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投 融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準 を定めて管理しております。また、特定の与信先、グルーフ 及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付 に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設け て管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にリスク管 理委員会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価 格がない場合には合理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用してい るため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。

また、「(5) デリバティブ取引に関する事項」におけるデ リバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありませ

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次 のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、 次表には含まれておらず、「(注2)」に記載しております。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	1,410,298	1,410,298	-
うち、その他有価証券 (譲渡性預金)	535,000	535,000	-
②コールローン	380,000	380,000	_
③債券貸借取引支払保証金	3,191,710	3,191,710	_
④買入金銭債権	318,581	318,581	_
その他有価証券	318,581	318,581	_
⑤金銭の信託(※1)	2,744,305	2,744,305	_
6有価証券	55,856,394	63,077,948	7,221,553
満期保有目的の債券	35,735,724	41,953,389	6,217,664
責任準備金対応債券	9,574,646	10,578,535	1,003,888
その他有価証券	10,546,023	10,546,023	_
⑦貸付金	5,662,711	6,054,193	391,481
保険約款貸付	152,681	152,681	_
一般貸付(※2)	994,446	1,051,900	57,491
機構貸付(※2)	4,515,620	4,849,611	333,990
貸倒引当金(※3)	△36	_	_
資産計	69,564,003	77,177,038	7,613,034
①社債	100,000	98,740	△1,260
②債券貸借取引受入担保金	4,290,140	4,290,140	_
負債計	4,390,140	4,388,880	△1,260
デリバティブ取引(※4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2)	(2)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	36,998	36,998	_
デリバティブ取引計	36,995	36,995	_

- (※1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備全対応以外の全銭の信託であります。 (※2) 差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。 (※3) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。 (※4) デリケティア取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資</u>産

____ ① 現金及び預貯金

預貯金(譲渡性預金を含む。)は、預入期間が短期(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② コールローン、及び③ 債券貸借取引支払保証金 短期(1年以内)で決済されるため、時価は帳簿価額と近似 していることから、当該帳簿価額を時価としております。

④ 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に 基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「⑥ 有価証 券」と同様の評価によっております。

⑤ 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(4)金銭の信託に関する事項」に記載しております。

⑥ 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値 等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された 価格等によっており、株式は取引所等の価格によっておりま す。また、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、 「(3)有価証券に関する事項」に記載しております。

⑦ 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付の時価については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来 キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時 価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該 帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付 (保険約款貸付を除く。) の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負債

① 社債

日本証券業協会が公表する売買参考統計値によっております。

② 债券貸借取引受入担保金

短期(1年以内)で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

<u>デリバティブ取引</u>

デリバティブ取引については、「(5)デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

なお、金利スワップの特例処理については、ヘッジ対象である 一般貸付と一体として処理されているため、当該一般貸付の時価 に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

	\±4+4\(\pi\)#+1022±=1 1 dx
	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(※1)	160,318
有価証券	9,246
非上場株式(※2)	4,735
組合出資金(※2)	4,511
合計	169,565

(※1)金銭の信託のうち、信託財産構成物が非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、「資産⑤金銭の信託」には含めておりません。(※2)非上場株式及び組合財産が非上場株式等で構成されている組合出資金は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産⑥今荷価証券」には含めておりません。

2019年度

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資</u>産

① 現金及び預貯金

預貯金(譲渡性預金を含む。)は、預入期間が短期(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② コールローン、及び③ 債券貸借取引支払保証金 短期(1年以内)で決済されるため、時価は帳簿価額と近似 していることから、当該帳簿価額を時価としております。

④ 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に 基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「⑥ 有価証 券」と同様の評価によっております。

⑤ 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、 「(4)金銭の信託に関する事項」に記載しております。

⑥ 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値 等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された 価格等によっており、株式は取引所等の価格によっておりま す。また、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、 「(3)有価証券に関する事項」に記載しております。

⑦ 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付の時価については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来 キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時 価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該 帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付(保険約款貸付を除く。)の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

<u>負</u>債

<u></u> 1 社債

日本証券業協会が公表する売買参考統計値によっております。

② 债券貸借取引受入担保金

短期(1年以内)で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

<u>デリバティブ取引</u>

デリバティブ取引については、「(5)デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

なお、金利スワップの特例処理については、ヘッジ対象である 一般貸付と一体として処理されているため、当該一般貸付の時価 に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(※1)	311,766
有価証券	14,162
非上場株式(※2)	4,735
組合出資金(※2)	9,427
合計	325,929

(※1)全銭の信託のうち、信託財産構成物が非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、「資産⑤全銭の信託」には含めておりません。
(※2)非上場株式及び組合財産が非上場株式等で構成されている組合出資金は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産⑥有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定

				(単位:白万円)
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預貯金	916,845	_	_	_
コールローン	150,000	_	-	_
債券貸借取引支払保証金	2,792,202	_	-	_
買入金銭債権	330,000	_	-	22,762
有価証券	2,719,971	10,045,429	13,539,222	28,911,855
満期保有目的の債券	881,593	5,303,419	7,678,856	22,025,739
公社債	881,593	5,205,419	7,678,856	22,025,739
国債	122,200	739,200	6,981,300	19,842,800
地方債	717,527	3,455,690	572,942	1,162,979
社債	41,866	1,010,529	124,614	1,019,960
外国証券	_	98,000	-	_
責任準備金対応債券	1,178,716	3,176,984	2,306,716	3,672,009
公社債	1,178,716	3,176,984	2,306,716	3,672,009
国債	1,119,900	2,863,000	2,208,200	3,007,100
地方債	54,410	253,829	77,899	165,609
社債	4,406	60,155	20,617	499,300
その他有価証券のうち 満期があるもの	659,661	1,565,025	3,553,649	3,214,106
公社債	579,090	906,787	1,403,393	1,294,915
国債	-	_	-	425,200
地方債	145,461	187,270	604,327	108,329
社債	433,628	719,516	799,066	761,385
外国証券	80,571	658,238	2,150,256	1,911,203
その他の証券	-	_	-	7,988
貸付金	1,569,069	2,611,914	1,689,949	915,526
合計	8,478,089	12,657,343	15,229,172	29,850,144

(注4) 社債及び債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

(単位・日万円						12.日万円)
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
社債	_	_	_	_	_	100,000
債券貸借取引受入担保金	3,422,810	_	_	_	_	-
合計	3,422,810	_	_	_	-	100,000

(3) 有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券

			(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	36,174,504	42,895,767	6,721,263
国債	28,081,873	34,300,437	6,218,564
地方債	5,899,536	6,228,845	329,308
社債	2,193,093	2,366,484	173,390
外国証券	98,000	99,319	1,319
外国公社債	98,000	99,319	1,319
小 計	36,272,504	42,995,086	6,722,582
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	118,795	118,357	△ 438
国債	95,560	95,322	△ 238
地方債	17,173	17,102	△ 70
社債	6,061	5,931	△ 129
外国証券	_	_	_
外国公社債	_	_	_
小 計	118,795	118,357	△ 438
合 計	36.391.299	43.113.443	6.722.144

② 責任準備金対応債券

			(単位:日万円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	10,521,279	11,676,162	1,154,883
国債	9,391,008	10,482,032	1,091,024
地方債	545,243	573,068	27,825
社債	585,026	621,060	36,033
小 計	10,521,279	11,676,162	1,154,883
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	48,770	48,221	△ 548
国債	38,770	38,264	△ 506
地方債	7,200	7,170	△ 29
社債	2,800	2,787	△ 12
小 計	48,770	48,221	△ 548
合 計	10,570,049	11,724,384	1,154,334

2019年度

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定

				(単位:百万円)
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預貯金	1,409,812	-	-	_
コールローン	380,000	-	-	_
債券貸借取引支払保証金	3,191,710	-	-	_
買入金銭債権	295,000	-	-	21,577
有価証券	2,230,230	9,591,623	14,025,937	26,583,415
満期保有目的の債券	1,475,873	4,806,182	8,406,920	20,575,151
公社債	1,377,873	4,806,182	8,406,920	20,575,151
国債	75,700	1,170,100	8,107,700	18,400,300
地方債	1,112,901	2,736,211	250,620	1,109,691
社債	189,272	899,871	48,600	1,065,160
外国証券	98,000	-	-	_
責任準備金対応債券	416,864	3,003,336	2,369,100	3,572,773
公社債	416,864	3,003,336	2,369,100	3,572,773
国債	377,000	2,631,100	2,361,600	2,589,200
地方債	25,090	306,238	400	238,173
社債	14,774	65,998	7,100	745,400
その他有価証券のうち 満期があるもの	337,492	1,782,104	3,249,917	2,435,49
公社債	308,797	737,396	1,414,651	1,228,80
国債	-	-	-	340,20
地方債	68,977	169,581	552,118	153,566
社債	239,820	567,814	862,532	735,03
外国証券	28,695	1,044,708	1,835,266	1,191,933
その他の証券	_	_	_	14,75
貸付金	1,119,837	2,381,209	1,393,775	768,317
合計	8,626,591	11,972,833	15,419,713	27,373,31

(注4) 社債及び債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万F						位:百万円)
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
社債	_	_	-	_	_	100,000
債券貸借取引受入担保金	4,290,140	_	_	_	_	-
合計	4,290,140	-	_	_	_	100,000

(3) 有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券

			(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	35,631,524	41,849,029	6,217,504
国債	28,216,592	34,000,585	5,783,993
地方債	5,210,121	5,481,443	271,321
社債	2,204,810	2,367,000	162,189
外国証券	98,000	98,238	238
外国公社債	98,000	98,238	238
小 計	35,729,524	41,947,268	6,217,743
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	6,200	6,120	△ 79
国債	-	_	-
地方債	6,200	6,120	△ 79
社債	-	_	-
外国証券	-	_	-
外国公社債	_	_	-
小 計	6,200	6,120	△ 79
合 計	35,735,724	41,953,389	6,217,664

② 責任準備金対応債券

· XIT-MEXINGX			
			(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	9,322,412	10,329,868	1,007,456
国債	8,157,329	9,096,775	939,446
地方債	553,234	578,358	25,124
社債	611,848	654,734	42,885
小 計	9,322,412	10,329,868	1,007,456
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	252,234	248,667	△ 3,567
国債	9,450	9,449	△ 0
地方債	17,033	16,980	△ 53
社債	225,751	222,237	△ 3,513
小 計	252,234	248,667	△ 3,567
合 計	9 574 646	10 578 535	1 003 888

③ その他有価証券

			(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	4,062,914	3,993,200	69,713
国債	434,201	424,322	9,879
地方債	965,859	961,575	4,283
社債	2,662,853	2,607,302	55,550
株式	70,824	64,387	6,436
外国証券	3,572,999	3,341,886	231,113
外国公社債	3,542,805	3,311,886	230,918
外国その他の証券	30,194	29,999	194
その他(※)	639,388	624,959	14,429
小 計	8,346,127	8,024,434	321,693
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	202,495	204,197	△ 1,701
国債	_	_	_
地方債	89,401	89,575	△ 174
社債	113,094	114,621	△ 1,527
株式	130,024	147,337	△ 17,312
外国証券	1,613,936	1,664,756	△ 50,819
外国公社債	1,467,983	1,514,756	△ 46,772
外国その他の証券	145,952	150,000	△ 4,047
その他(※)	1,948,360	1,959,606	△ 11,246
小 計	3,894,817	3,975,898	△ 81,081
合 計	12,240,944	12,000,332	240,611

(※)「その他」には、連絡貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価405,000百万円、連絡貸借対照表計上額405,000百万円)及び買入金銭債権(取得原価352,762百万円、連絡貸借対照表計上額354,958百万円)が含まれております。

④ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

			(単位:百万円)
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	131,028	1,204	2,876
地方債	23,572	27	-
社債	107,455	1,177	2,876
株式	115,704	7,594	10,157
外国証券	821,905	30,181	48,160
外国公社債	821,905	30,181	48,160
その他の証券	74,333	_	1,059
合 計	1,142,971	38,981	62,255

(4) 金銭の信託に関する事項

(単位:百万円)

					(TE - H7717)
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
特定全銭信託	2.627.236	2.234.377	392.859	454.931	△ 62.071

(※) 10,860百万円の減損処理を行っております。

② 減損処理の基準

信託財産として運用している株式について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

2019年度

③ その他有価証券

			(単位:百万円)
	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	2,881,150	2,834,438	46,711
国債	326,760	319,536	7,223
地方債	655,594	652,937	2,657
社債	1,898,794	1,861,963	36,831
株式	64,520	60,634	3,885
外国証券	4,263,999	3,885,173	378,826
外国公社債	4,213,730	3,835,170	378,559
外国その他の証券	50,269	50,002	266
その他(※)	726,875	708,989	17,886
小 計	7,936,545	7,489,235	447,309
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	860,994	865,976	△ 4,981
国債	20,654	20,762	△ 108
地方債	295,196	295,695	△ 499
社債	545,144	549,519	△ 4,374
株式	216,735	261,433	△ 44,697
外国証券	325,343	336,489	△ 11,146
外国公社債	210,444	213,824	△ 3,379
外国その他の証券	114,898	122,665	△ 7,766
その他(※)	2,059,985		△ 89,450
小 計	3,463,059		△ 150,276
合 計	11,399,605	11,102,572	297,033

(※)「その他」には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価535,000百万円、連結貸借対照表計上額535,000百万円)及び買入金銭債権(取得原価316,576百万円、連結貸借対照表計上額318,581百万円)が含まれております。

④ 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

			(単位:百万円)
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	198,497	5,779	_
国債	198,497	5,779	-
合 計	198,497	5,779	_

⑤ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

			יכ
			(単位:百万円)
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	201,051	6,878	802
国債	111,423	6,597	-
社債	89,627	280	802
株式	92,583	6,730	11,204
外国証券	743,189	16,310	18,307
外国公社債	725,995	16,310	18,166
外国その他の証券	17,193	-	140
その他の証券	134,112	_	1,705
合 計	1,170,936	29.919	32.020

⑥ 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについて、2,689百万円の減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

(4) 金銭の信託に関する事項

① 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信 _詳

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
特定金銭信託	2,744,305	2,671,219	73,086	339,561	△ 266,474

(※) 32,103百万円の減損処理を行っております。

② 減損処理の基準

信託財産として運用している株式について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

また、上記株式以外について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

(5) デリバティブ取引に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 诵貨関連

				(1	単位:日万円)
区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	為替予約取引				
店頭	売建	43,936	_	△ 490	△ 490
	米ドル	43,936	_	△ 490	△ 490
合 計		_	_	-	△ 490

(※)時価の算定方法 連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 (i) 通貨関連

						(単位・日万円)
ヘッジ会計のフ	方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
		為替予約取引				
		売建		3,879,964	_	122
時価ヘッジ	.	米ドル	外貨建債券	2,621,488	_	1,452
時間パック		ユーロ		568,644	_	1,222
		豪ドル		246,076	_	△ 2,185
		その他		443,754	_	△ 366
	合 計				_	122

(※) 時価の算定方法 連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

(ii) 金利関連

ヘッジ会計の方法 取引の種類 主なヘッジ対象 契約額等 うち1年超 金利スワップ取引 受取固定· 支払変動 6.150 47 6,150 金利スワップ取引 金利スワップの 特例処理 受取固定· 支払変動 (*2) 30,100 26,050

- 【(*1) 時価の算定方法 割引現在価値により算定しております。 (*2) 全利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されて いるため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。
- 4. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びに リスク管理方針の概要は、次のとおりであります。
- (1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は10,570,049百 万円、時価は11,724,384百万円であります。
- (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとお りであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に 応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応 債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運 用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券 と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認してお ります。

- ① 簡易生命保険契約商品区分(残存年数30年以内の保険契 約)
- ② かんぽ生命保険契約 (一般) 商品区分 (すべての保険契約)
- ③ かんぽ生命保険契約(一時払年金)商品区分(一部の保険種 類を除く。)

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分について は、従来、残存年数20年以内の保険契約からなる小区分であり ましたが、30年及び40年国債の発行規模が拡大したことに伴 い、長期の保険契約群に対してデュレーション調整が容易となっ たことから、当連結会計年度より、残存年数30年以内の保険契 約からなる小区分に変更いたしました。この変更による損益への 影響はありません。

- 5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計 上額は3,710,368百万円であります。
- 6. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸 付条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続し ていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見 込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸付償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)の うち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生

2019年度

- (5) デリバティブ取引に関する事項
- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 诵貨関連

				(<u>i</u>	単位:百万円)
区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	為替予約取引				
店頭	売建	204	_	△ 2	△ 2
	米ドル	204	_	△ 2	△ 2
合 計		_	_	_	△ 2

一(※)時価の算定方法 連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(i) 通貨関連

					(単位:白万円)
ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
	為替予約取引				
	売建		3,382,993	_	36,973
時価ヘッジ	米ドル	外貨建債券	2,093,405	_	△ 32,310
時個ペッン	ユーロ		523,596	_	6,238
	豪ドル		256,452	_	30,310
	その他		509,538	_	32,734
	合 計	_	_	36,973	

一(※)時価の算定方法 連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

(ii) 金利関連

						(単位:百万円)
	ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
		金利スワップ取引				
	原則的処理方法	受取固定· 支払変動	貸付金	6,150	3,900	24
	金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
		受取固定· 支払変動	貸付金	26,050	23,950	(*2)
	合 計			_	-	24

- (※1) 時価の算定方法 割引現在価値により算定しております。 割引現在価値により算定しております。 (※2) 全利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されて いるため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。
- 5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びに リスク管理方針の概要は、次のとおりであります。
- (1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は9,574,646百万 円、時価は10,578,535百万円であります。
- (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとお りであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に 応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応 債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運 用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券 と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認してお ります。

- ① 簡易生命保険契約商品区分(残存年数30年以内の保険契 約)
- ② かんぽ生命保険契約 (一般) 商品区分 (すべての保険契約)
- ③ かんぽ生命保険契約(一時払年金)商品区分(一部の保険種 類を除く。)
- 6. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計 上額は4,872,448百万円であります。
- 7. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸 付条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続し ていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見 込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸付償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)の うち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生

じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを 猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権 放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金でありま す。

- 7. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 14.751百万円であります。
- 8. 当連結会計年度末日が支払期日である貸付金(機構貸付)の元本377,726百万円及び利息54,865百万円について、当連結会計年度末日が金融機関の非営業日であったため、当社の内部規定に基づき、翌営業日である2019年4月1日(月)を支払期日としております。このうち、事前に払い込みを受けた12,822百万円については、支払期日が到来していないため、その他負債(仮受金)に計上しております。
- 9. 有形固定資産の減価償却累計額は39,302百万円であります。
- 10. 繰延税金資産の総額は1,252,069百万円、繰延税金負債の総額は 223,932百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額と して控除した額は6,045百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金918,790 百万円、価格変動準備金208,438百万円、支払備金44,069百万 円、退職給付に係る負債18,310百万円及びその他有価証券評価差 額金40,496百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金215,786百万円であります。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高1,622,889百万円当連結会計年度契約者配当金支払額220,769百万円利息による増加等7百万円年金買増しによる減少300百万円契約者配当準備金繰入額111,806百万円当連結会計年度末現在高1,513,634百万円

- 12. 関係会社の株式等の金額は5,006百万円であります。
- 13. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 2,900,087百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 3,422,810百万円 なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し 入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引 の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 388,753百万円

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条 第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下 「出再支払備金」という。)の金額は454百万円であり、同規則第 2019年度

じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを 猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 17.717百万円であります。

- 9. 有形固定資産の減価償却累計額は45,479百万円であります。
- 10. 繰延税金資産の総額は1,413,497百万円、繰延税金負債の総額は 228,439百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額と して控除した額は11,268百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金995,598 百万円、価格変動準備金203,752百万円、支払備金42,014百万 円、退職給付に係る負債18,537百万円及びその他有価証券評価差 額金118,027百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金219,330百万円であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額として控除された額が、前連結会計年度末に比べて5,223百万円増加しております。この増加の主な内容は、有価証券評価損に係る評価性引当額が5,233百万円増加したことによるものであります。

- 11. 当連結会計年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減2.41%であります。
- 12. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高1,513,634百万円当連結会計年度契約者配当金支払額185,042百万円利息による増加等8百万円年金買増しによる減少301百万円契約者配当準備金繰入額109,236百万円当連結会計年度末現在高1,437,535百万円

- 13. 関係会社の株式等の金額は9,923百万円であります。
- 14. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 3,622,145百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 4,290,140百万円 なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し 入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引 の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 480,477百万円 金融商品等差入担保金 2,319百万円

15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条 第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下 「出再支払備金」という。)の金額は473百万円であり、同規則第

71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金 (以下「出再責任準備金」という。) の金額は985百万円でありま す。

15. 1株当たり純資産額は3,559円70銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控 除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式 数は、当連結会計年度末において191,400株であります。

- 16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している 資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れ ている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わず所有 しているものの時価は3.193.785百万円であります。
- 17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対す る当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は33,174百 万円であります。

なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の事業費として処理 しております。

- 19. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、非積立型の確定給付制度として退職一 時金制度を採用しております。

また、当社は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃 止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改 正する法律」(平成24年法律第96号)に基づく退職等年金給付 の制度に加入しており、当社の要拠出額は、当連結会計年度369 百万円であります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	63,739百万円
勤務費用	4,130百万円
利息費用	441百万円
数理計算上の差異の発生額	56百万円
退職給付の支払額	△ 3,124百万円
その他	19百万円
退職給付債務の期末残高	65,262百万円

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職 給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務 65,262百万円

連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債

65,262百万円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,130百万円
利息費用	441百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 218百万円
過去勤務費用の費用処理額	△ 373百万円
その他	105百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,085百万円

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内 訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△ 373百万円
数理計算上の差異	△ 274百万円
승計	△ 648百万円

2019年度

71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金 (以下「出再責任準備金」という。) の金額は967百万円でありま す。

16. 1株当たり純資産額は3,428円71銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控 除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式 数は、当連結会計年度末において166,900株であります。

- 17. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している 資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れ ている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わず所有 しているものの時価は3.545.026百万円であります。
- 18. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 19. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対す る当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は34,524百 万円であります。

なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の事業費として処理 しております。

- 20. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、非積立型の確定給付制度として退職一 時金制度を採用しております。

また、当社は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃 止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の 給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改 正する法律」(平成24年法律第96号)に基づく退職等年金給付 の制度に加入しており、当社の要拠出額は、当連結会計年度376 百万円であります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	65,262百万円
勤務費用	4,221百万円
利息費用	451百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 279百万円
退職給付の支払額	△ 3,591百万円
その他	△ 2百万円
退職給付債務の期末残高	66,060百万円

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職 給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務 66,060百万円

連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債 66.060百万円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,221百万円
利息費用	451百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 214百万円
過去勤務費用の費用処理額	△ 373百万円
その他	115百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,199百万円

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内 訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△ 373百万円
数理計算上の差異	65百万円
合計	△ 308百万円

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用3,721百万円未認識数理計算上の差異848百万円合計4,569百万円

- ⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項 主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 0.3~0.7%
- 20. 管理機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額35,566,089百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金 1,491,491百万円、価格変動準備金661,836百万円を積み立ててお ります。

21. 連結貸借対照表に計上した「その他負債」には「機構預り金」 43,948百万円が含まれております。

「機構預り金」とは、管理機構との簡易生命保険管理業務の委託 契約に基づき、民営化時に預託された管理機構における支払備金、 訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当連 結会計年度末までに支払い等が行われていない額であります。

22. 重要な後発事象の注記は、次のとおりであります。

(自己株式の取得)

当社は、2019年4月4日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づく同法第156条第1項の規定により、自己株式の取得に係る事項を決議し、2019年4月8日に取得を完了いたしました。

- (1) 自己株式取得に関する取締役会の決議事項
 - ① 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、株主還元の強化と共に、2019年4月4日に「株式売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出しを踏まえ、今後の当社親会社の日本郵政株式会社保有株式売却に係る株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

② 取得に係る事項の内容

(i) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(ii) 取得し得る株式の総数 50,000,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)

に対する割合8.3%)

(iii) 株式の取得価額の総額 1,000億円(上限)

(iv) 取得期間 2019年4月8日から2019年4

月12日まで

(v) 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株

式立会外買付取引

(ToSTNeT-3) による買付け

- (vi) その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定について は、当社代表執行役社長又はその指名する者に一任する。
- (2) 自己株式取得の実施内容
 - ① 取得対象株式の種類 当社普通株式

② 取得した株式の総数 37,411,100株③ 取得価額の総額 99,999,870,300円

③ 取得価額の総額 99,999,870,300④ 取得日 2019年4月8日

⑤ 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立

会外買付取引

(ToSTNeT-3) による買付け

2019年度

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)

の内訳は次のとおりであります。 未認識過去勤務費用

3,347百万円 913百万円

未認識数理計算上の差異

4,261百万円

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項 主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 0.3~0.7%

21. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額33,324,093百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金 1,320,677百万円、価格変動準備金631,990百万円を積み立ててお ります。

22. 連結貸借対照表に計上した「その他負債」には「機構預り金」 42,231百万円が含まれております。

「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理 業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機 構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相 当する額であり、当連結会計年度末までに支払い等が行われていな い額であります。

2019年度 2018年度 (自己株式の消却) 当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2019年5月 31日に消却を実施いたしました。 (1)消却する株式の種類 当社普通株式 (2) 消却する株式の数 37.400.000株 (消却前の発行済株式総数に対する 割合6.2%) (3)消却日 2019年5月31日 (参考) 消却後の発行済株式総数 562,600,000株 23. ご契約調査及び改善に向けた取組 当社では、お客さま本位の業務運営の徹底を最重要経営課題のひ とつとして取り組んでおります。しかしながら、お客さまが保障を 見直される際の取り扱い等に関する社内調査を実施した結果、お客 さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある事例が判明し たため、お客さまへのご意向等の確認手法や、分析方法について、 独立した中立・公正な第三者により構成された特別調査委員会に適 宜ご説明し、ご意見をいただきながら、適正な手続きにより調査を 進めてまいりました。 その調査とは、特定事案調査(契約乗換によってお客さまに不利 益が発生した可能性がある類型に該当する契約に関するお客さまに 対して実態を把握するための調査)及び、全ご契約調査(特定事案 調査の対象を除くすべてのご契約に対して返信用はがきを同封した 書面をお送りし、お客さまのご意向及びお気づきの点について、 らためて確認をお願いし、内容に応じて必要な対応を行う調査や、 その調査対象のうち、多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰 り返される等、その契約形態からお客さまのご意向に沿ったもので はない可能性が想定される事案の調査)となります。 当連結会計年度末までのこれらの調査の結果等を踏まえ、当連結 会計年度末時点において、将来のご契約の復元等により必要となる 保険料の返戻や保険金のお支払いに係る保険関係費用を合理的に見 積もり、保険金等支払引当金として29,722百万円計上しておりま 当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認 められたことにより、2019年12月27日、金融庁より保険業法に 基づく行政処分を受けました。当該処分を受け、業務改善計画を 策定し、2020年1月31日付けで金融庁へ提出しております。当社 は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、策定した業務改善計画の実 行を経営の最重要課題として位置付け、全社をあげて取り組んでい るところであります。 なお、これらの取り組みにより、当社の将来の業績に影響を与え る可能性があります。

(連結損益計算書の注記)

2018年度

- 1. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は61百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は39百万円であります。
- 2. 1株当たり当期純利益は200円86銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算に おいて控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において191,857株であります。

- 3. 保険料等収入には、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が590,340百万円含まれております。
- 4. 保険金には、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づ く保険金が4,030,959百万円含まれております。

2019年度

- 1. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の 金額は18百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再 責任準備金戻入額の金額は18百万円であります。
- 2. 1株当たり当期純利益は267円40銭であります。

なお、当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株 主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社 株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算に おいて控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において176,573株であります。

- 3. 保険料等収入には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する 再保険契約に基づく保険料が459,151百万円含まれております。
- 4. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険 契約に基づく保険金が3.349.302百万円含まれております。

2018年度	2019年度
5. 管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保 険に係る区分で発生した損益等に基づき、管理機構のため契約者配 当準備金へ92,117百万円を繰り入れております。	5. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、 当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支 援機構のため契約者配当準備金へ93,775百万円を繰り入れており ます。

(連結包括利益計算書の注記)

2018年度		2019年度		
その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果 あります。 その他有価証券評価差額金	具額は、次のとおりで	その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は、次のとおりで あります。 その他有価証券評価差額金		
当期発生額 組替調整額 税効果調整前 税効果額	64,969百万円 9,448百万円 74,417百万円 △ 21,636百万円	当期発生額 組替調整額 税効果調整前 税効果額	△ 299,101百万円 32,431百万円 △ 266,670百万円 73,985百万円	
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 当期発生額 組替調整額 税効果調整前 税効果額 繰延ヘッジ損益	52,780百万円 	その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 当期発生額 組替調整額 税効果調整前 税効果額 繰延ヘッジ損益	△ 192,684百万円 △ 22百万円 一百万円 △ 22百万円 6百万円 △ 16百万円	
退職給付に係る調整額 当期発生額 組替調整額 税効果調整前 税効果額 退職給付に係る調整額 その他の包括利益合計	△ 56百万円 △ 592百万円 △ 648百万円 182百万円 △ 466百万円 52,315百万円	退職給付に係る調整額 当期発生額 組替調整額 税効果調整前 税効果額 退職給付に係る調整額 その他の包括利益合計	279百万円 <u> </u>	

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

2018年度	2019年度
1. 現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」 の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預貯金」であります。	1. 現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」 の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預貯金」であります。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	る科目の金額との関係
現金及び預貯金 917,708百万円 現金及び現金同等物 917,708百万円	35=17(-37/3=

(連結株主資本等変動計算書の注記)

2018年度						2019年度			
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)				1. 発行済する事項	株式の種類及び	総数並びに自	己株式の種類及	及び株式数に関	
	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数		当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	600,000	-	_	600,000	普通株式	600,000	_	37,400	562,600
自己株式					自己株式				
普通株式	198	_	6	191	普通株式	191	37,411	37,424	178
音通株式 198									

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	40,800	68.00	2018年 3月31日	2018年 6月19日

(※1) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。 (※2) 1株当たり配当額には、特別配当4円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生 日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	43,200	利益 剰余金	72.00	2019年 3月31日	2019年 6月18日

(※1) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。 (※2) 1株当たり配当額には、特別配当4円が含まれております。

2019年度

3. 配当に関する事項

(1)	配当金支払額	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	43,200	72.00	2019年 3月31日	2019年 6月18日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	21,378	38.00	2019年 9月30日	2019年 12月6日

(※1) 2019年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。また、1株当たり配当額には、特別配当4円が含まれております。
(※2) 2019年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生 日が翌連結会計年度となるもの

	決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
	2020年5月15日 取締役会	普通株式	21,378	利益 剰余金	38.00	2020年 3月31日	2020年 6月16日

(※) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

6-4 リスク管理債権の状況(連結)

該当する事項はありません。

6-5 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充 実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,647,874	5,161,600
資本金等	1,631,920	1,639,908
価格変動準備金	897,492	858,339
危険準備金	1,962,755	1,797,366
異常危険準備金	-	_
一般貸倒引当金	45	37
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	568,785	328,782
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△ 2,336	19
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	4,569	4,261
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	489,649	442,807
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び		
負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	_
控除項目	△ 5,006	△ 9,923
その他	-	
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2} + R_8 + R_9)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	949,323	963,888
保険リスク相当額 R1	142,209	137,197
一般保険リスク相当額 R5	-	-
巨大災害リスク相当額 R6	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	59,172	54,172
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R9	-	_
予定利率リスク相当額 R2	141,866	136,652
最低保証リスク相当額 R7	-	_
資産運用リスク相当額 R3	763,194	785,317
経営管理リスク相当額 R4	22,128	22,266
ソルベンシー・マージン比率		
(A) (1/2)×(B) ×100	1,189.8%	1,070.9%

⁽注)上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

6-6 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

子会社等である保険会社はありません。

6-7 セグメント情報

単一セグメントであるため、セグメント情報については記載をしておりません。

6-8 財務報告に係る内部統制報告書の提出

当社取締役兼代表執行役社長は、連結ベースでの財務報告に係る内部統制を評価し、その結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の内部統制報告書を、有価証券報告書と併せて提出しています。

(注) 当誌では、上記内部統制報告書の評価対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更する とともに、様式を一部変更して記載しています。

6-9 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2019年度の有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられている当社の連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けています。

- (注) 当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。
- 5-10 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

生命保険協会統一開示項目索引

生命保険協会統一開示項目索引

*印は、保険業法で開示することが定められている項目です。

[保険会社の概況及び組織 [*]	12貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に	
1 沿革		
		6
2 経営の組織*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		O
3 店舗網一覧		(2)
4 資本金の推移	4 本業を立の土口によいマーク吸入社 ビジュによる マキ	,,
5 株式の総数	1つ	
6 株式の状況	19	
(発行済株式の種類等)	な事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を	
(大株主〈上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株	及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当	
式総数に占める割合 $ angle^*$ $)$	該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該	
7 主要株主の状況	79 重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具	_
8 取締役及び執行役(役職名・氏名)*	70 60 体的内容 [*] ····································	6
9 会計参与の氏名又は名称*	80	
10会計監査人の氏名又は名称 [*] ····································	80 VI 業務の状況を示す指標等 [*]	
11 従業員の在籍·採用状況 ····································	80 1 主要な業務の状況を示す指標等	
12平均給与(內勤職員)		7
13平均給与(営業職員)	() (0 / 1 + / 1 + 2 - 2) + 2 + 2 + 2 + 3 + 3 + 3 + 3 + 3 + 3 + 3	
10个均和子(古来概具)	(3)年換算保険料	
Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容[*]	(4)保障機能別保有契約高 [*] ·······12	1
1 主要な業務の内容*	75 (5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高*	
2 経営方針 表網		2
_ n	· (6)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年	_
Ⅲ 直近事業年度における事業の概況 [*]	換算保険料	23
1 直近事業年度における事業の概況 [*] ······ 1	17 (7)契約者配当の状況*・・・・・・・・・・・・ 12	4
2 契約者懇談会開催の概況		
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦		31
情からの改善事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4 契約者に対する情報提供の実態	•	₹2
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法		
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	67 (4)解約失効率 [*] (対年度始)····································	
7 新規開発商品の状況		
8 保険商品一覧		
9 情報システムに関する状況		
10公共福祉活動、厚生事業団活動の概況		3
Ⅳ 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 [*] ··· 1	(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き	
Ⅳ 巨型5季未平反にのいる主要な未務の仏流を小り拍信 …	文仍是文本阶段五柱夺沙数	3
V 財産の状況 [*]	(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引	
1 貸借対照表* ····································	き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大き	
	0.工位3位区别,3.文纸符体资料2.5到日	З
2 損益計算書 [*] ····································	() Market and a series of the	
3 キャッシュ・フロー計算書 [*]		
4 株主資本等変動計算書*		4
5 債務者区分による債権の状況*		4
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)*	(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、	
(危険債権)*	発生保険金額の経過保険料に対する割合* 13	4
(要管理債権)*	3 経理に関する指標等	
(正常債権)*	(1)支払備金明細表	34
6 リスク管理債権の状況 [*] ······ 1	07 (2)責任準備金明細表*・・・・・・・・・・・・ 13	35
(破綻先債権)*	(3)責任準備金残高の内訳*······13	35
(延滞債権)*	(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方	
(3カ月以上延滞債権)*	式、積立率、残高(契約年度別)*·······13	35
(貸付条件緩和債権)*	(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一	_
7 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況* 1		
8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン		36
比率)* 1		
9 有価証券等の時価情報(会社計) [*]	(7)引当金明細表*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	37
9 有細証券寺の時間情報(云社計) (有価証券) [*] ················ 1		•
	*	₹7
(金銭の信託) [*]		1 27
(デリバティブ取引)*		
10経常利益等の明細(基礎利益)		
11計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受	(10)保険料明細表	
けている場合にはその旨 [*] ····· 1		
	(12)年金明細表	٠()

	(13)給付金明細表		6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	66
	(14)解約返戻金明細表		7997 44 CU 1944 1-1 1 - 111 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	405
	(15)減価償却費明細表	142	VⅢ特別勘定に関する指標等 [*] ······	165
	(16)事業費明細表*	142	取 伊隆会社及びその子会社等の共和*	
	(17)税金明細表	143	区 保険会社及びその子会社等の状況*	
	(18)リース取引	143	1 保険会社及びその子会社等の概況*	
	(19)借入金残存期間別残高	143	(1)主要な事業の内容及び組織の構成*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
4	資産運用に関する指標等		(2)子会社等に関する事項*	166
	(1)資産運用の概況		(名称) [*]	
	(年度の資産の運用概況)	40	(主たる営業所又は事務所の所在地)*	
	(ポートフォリオの推移〈資産の構成及び資産の増減〉)*・・・		(資本金又は出資金の額) [*]	
	(2)運用利回り*	1.44	(事業の内容) [*]	
	(3)主要資産の平均残高 [*] ····································	145	(設立年月日)*	
	(4)次文字中间光明如本*	145	(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又	
	(4)資産運用収益明細表*		は総出資者の議決権に占める割合)*	
	(5)資産運用費用明細表*		(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有す	
	(6)利息及び配当金等収入明細表*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		る当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者	
	(7)有価証券売却益明細表		の議決権に占める割合)*	
	(8)有価証券売却損明細表		2 保険会社及びその子会社等の主要な業務 [*]	
	(9)有価証券評価損明細表		(1)直近事業年度における事業の概況*	166
	(10)商品有価証券明細表*	148	(1) 上西大学なの1271年二十七四*	100
	(11)商品有価証券売買高	148	(2)主要な業務の状況を示す指標*	166
	(12)有価証券明細表*	148	(経常収益)*	
	(13)有価証券残存期間別残高*	149	(経常利益又は経常損失)*	
	(14)保有公社債の期末残高利回り	150	(親会社株主に帰属する当期純利益又は	
	(15)業種別株式保有明細表*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151	親会社株主に帰属する当期純損失)*	
	(16)貸付金明細表*	152	(包括利益)*	
	(17)貸付金残存期間別残高	152	(総資産)*	
	(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(ソルベンシー・マージン比率)*	
	(19)貸付金業種別內訳*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 保険会社及びその子会社等の財産の状況*	
	②) 貸付金使途別内訳 * · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(1)連結貸借対照表* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	167
			(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(21)貸付金地域別内訳 ····································		(連結損益計算書)*	
	(22)貸付金担保別内訳************************************	155	(連結包括利益計算書)*	
	②有形固定資産明細表*		(3)連結キャッシュ・フロー計算書*	160
	(有形固定資産の明細)**		(4)連結株主資本等変動計算書*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)*	156		
	②4固定資産等処分益明細表*		(5)リスク管理債権の状況*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
	②固定資産等処分損明細表*		(破綻先債権)*	
	26賃貸用不動産等減価償却費明細表	157	(延滞債権)*	
	(27)海外投融資の状況		(3カ月以上延滞債権)*	
	(資産別明細) [*] ······	157	(貸付条件緩和債権)*	
	(資産別明細) [*]	158	(6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金	
	(外貨建資産の通貨別構成)	158	等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン	
	(28)海外投融資利回り*	159	比率)*	187
	②公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)		(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充	
	(30)各種ローン金利		実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	
	(31)その他の資産明細表		(8)セグメント情報*	188
5	有価証券等の時価情報(一般勘定)	.00	(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資	
O	(有価証券)	160	本等変動計算書について金融商品取引法に基づき	
	(金銭の信託)	161	公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている	
	(デリバティブ取引)		場合にはその旨*	188
	(ナリハティノ取51)	104	(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表	
ᇄᄱ	険会社の運営[*]		作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	
		60	······ 該当せず	*(注3)
1	リスク管理の体制 [*] ····································	. 63	(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって	
		63	事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせ	
3	法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	400	るような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な	
4		136	影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びそ	
4	指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該		の内容、当該重要事象等についての分析及び検討内	
	生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める			
	生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置		容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するため	100
	を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生		の対応策の具体的内容 [*] ····································	188
	命保険業務紛争解決機関の商号又は名称			
	指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当		(注1)連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合は不要とする。	
	該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定め		(注1)建稿でヤックュ・クロー計算者を1F成りる場合は小安とりる。 (注2)金融商品取引法に基づき有価証券報告書に確認書を添付	++=
	る生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措			119
	置の内容 [*] ····································	86	会社、及び連結財務諸表を作成する会社は不要とする。	+ + ~
5	個人データ保護について		(注3)金融商品取引法に基づき有価証券報告書に確認書を添付	」9 つ
J	ILLY Y PURKET TO Y	50	会社は不要とする。	

かんぽ生命の現状2020 2020年7月発行

株式会社 かんぽ生命保険 広報部

〒100-8794 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス ウエストタワー

TEL 03-3477-0111 (代表) URL https://www.jp-life.japanpost.jp/









